

新しい行政改革大綱

～「自主・自立のえひめ」を目指して～



平成 23 年 12 月

平成 24 年 11 月 第一次改訂

平成 25 年 12 月 第二次改訂

平成 26 年 12 月 第三次改訂

愛 媛 県

目 次

1	これまでの行政改革の取組・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	新たな改革の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	新しい行政改革大綱の目的と3つの改革・・・・・・・・	11
	「挑戦」する改革・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	「連携」する改革・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	「創造」する改革・・・・・・・・・・・・・・・・	15
4	推進期間・進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・	17
5	重点取組事項・・・・・・・・・・・・・・・・	19
6	目標設定事項(100のチャレンジ)・・・・・・・・	33
7	体系図・・・・・・・・・・・・・・・・	39
8	実行計画・・・・・・・・・・・・・・・・	45

1 これまでの行政改革の取組

本県では、平成8年度に策定した「行政改革大綱」及び「地方分権推進大綱」以降、これまで4期にわたってそれぞれの時代の要請と県の行財政を取り巻く課題に対応した大綱を定め、行政改革に取り組んできました。

特に、第4期の行政改革では、平成16年度のいわゆる地財ショックによる地方交付税の大幅な削減等の影響で危機的な状況に陥った本県財政を立て直すため、事務事業の見直し、定員の削減、臨時的な給与の減額等、徹底した歳出の削減を行うとともに、県税徴収の強化、県有財産の売却、新たな収入源の開拓等、幅広い歳入の確保に取り組み、県債発行の抑制、基金の積み増しなど、県財政の健全化に努めました。

第1期(H8~H10)〔行政改革大綱〕〔地方分権推進大綱〕

〔背景〕地方分権推進法の成立（地方分権の総合的かつ計画的な推進）

〔目標〕地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立

- ・事務事業の整理合理化
- ・組織、機構の見直し

第2期(H11~H13)〔新行政改革大綱〕

〔背景〕地方分権一括法の成立（国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止等）

〔目標〕県民の県民による県民のための県政の推進

- ・経費の節減合理化
- ・スクラップ・アンド・ビルドの徹底
- ・情報公開の推進

第3期(H14~H17)〔行政システム改革大綱〕

〔背景〕厳しい財政状況と社会経済情勢の大きな変化

〔目標〕最少のコストで最大の県民満足を提供する地域経営体としての体質の改善・強化

- ・事務事業の廃止、縮小
- ・組織、機構の簡素化
- ・定員の適正化
- ・仕事の進め方や制度、システムの見直し

第4期(H18~H22)〔構造改革プラン〕

〔背景〕市町村合併の進展（70市町村⇒20市町）、三位一体改革による地方交付税等の大幅削減

〔目標〕県民との協働自治

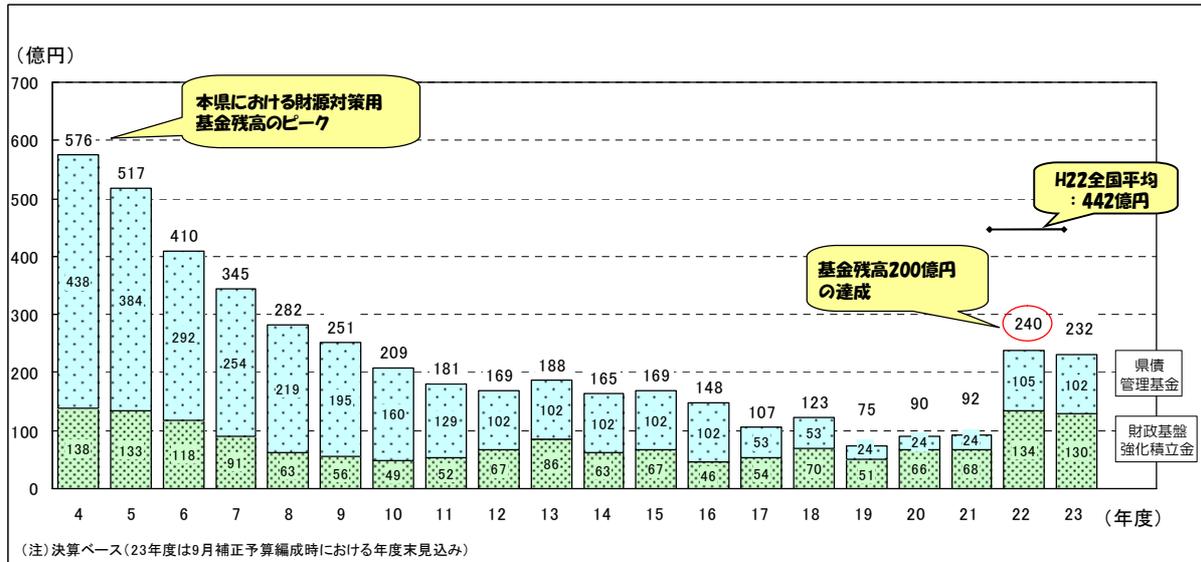
- ・県民サービス改革（アウトソーシング、公の施設の見直し、出資法人の見直し）
- ・パートナーシップ改革（NPO等との協働、市町への権限移譲、四国4県連携）
- ・組織改革（地方局・試験研究機関の再編・スリム化、定員の適正化、給与の見直し）
- ・財政構造改革（財政構造の転換、徹底した歳出の削減、歳入の確保）

〔取組の成果〕

(1) 危機的な財政状況の一定の改善

数次にわたる大幅なマイナスシーリングの設定により、歳出を削減したほか、定員適正化計画を上回る定員削減や臨時的な給与カット、県債の発行抑制や公債費の縮小など、持続可能な財政構造への転換に向けて取り組んだ結果、基金残高の目標200億円を達成するなど、一定の成果を挙げました。

財政基盤強化積立金及び県債管理基金の残高の推移



財政構造改革の主な成果

三位一体改革による地方交付税等の大幅削減

H15→H20
▲493億円

愛媛県財政構造改革基本方針(平成17年10月策定)

【目標】○財政再生団体への転落を回避し、持続可能な財政構造へ転換する
○徹底した歳出削減と広範な視点からの歳入確保の取組を推進

【実施期間】 18年度～21年度(取組を22年度まで1年延長)

	主な項目	実施内容	効果額
歳出の削減	○事務事業の徹底的な見直し	・市町、団体への補助は廃止を前提に見直し	△194億円
		・ゼロベースからの見直しによる「選択と集中」	△1,190億円
	○投資的経費の見直し	・中四国平均程度へ削減	△173億円
		・大規模事業は、事業費圧縮や新規着手原則凍結	
	○定員の削減	・構造改革プランに基づき定員を削減	△258億円
		一般行政、教員及び警察部門削減数:1,511人 ・事務処理方法の見直し等を進め臨時職員を削減 削減人員数:119人	
○給与の臨時的抑制	・職員給与の減額を臨時的に実施	△205億円	
○その他	・ESCO事業の導入など	△39億円	
歳入の確保	○県税収入の確保	・滞納額の縮減(愛媛地方税滞納整理機構の設置)	8億円
		・資源循環促進税の創設	7億円
	○県有財産の売却	・県有財産の計画的売却等	70億円
	○新たな収入源の開拓	・県ホームページ等の広告料収入や県有施設の命名権収入の拡大	2億円
	○受益者負担の適正化	・使用料・手数料の見直し(県営住宅駐車料の導入など)	2億円
	○その他	・県債の適正な活用など	275億円

国を上回る行財政改革を実施

これまでの取組の累計額

2,432億円
歳出削減 ▲2,068億円
歳入確保 +364億円

将来負担の抑制にも努力

県債発行抑制により、
臨時財政対策債を除く
県債残高は大幅に減少
H17年度比 ▲1,237億円

財源対策用基金の積み増し

不測の事態に備えた、
望ましい**基金残高200億円**
への積み増し目標を22年度
末に達成
H22末残高 **240億円**

(2) 組織・定員のスリム化

地方局や試験研究機関の再編、公の施設の見直しなど、組織のスリム化を図るとともに、定員適正化計画等に基づき計画的に適正な定員管理を進めてきた結果、一般行政部門の職員数は、平成7年度のピーク時から平成23年度までの16年間で895人(△18.8%)の削減を図りました。

組織のスリム化

地方機関の再編

【地方局】

5地方局 ⇒ 3地方局(H20.4)

【試験研究機関】

15機関 ⇒ 3機関(H20.4)

公の施設の見直し

【指定理者制度の導入】

- ・総合社会福祉会館
- ・県民文化会館
- ・総合科学博物館
- ・歴史文化博物館
- ・県営住宅(中予地方局管内20団地)
など50施設に導入

【独立行政法人化】

- ・医療技術大学

【施設の廃止】

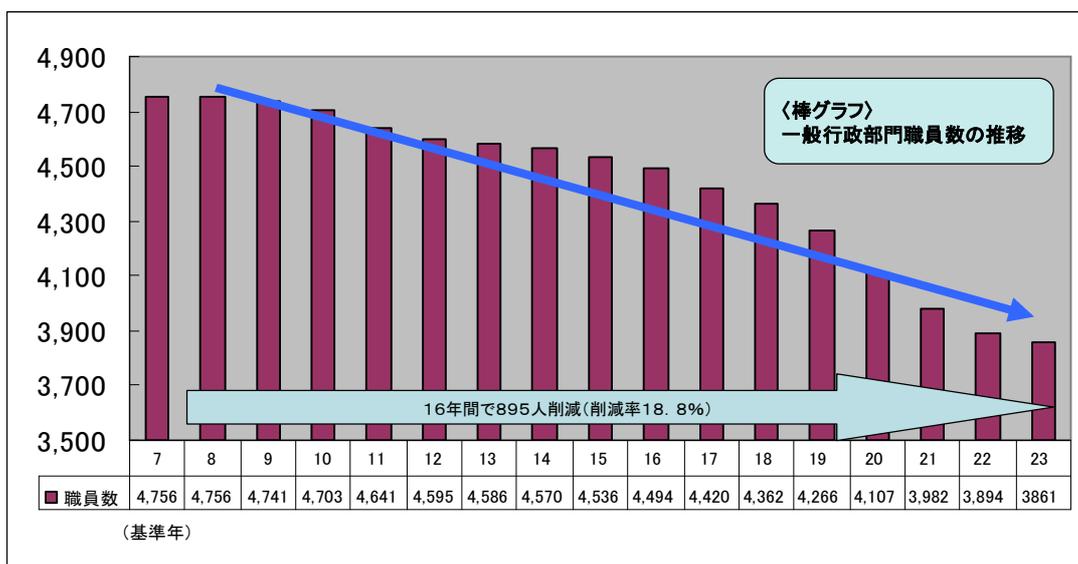
- ・母子福祉センター
- ・歯科技術専門学校
- ・健康増進センター
- ・東予青年の家、南予青年の家

【移譲】

- ・県立三島病院

定員のスリム化

H23年度までの16年間で一般行政部門職員▲895人削減(削減率18.8%)

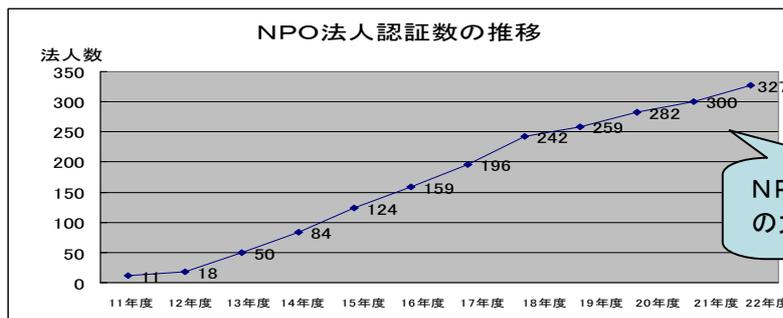


(3) 公共サービスの見直し

公的分野で活動するNPO法人の数が大幅に増加し、NPO等と県の協働が進むとともに、公の施設への指定管理者制度の導入や業務のアウトソーシングによる民間活力の活用により、多様な主体による効果的・効率的なサービスの提供が着実に進んできました。

NPO等との協働

NPO法人認証数の増加



NPO法人認証数の大幅な増加

協働事業の実施状況(例)

- ◆H22年度提案型パートナーシップ推進事業の状況
 - ・えひめの子育て家庭を支える情報ネットワーク構築事業
子育て応援サイトのデータベース化
 - ・東予の千枚田の環境保全事業
耕作放棄地での水稻栽培等
 - ・地域資源を活かしたキャリア教育事業
地域全体を学びの場とする体験活動、地域人材との交流

民間活力の導入

指定管理者制度の導入効果

- ◆利用者数が把握可能な21施設のうち14施設で利用者数が増加
21施設全体では9.7%増加(366万人⇒401万5千人)

施設名	導入前		導入後	増加人数 (人)	増加率 (%)	
	17年度実績 (人)	⇒	18~22年度平均 (人)			
主な増加施設	男女共同参画センター	50,640	⇒	62,735	12,095	23.9
	えひめこどもの城	306,540	⇒	372,677	66,137	21.6
	愛媛国際貿易センター	363,396	⇒	387,217	23,821	6.6
	テクノプラザ愛媛	29,575	⇒	33,122	3,547	12.0
	えひめ森林公園	80,033	⇒	90,278	10,245	12.8
	総合運動公園	732,838	⇒	879,573	146,735	20.0
	とべ動物園	463,644	⇒	576,187	112,543	24.3
	生活文化センター	83,203	⇒	106,464	23,261	28.0

- ◆18年度までに導入した25施設で管理運営コストを約23.5%削減(17年度と23年度の比較)
17年度 26億94百万円 ⇒ 23年度 20億61百万円

2 新たな改革の必要性

本県では、これまでの行政改革の取組により、第1章で取り上げたような成果を挙げてきました。

しかしながら、財政状況が依然として厳しい中、来るべき分権型社会に対応できる足腰の強い体制づくりを進めるとともに、第6次県長期計画の推進や防災力の強化など喫緊の政策課題にも積極的に対応していく必要があります。そのためには、「改革に終わりなし」との認識の下、不断の行政改革努力を継続していかなければなりません。

また、行政改革は、地方自治法に定める「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」(第2条第14項)という自治体運営の基本原則を具体化する取組にほかならず、また、県民の県政に対する信頼の基礎となるものであります。

県政運営に対する県民の御理解、御協力をいただくためにも、引き続き徹底した行政改革に努め、行政の健全性を保ち続けるとともに、時代潮流に対応した新たな改革に取り組んでいくことが不可欠です。

(1) 厳しい財政見通し

- ◆国の財政運営の動向や厳しい経済情勢が地方財政に大きな影響
- ◆少子高齢化による社会保障関係経費の増大
- ◆地方交付税の振替えとなる臨時財政対策債の増加による公債費の高止まり

(2) 分権型社会への対応

- ◆国の縦割り行政の限界
- ◆国主導による地方分権改革の停滞
- ◆地方主体の新たな広域行政への動き

(3) 政策課題への対応

- ◆第6次県長期計画(愛媛の未来づくりプラン)において、目指す愛媛の将来像を描き「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」の実現に向けて県政を推進
- ◆東日本大震災を踏まえた防災力の強化、地域経営の鍵を握る産業振興施策の強化など、緊急に対処すべき重要課題への対応

(1) 厳しい財政見通し

本県財政の中長期の見通しについて、内閣府の「経済財政の中長期試算」や総務省の「地方財政収支の仮試算」を基に試算（平成23年10月）を行ったところ、平成24年度から平成26年度までの3年間の財源不足額は、▲385億円と再び拡大に転ずることが見込まれ、依然として厳しい財政状況が続きます。

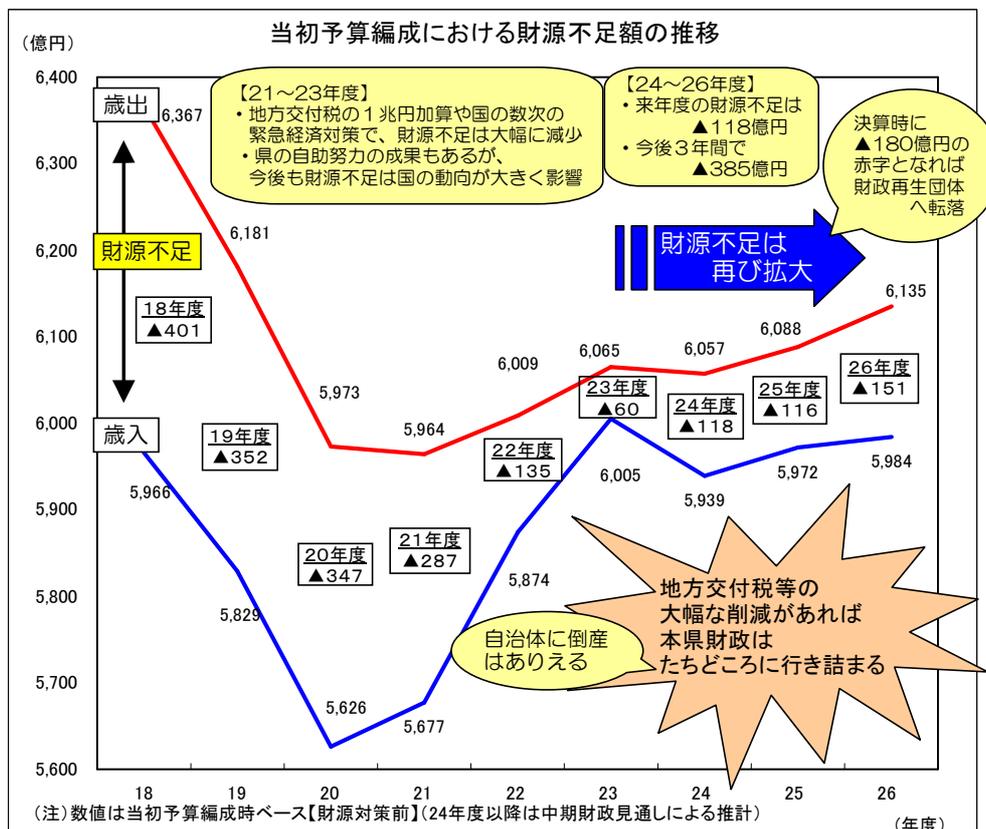
財源不足額が拡大する要因は、歳入面では、自主財源である県税が低迷し、地方交付税も抑制基調が続く中で、歳出面では、人件費は退職手当が高止まりし、公債費は財源対策のための起債の増加により依然として高水準で、社会保障関係経費は少子高齢化に伴い構造的に増加していくことにあります。

本県財政は、経済情勢の変動や国の財政運営の動向等によっては、更に厳しい財政状況に陥る懸念がある中で、今後見込まれる財源不足への対処のみならず、東日本大震災を踏まえた防災・減災対策など新たな県民ニーズにも的確にこたえていかなければならず、財政健全化に向けて、歳出歳入全般にわたる対策に引き続き取り組んでいく必要があります。

中期財政見通し

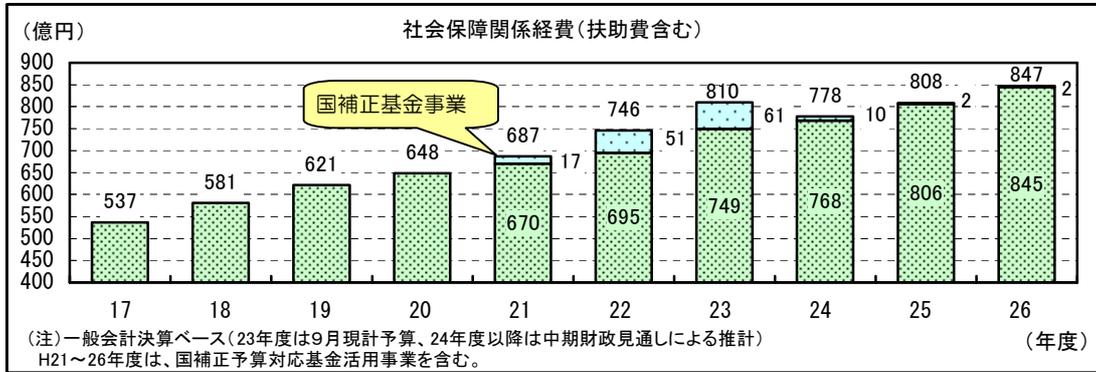
国の財政運営の動向や厳しい経済情勢が地方財政に大きな影響

- ◆平成24年度から平成26年度までの3年間で、385億円の財源不足が生じる見込み
- ◆平成23年8月に公表された国の中期財政フレームでは、71兆円に固定化された「歳出の大枠」に、増加を続ける社会保障関係経費とともに地方交付税も含まれており、そのしわ寄せが及ぶことにより、交付税が大幅に削減される懸念
- ◆大規模災害等に対する県民の安全・安心を確保するため、東日本大震災を教訓とした防災対策の早急な実施が必要



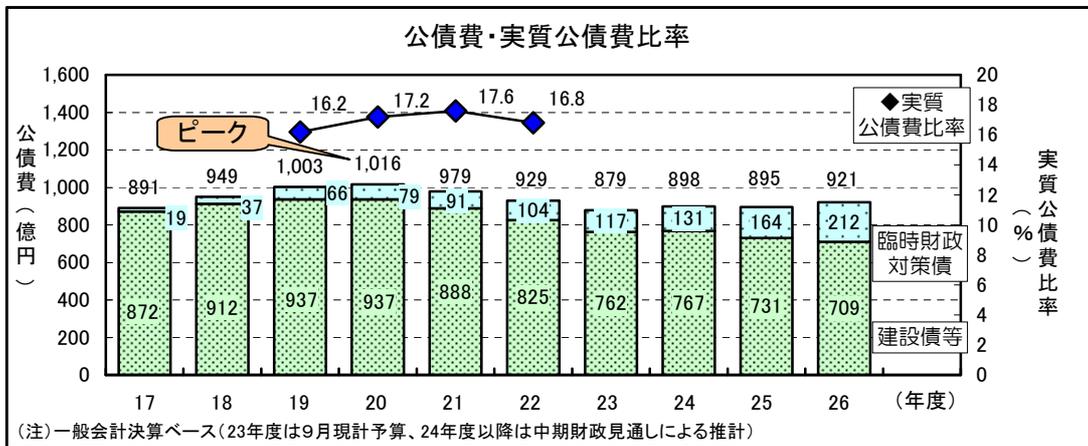
少子高齢化による社会保障関係経費の増大

◆少子高齢化の進展により毎年約35億円ずつ増加する見込み



地方交付税の振替えとなる臨時財政対策債の増加による公債費の高止まり

◆公債費は平成20年度をピークに減少してきたが、地方交付税の振替えとなる臨時財政対策債の増加により、平成24年度から再度増加に転じ、高止まり



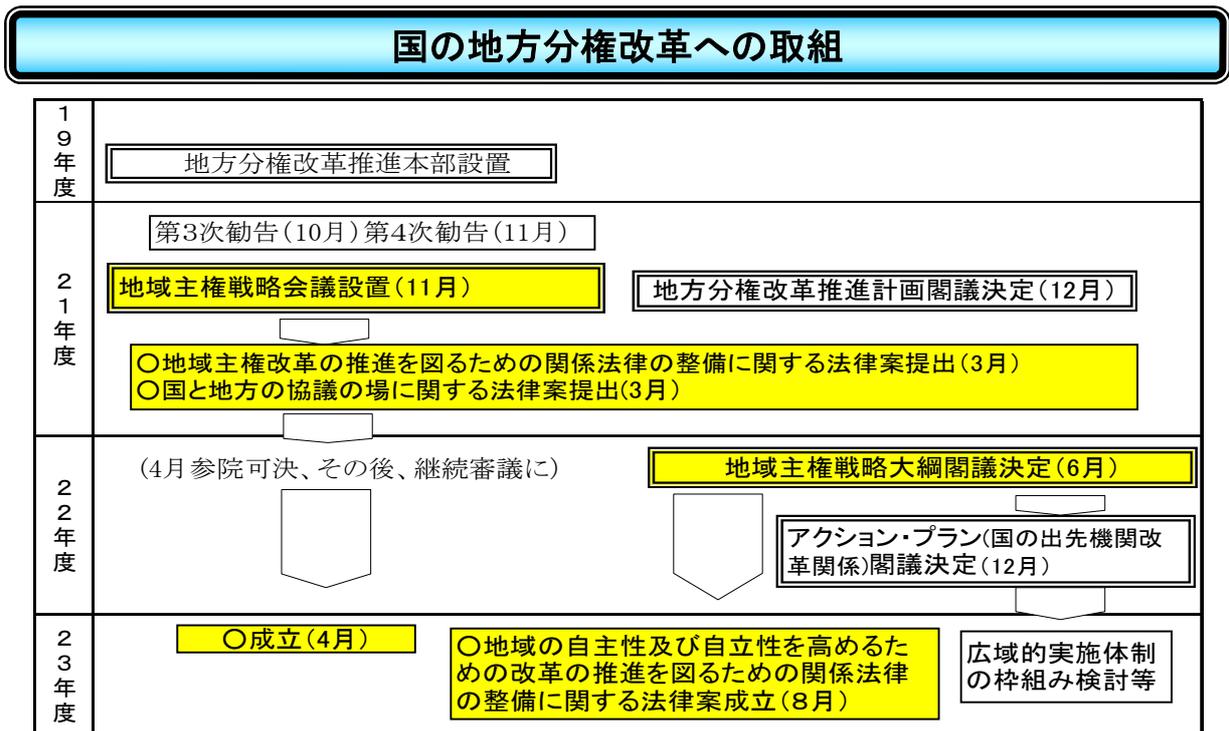
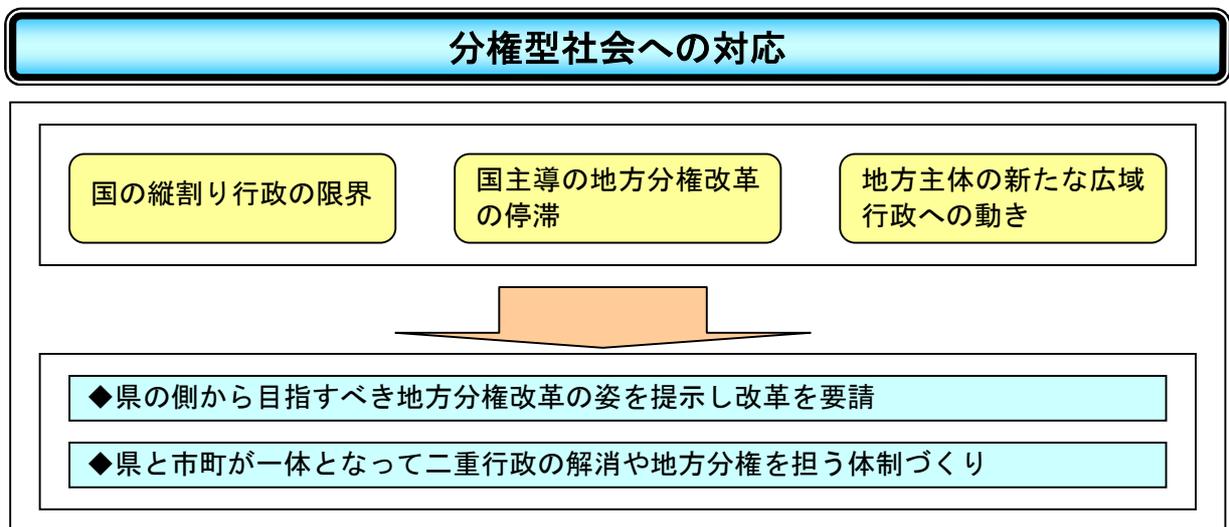
(2) 分権型社会への対応

中央集権体制下の国の縦割り行政は限界を迎えており、地方のことは地方に委ねる地方分権改革の必要性・重要性が久しく唱えられていますが、国・地方の協議の場の法制化など一定の前進は図られたものの、その実現にはいまだ至っていません。

地方分権改革を進めるには、国の統治機構を抜本的に見直すことが重要であり、国自らが率先して改革に取り組むべきですが、地方への権限移譲は一部にとどまり、国の出先機関改革も各府省の抵抗が強まっているなど、国主導による地方分権改革は停滞しつつあります。

このような中、関西広域連合など地方が主体的に新たな広域行政に取り組むなど、停滞する地方分権改革を前進させようとする動きが広がりつつあります。

県は、改革を国任せにすることなく、地方の側から、国・地方の協議の場等を通じて、目指すべき地方分権改革の姿や権限・財源の移譲を訴え、国を突き動かしていくとともに、県においても、市町と一体となって二重行政の解消や地方分権を担う体制づくりに取り組んでいく必要があります。



(3) 政策課題への対応

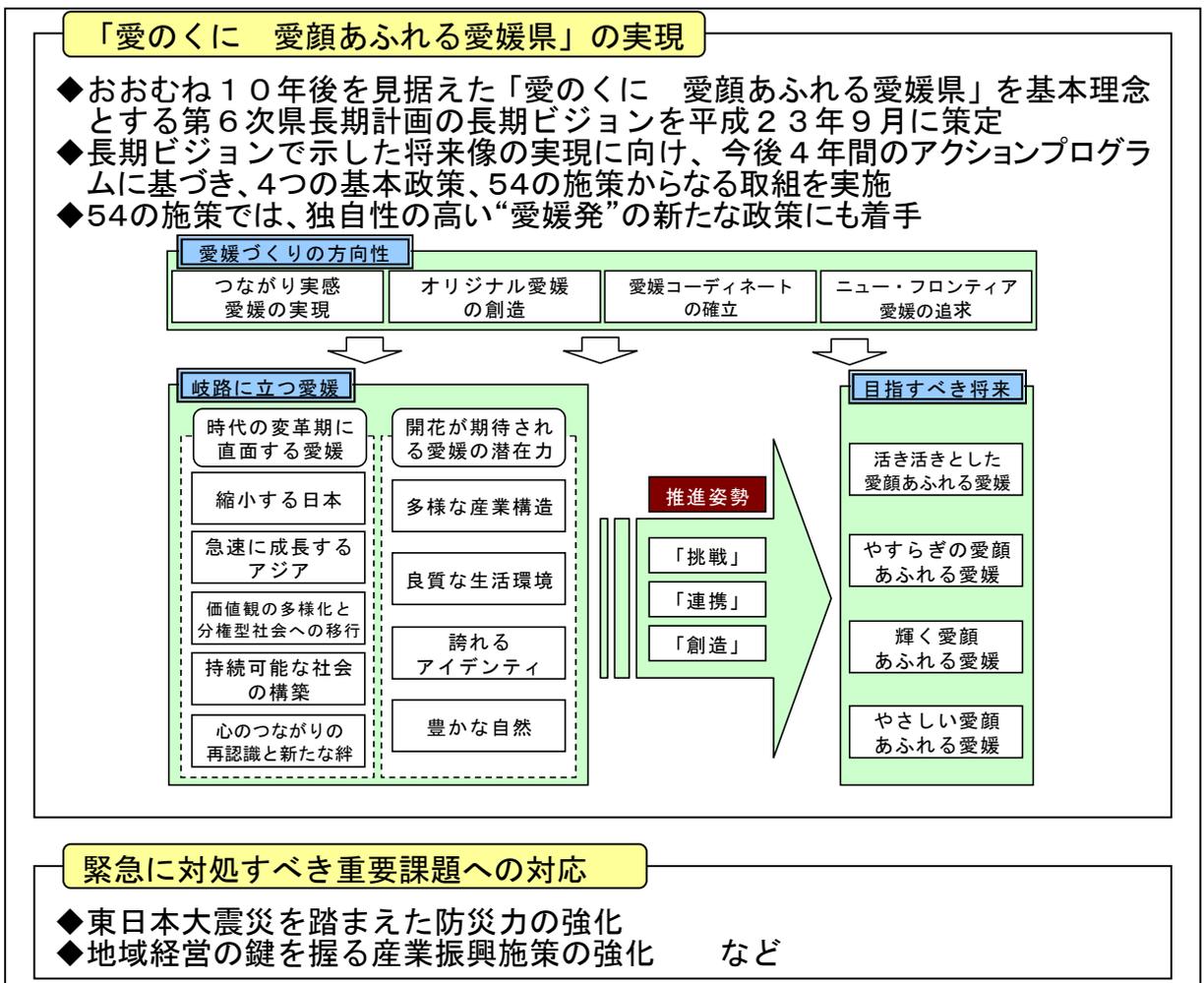
本県では、「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」を基本理念とする第6次県長期計画の長期ビジョンを平成23年9月に策定し、おおむね10年後を見据えた愛媛の目指すべき将来像を描きました。

同計画に掲げる将来像の実現に向け、今後4年間のアクションプログラムに基づき、4つの基本政策、54の施策からなる取組を実施することとしています。

アクションプログラムでは、独自性の高い“愛媛発”の新たな政策にも着手することとしており、財政健全化と新たな政策の展開の両立という極めて困難な課題に取り組まなければなりません。そのためには、職員一人ひとりの意欲と能力を引き出し、創意工夫と企画力を発揮できる組織となるよう政策立案機能の強化と人材の育成に取り組むことが急務となっています。

また、同計画に基づく政策の展開とともに、東日本大震災を踏まえた防災力の強化や地域経営の鍵を握る産業振興施策の強化など、緊急に対処すべき重要課題にも積極果敢に対応できる組織づくりが必要です。

政策課題への対応



◇ 職員の意欲と能力を引き出し、創意工夫と企画力を発揮できる組織の機能強化と人材の育成が不可欠

3 新しい行政改革大綱の目的と3つの改革

〔目的〕

本県はこれまで行政改革の努力を積み重ねてきましたが、引き続き厳しい財政状況を踏まえ、「改革に終わりなし」との認識の下、簡素で効率的な組織づくりを更に進めていくことが必要です。

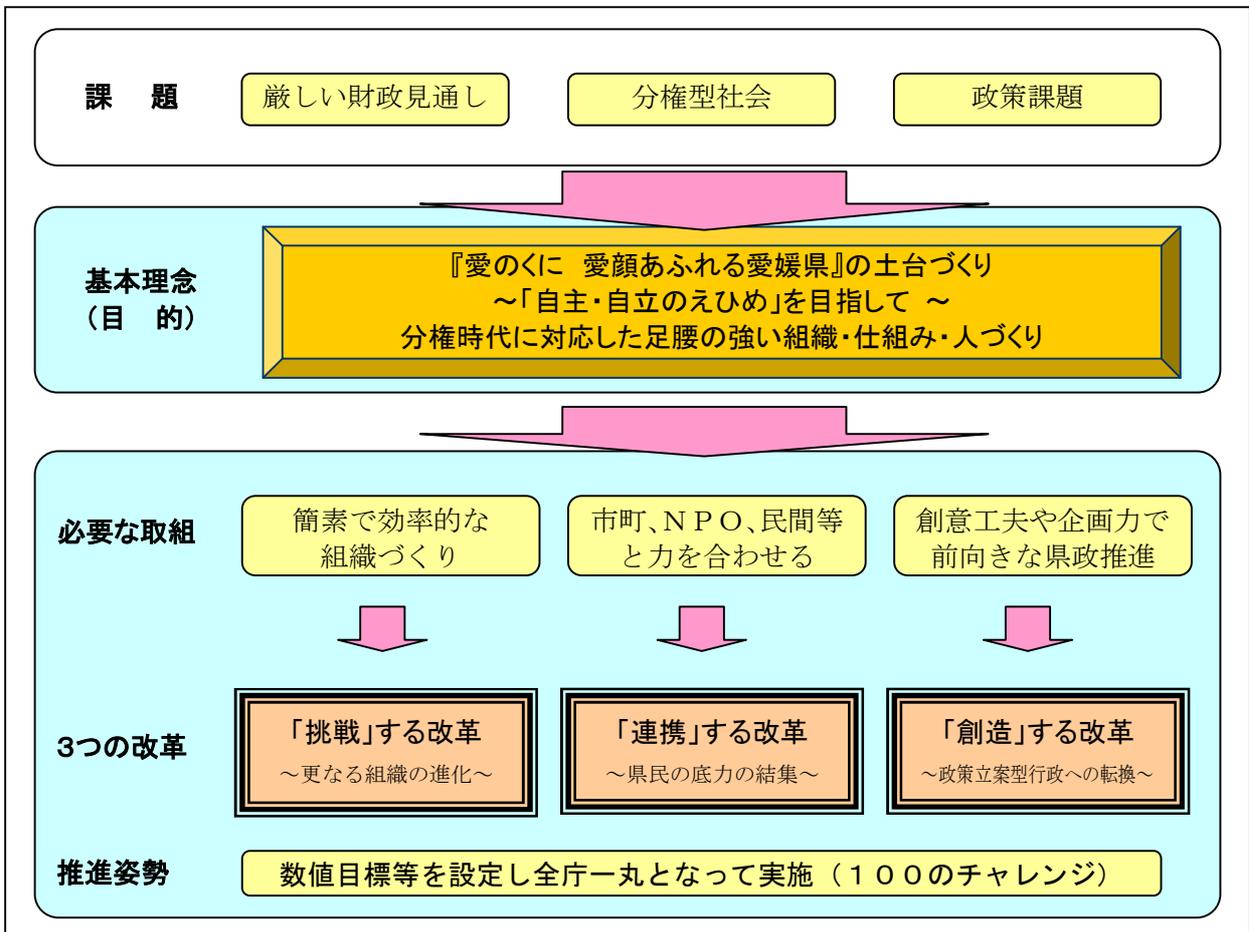
また、これまでの行政改革は、国が指針で示した数値目標に沿って定員や歳出の削減を進めてきた側面がありましたが、地方の自己責任が厳しく問われる分権型社会の到来を見据え、自主・自立の覚悟を持って、県の行政運営の基盤となる組織・仕組み・人という「土台」をしっかりと確立していかなければなりません。

さらに、第6次県長期計画の積極的推進を図っていくためには、市町、NPO、民間等との連携により愛媛県の総合力を発揮するとともに、創意工夫や企画力を発揮して重要課題に積極果敢に対応する政策立案型行政への転換が求められています。

このため、新しい行政改革大綱は、「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」の土台づくりを基本理念に掲げ、「自主・自立のえひめ」を目指して、分権時代に対応した足腰の強い組織・仕組み・人づくりに取り組みます。

〔3つの改革〕

新しい行政改革大綱は、厳しい財政状況等を踏まえた簡素で効率的な組織づくりを追求する「挑戦」、分権型社会を見据えた、市町との連携強化やNPOとの協働、他県との広域連携などに取り組む「連携」、創意工夫や企画力の発揮による前向きな県政推進を目指す「創造」の3つの改革を柱として取り組みます。



〔推進姿勢〕

県民に分かりやすく改革の進捗状況を示すとともに、全庁一丸となって改革を実施するため、「100のチャレンジ」として数値目標等具体的な取組目標を設定し、成果の見える改革を推進します。

また、Plan（大綱の策定）-Do（実行計画の実施）-Check（行政改革・地方分権戦略本部による実施状況の検証）-Action（県議会、行政改革・地方分権推進委員会等の意見、提言を踏まえた見直し）のサイクルを徹底するとともに、社会経済情勢の急激な変動や国の財政運営・制度の大幅な変更等に機動的・弾力的に対応しながら改革を推進します。

「挑戦」する改革 ～更なる組織の進化～

◆徹底した無駄の削減、組織のスリム化など、これまでの行政改革の成果を踏まえながら、厳しい財政状況や本県を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応できるよう、自ら考え自ら実行する行財政改革に不断に取り組み、簡素で効率的な組織づくりを更に推進します。

本県は、第1期から第4期の改革において、徹底した無駄の削減、組織のスリム化、事務の合理化に取り組み、国が示した目標をはるかに上回る行政改革の成果を挙げました。

しかし、少子高齢化の進展、住民ニーズの多様化・高度化、東日本大震災の発生、急激な円高の進行など、県の行財政を取り巻く環境は絶えず変化しています。行政改革に終わりはなく、時代潮流の変化を的確に捉え、その変化に柔軟に対応できる体制を絶えず追求していかなければ、県民の負託に応えることはできません。

このため、これまでの行政改革の成果を踏まえながら、限りある予算と人を真に必要な分野に重点的に配分するよう、メリハリを徹底した予算編成やスクラップ・アンド・ビルドを基本とした組織の再編等を推進するなど、財政健全化や組織のスリム化等に引き続き取り組みます。

特に、行政評価システムを改善・強化し、事務事業の徹底した見直しを行い、効果的・効率的な行財政運営に努めます。

同時に、地方財政は国の税財政制度に大きく左右されることから、国に対して、国・地方の税源配分のあり方や団体間の税源偏在是正等について、全国知事会等を通じて地方の立場を主張していきます。

「挑戦」する改革は、これまでの成果の上に立ち、来るべき地方分権の時代に向けて、自主・自立の覚悟を持って、自ら考え、自ら実行する行財政改革を進め、簡素で効率的な組織づくりを更に推進する改革です。

【主な取組項目】

(1) 財政改革

◆財政健全化基本方針に基づき、更なる経費節減や財源の確保に取り組み、メリハリを徹底した予算編成を行います。

(2) 組織改革

◆組織のスリム化・効率化・活性化を図るとともに、定員適正化計画に基づき、計画的に適正な定員管理に取り組みます。

(3) 業務改革

◆行政評価システムの改善・強化による事務事業評価の徹底やファシリティマネジメントの検討を進め、無駄を削ります。

◆災害発生時の業務継続計画（BCP）と災害時行動計画を策定し、業務継続リスク管理に努めます。

「連携」する改革 ～県民の底力の結集～

◆地方分権の担い手となる市町との連携に重点的に取り組み、「チーム愛媛」として、二重行政の解消など、県と市町が一体となった効果的・効率的な行政運営を行います。また、NPO、ボランティア、民間など多様な主体との協働を更に進めるとともに、近隣県を始め、他県との広域連携を進め、共通する課題に取り組みます。

分権時代を見据えて、広域自治体である県と住民に最も身近な存在である市町が総合力を発揮して、住民主体のまちづくりを推進するため、「チーム愛媛」として二重行政の解消など効果的・効率的な行政運営を行うとともに、一体となって分権型社会に対応できる体制づくりに取り組みます。

また、NPO、ボランティア、民間など多様な主体による公的な活動を活性化し、地域主体の行政運営を図るため、NPO等との協働による「新しい公共」を推進するなど、更なる取組を進めます。

さらに、関西広域連合など地方による主体的な広域行政の取組の気運の高まりに対応し、四国他県や瀬戸内各県などの近隣県を始め、政策課題を共有する他県との多面的な広域連携を進め、共同して効果的な施策展開や課題の解決に取り組みます。

「連携」する改革は、市町、NPO、ボランティア、民間など多様な主体との協働を進めるとともに、他県との広域連携により総合力を発揮し、県民の底力の結集を目指す改革です。

【主な取組項目】

(1) 県と市町との総合力の発揮

- ◆県・市町連携推進本部を設置し、「チーム愛媛」として県・市町が共同して二重行政の解消や県民サービスの向上に取り組みます。
- ◆県・市町職員の「相互交流」に積極的に取り組むとともに、県の受託研修や合同研修の充実により、市町職員の人材育成を積極的に支援します。

(2) 地域・NPOとの連携

- ◆「新しい公共」の取組を推進するとともに、協働指針に基づくNPOとの協働や県民対話型県政の推進を図り、NPO、ボランティア等との協働に取り組みます。

(3) 民間との連携

- ◆アウトソーシングの推進などにより民間活力を積極的に活用するとともに、規制緩和を推進し、民間による地域活性化の取組を支援します。

(4) 他県との広域連携

- ◆四国4県連携施策の推進や人事交流など、四国各県との連携・交流を深め、四国の総合力を発揮できる協力、共同体制づくりを進めます。
- ◆瀬戸内各県などの近隣県を始め、政策課題を共有する他県との連携を図り、大規模災害の発生等にも備えた多面的な広域連携を推進します。

「創造」する改革～政策立案型行政への転換～

◆長期計画の効果的な推進を図るとともに、防災力の強化など緊急の重要課題に積極的に取り組むため、戦略性・機動性・柔軟性の高い組織づくりを推進します。また、職員の意識改革と創造的な施策を立案・実行できる人材の育成に努め、地方分権の進展に対応できる政策立案型行政への転換を目指します。

厳しい財政状況の中、長期計画を効果的に推進するためには、国に依存した「メニュー選択型行政」から、自立した「政策立案型行政」に転換することが必要です。また、東日本大震災を踏まえた防災力の強化や地域経営の鍵を握る産業振興など、緊急の重要課題にもスピード感を持って積極的に対処しなければなりません。

本県が目指す「政策立案型行政」は、地域の課題を踏まえ、解決に向けた政策を企画立案するとともに、創意工夫をもって実行し、政策目標を達成する前向きな行政を推進するものです。

そのため、戦略性・機動性・柔軟性の高い組織づくりや、政策の質を高めるトップマネジメント機能の強化、庁内分権による意思決定の簡素化・迅速化を図るとともに、長期計画を着実に推進するため、重点戦略方針に沿った戦略的な予算編成に取り組みます。

また、職員一人ひとりの意欲と能力を引き出し発揮できるよう職員の意識改革と能力開発を進めます。

さらに、地方分権改革の目指すべき姿を提示し、積極的な政策提言を行います。

「創造」する改革は、地方分権の進展を見据え、意識改革や能力開発により、創造的な施策を立案・実行できる人材の育成を進めるとともに、創意工夫や企画力が最大限発揮できる組織づくりを推進し、政策立案型行政への転換を目指す改革です。

【主な取組項目】

(1) 政策立案型組織づくり

- ◆重点戦略方針による政策展開や県と市町との連携施策の創出などにより政策立案機能を強化します。
- ◆課長補佐級職員をリーダーとした業務執行リーダー制の拡充などにより、機動的な体制を構築します。
- ◆「原子力安全対策課」の設置（H23.6）など重要な政策課題に対処できる組織再編を行うとともに、各部局に設置された政策推進班の連携により部局横断的な政策立案・調整機能の推進を図ります。
- ◆知事をトップとする「部局長会」を積極的に活用して意思決定の迅速化とトップマネジメント機能の強化を図ります。

(2) 職員の政策立案能力の強化

- ◆「5つの意識改革」を徹底するとともに、新たに課長級昇任試験制度を導入し、能力・実績重視型の人事管理に取り組みます。
- ◆職員研修の充実、民間、国との人事交流や県・市町職員の合同政策研究グループ活動の推進により政策立案型の人材育成を図ります。

(3) 広域自治体としての機能発揮

- ◆国の出先機関改革や、義務付け・枠付けの見直し等への対応を進めるとともに、広域自治体のあり方について検討します。

〔推進に当たって〕

第4期の行政改革では、財政再生団体への転落を回避することが最優先の課題であったことから、徹底した歳出削減のため、新規採用職員の抑制と公共事業費の思い切った削減などを進めてきました。

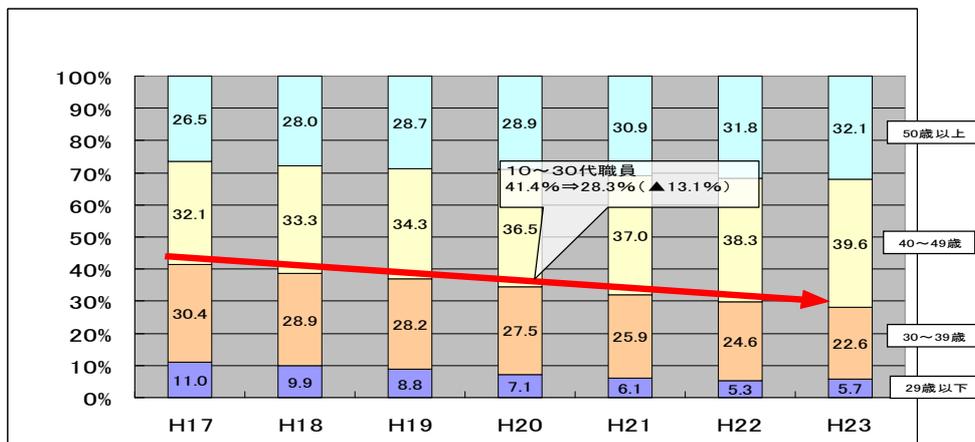
このため、職員の年齢構成のひずみや組織構成員の高齢化による組織活力の低下などの影響が、個別の分野において懸念されています。

また、東日本大震災の発生により、防災・減災のための公共事業の重要性がこれまでになく高まっており、防災対策事業に緊急に取り組んでいく必要があります。

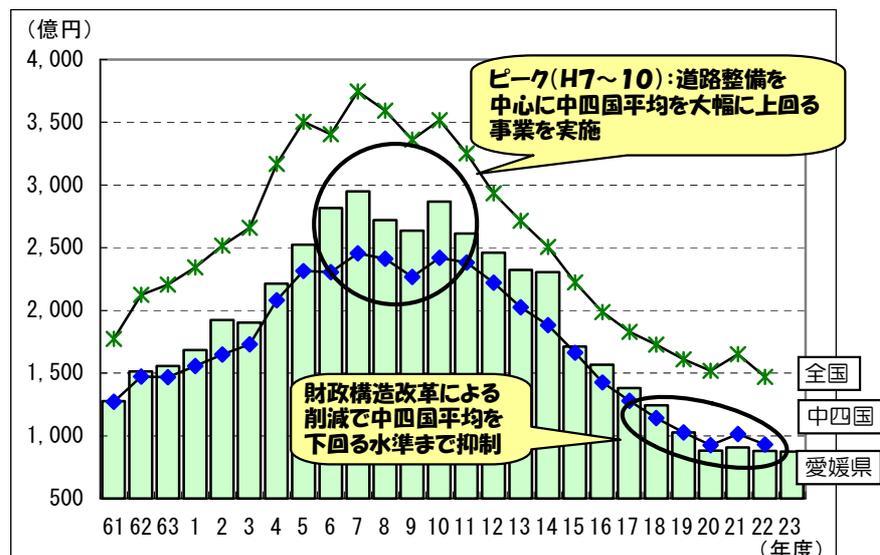
将来の負担を抑制し、財政健全化を着実に推進するため、今後とも、簡素化・効率化を追求する姿勢を堅持するとともに、これらの個々の課題には可能な範囲で丁寧に対処するよう検討します。

職員の年齢構成の推移

10～30代の職員の割合 : 41.4%(H17)⇒28.3%(H23) ▲13.1%



普通建設事業費の推移



(注) 事業費は、普通会計決算額 (H22は決算見込、愛媛県のH23数値は9月現計) 中四国及び全国の平均値には愛媛県分を除いて算定

4 推進期間・進行管理

(1) 推進期間

平成23年度から平成26年度までの4年間で推進期間とします。

(2) 進行管理

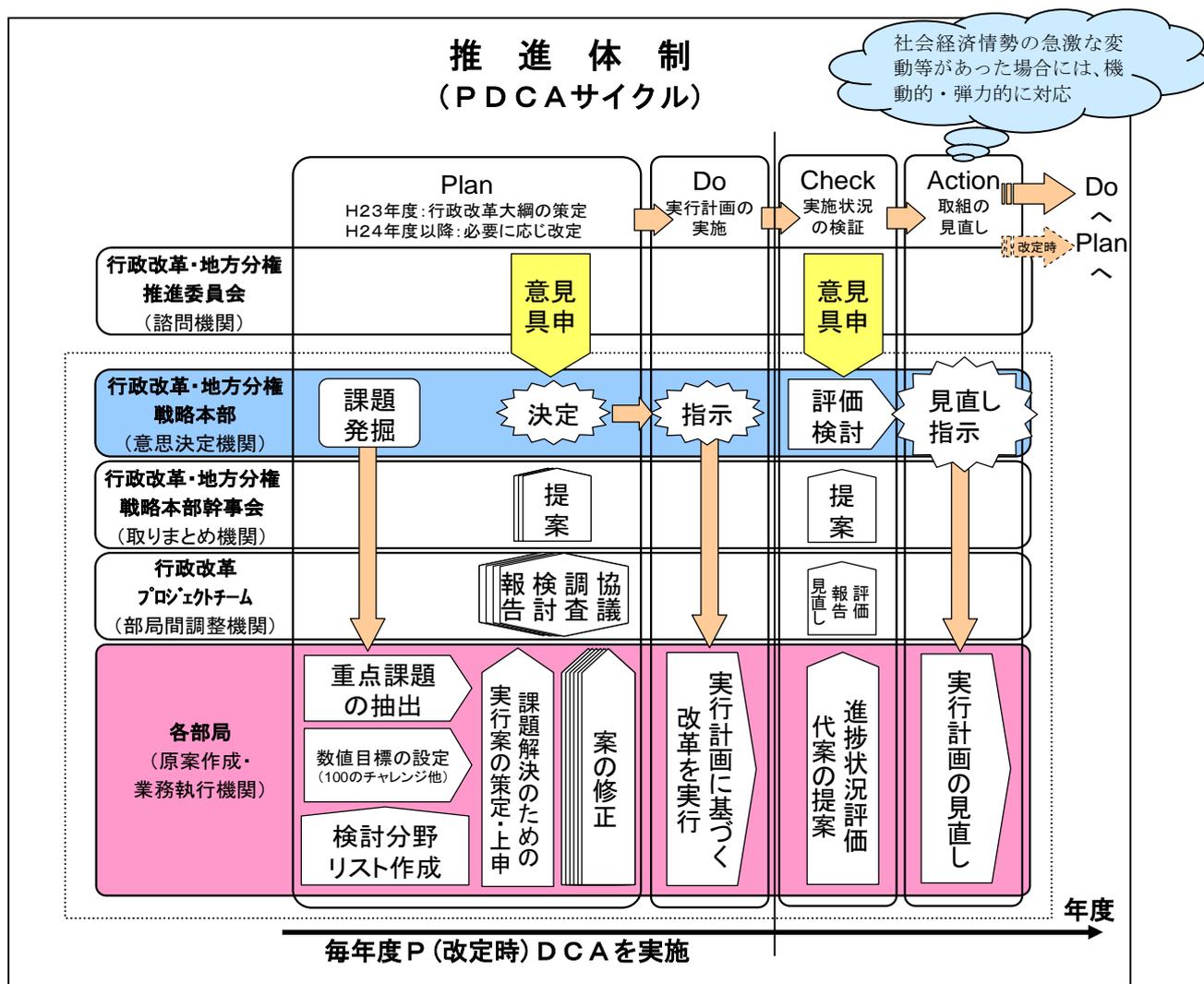
改革の推進に当たっては、個別の改革項目別に具体的な取組内容、スケジュール等を示した実行計画を策定します。

実行計画に基づき、改革を実行した後、知事を本部長とする愛媛県行政改革・地方分権戦略本部において、行政評価システム外部評価の活用も図りながら、実施状況の確認、進行管理を行うとともに、取組事項の進捗状況や新たな課題の発生などを踏まえて、改革の取組の見直しを行います。

さらに、毎年度の進捗状況は、県議会や愛媛県行政改革・地方分権推進委員会に報告し、御意見や御提言をいただくとともに、目標設定事項（100のチャレンジ）の達成状況を示すことにより県民に分かりやすく公表していきます。

(3) 機動的・弾力的対応

毎年の実行計画の見直しと合わせて、社会経済情勢の急激な変動や国の財政運営・制度の大幅な変更等があった場合には、取組内容を拡大強化することを含め、機動的・弾力的に対応します。



5 重点取組事項

3つの改革を推進するため、以下の事項について、特に重点的に取り組みます。

1 「挑戦」する改革 ～更なる組織の進化～

(1) 財政改革

- ◇財源対策用基金残高：大規模災害時における対応力を確保するだけでなく、重要施策の推進や防災・減災対策等を着実に推進するため、368億円以上を目標に可能な限り積み増しを目指します。
- ◇実質公債費比率：現状維持（13.5％）に努めます。
- ◇将来負担比率：現状維持（166.1％）に努めます。

本県財政は、歳入面では県税の低迷や地方交付税の抑制基調が続く一方、歳出面では社会保障関係経費の構造的な増加等により、平成24年度から平成26年度までの3年間で財源不足額385億円と再び拡大に転じることが見込まれ（平成23年10月試算）、さらに経済情勢や国の財政運営の動向等によっては、より厳しい財政状況に陥る懸念があります。

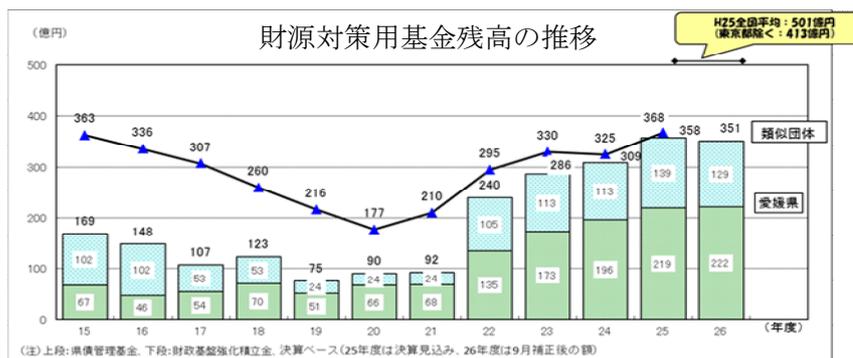
このため、平成23年度から平成26年度までを期間とする「財政健全化基本方針」を策定し、今後見込まれる財源不足に対処するとともに、震災の教訓を踏まえた防災・減災対策や第6次県長期計画に連動した重点施策の推進など、新たな県民ニーズにも応え得る財政の対応力を確保するため、これまでの財政構造改革の取組を継続しつつ、新たに財政健全化のための「3つの目標」を掲げ、これまで以上にメリハリを徹底させた予算編成を始め、歳入歳出全般にわたる対策に取り組みます。

◎財源対策用基金残高の目標

財源対策用基金については、大規模災害時における対応力を確保するだけでなく、重要施策の推進や防災・減災対策等を着実に推進するため、可能な限り積み立てることが必要です。

本県では、県民の御理解・御協力を得ながら、国をはるかに上回る行財政改革の努力を積み重ね、財政構造改革基本方針における目標基金残高200億円の確保を最終年度で何とか達成しましたが、平成25年度末残高358億円は、全国平均501億円に比べるといまだ低水準にあります。

このため、財政健全化に向け、基金取り崩しを極力圧縮するとともに、執行段階の節減努力により、基金残高368億円以上を目標に可能な限り積み増しを目指します。

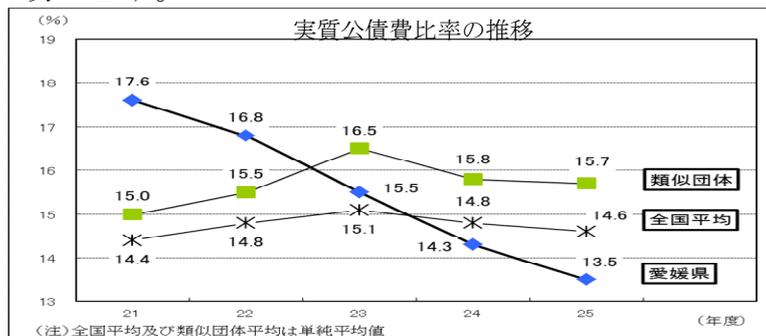


◎実質公債費比率の目標

実質公債費比率とは、県の実質的な借金の返済負担の重さを示しており、これが大きくなると、財政が硬直化し、各種事業に財源を回せなくなり、社会資本整備や防災対策事業等の施策推進に大きな支障が生じます。

また、18%以上になると起債許可団体となり、早期健全化基準である25%以上になると、財政健全化団体となり県債の発行が制限されます。

このため、財政健全化に向けた目標として、実質公債費比率は、現状水準（13.5%）の維持に努めます。

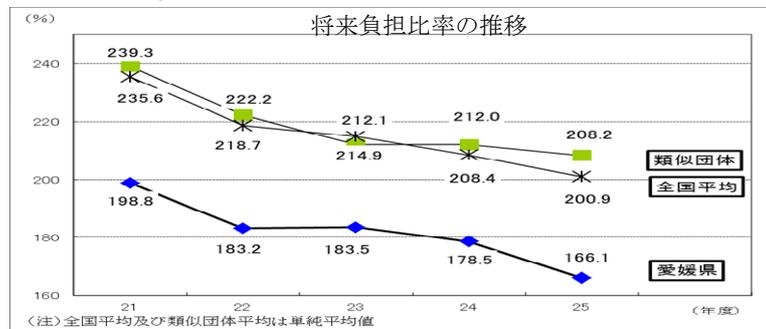


◎将来負担比率の目標

将来負担比率とは、県が将来支払うべき負債が、自由に使える経常的収入の何倍あるのかを示しており、これが大きくなると中長期的に財政が逼迫する危険性が高くなります。

さらに、早期健全化基準である400%以上になると財政健全化団体となります。

このため、財政健全化に向けた目標として、将来負担比率は、現状水準（166.1%）の維持に努めます。



〔財政健全化に向けた取組〕

【歳出削減】

- ・外部評価の活用など事務事業見直しを再徹底
- ・定員適正化の継続等による人件費の抑制
- ・県の役割の不断の見直し
- ・大規模事業等の適正な執行 など

【歳入確保】

- ・自主財源・地方交付税確保に向けた国への要請
- ・有利な起債の活用 など

【国の動向等に的確に対応】

- ・県財政見直しへ国の財政運営の動向等を的確に反映

◎参 考

- ・3つの目標値は、決算を踏まえて毎年度見直します。
- ・類似団体とは、「財政力指数」（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均）が同位である県を指します。
- ※平成25年度決算においては、本県の財政力指数は0.390であり、0.300以上～0.400未満の同位県は、新潟県、北海道、福井県、山梨県、熊本県、大分県、佐賀県、山形県、青森県、奈良県、山口県、岩手県の12道県

(2) 組織改革

- ◇組織のスリム化・効率化・活性化に引き続き取り組みます。
- ◇一般行政部門（知事部局等）の職員を対象とした第5次定員適正化計画に基づき、定員適正化の取組を継続します。
- ◇給与制度・運用全般について、適切な点検と見直しに取り組みます。

〔組織のスリム化・効率化・活性化〕

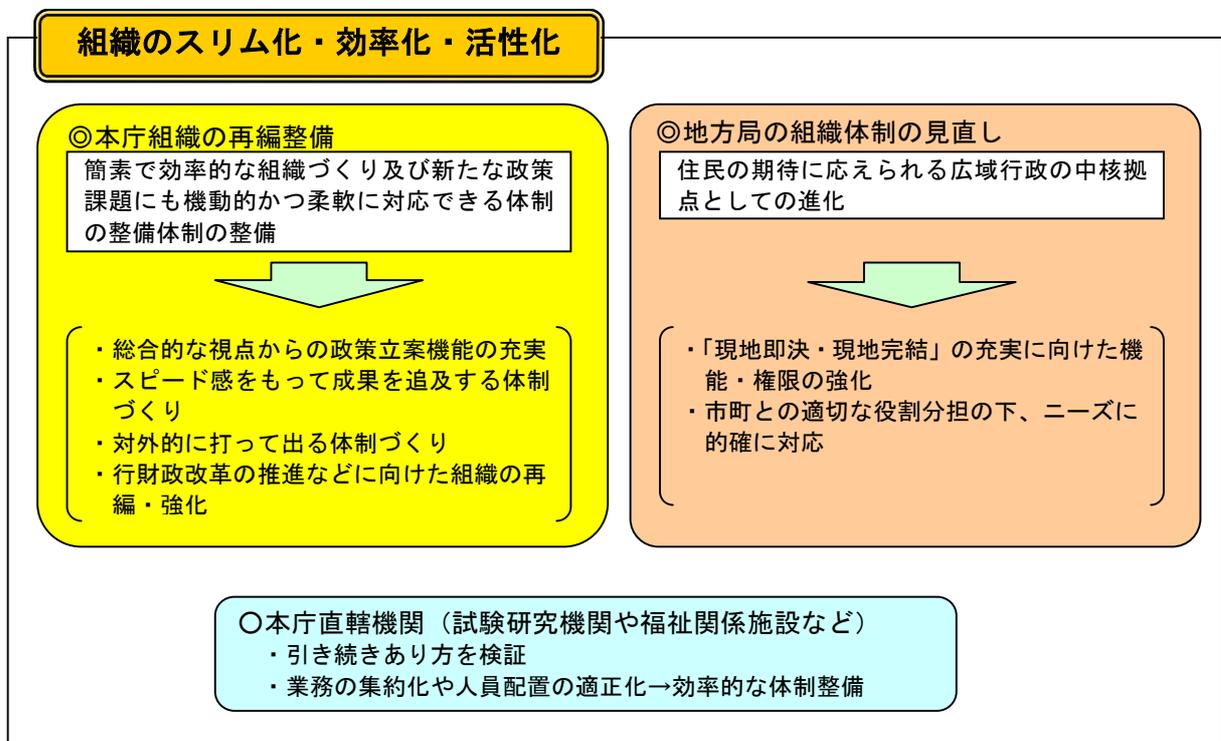
◎本庁組織の再編整備

来るべき本格的な地方分権時代の到来を見据え、自主・自立の覚悟の下、総合的な視点からの政策立案機能の充実や、スピード感をもって成果を追及する体制、対外的に打って出る体制づくり、さらには、行財政改革の推進などに向けた組織の再編・強化など、限られた人員を最大限に活用し、新たに発生する政策課題にも機動的かつ柔軟に対応できる体制の整備に引き続き取り組みます。

◎地方機関の組織体制の見直し

地方局については、平成20年4月に5局から3局体制に再編するとともに、「現地即決・現地完結」の充実に向け、機能・権限の思い切った強化を図ったところですが、今後も、市町との適切な役割分担の下、ニーズに的確に対応し、住民の期待に応えられる広域行政の中核拠点としての進化を目指します。

また、試験研究機関や福祉関係施設などの本庁直轄機関についても、引き続き、そのあり方を検証するとともに、業務の集約化や人員配置の適正化などにより、効率的な体制整備に取り組みます。



〔定員及び給与等の適正化〕

◎定員の適正化

真に自立した地方自治体となるためには、引き続き徹底した改革に取り組む必要があることから、平成23年度の一般行政部門（知事部局等）の職員数を平成27年度までに4%（160人程度）削減する新しい定員適正化計画（第5次計画）を策定し、定員適正化に向けた取組を継続します。

一方で、行政サービスの維持・向上を図るため、計画的な職員採用により年齢構成の平準化を図るとともに、再任用職員の積極的な活用を図るほか、危機管理対応等の行政需要を踏まえた適正な定員管理に努めます。

なお、他部門（教育、警察及び公営企業部門）においても、法令による職員配置基準等に留意しながら、一般行政部門に準じた定員の適正化を図ります。

また、技能労務職については、退職不補充の原則の下、業務の外部委託などの見直しを進めていきます。

さらに、臨時職員についても、事務処理方法の見直し等により、定員適正化計画に準じた適正な配置を行います。

〔定員管理の数値目標〕

○新しい定員適正化計画（第5次計画）

（1）計画期間：平成24～27年度（4年間）

（2）対象：一般行政部門職員

（3）目標数値：4%削減（160人程度）〔H23.4.1の職員数を基準〕

※本計画については、分権改革、公務員制度改革等諸情勢を的確に踏まえたものとするため、今後、国の出先機関改革等の変動要因が生じた場合、適宜見直しを図ります。

◎給与等の適正化

本県では、これまでも人事委員会勧告尊重という基本姿勢の下、県民の理解と納得を得られる適正な給与水準の維持に努めており（平成25年4月ラスパイレス指数：107.1（98.9）、パーシェ指数：106.8（98.4））、平成18年度からは社会経済情勢の変化に応じた適正な給与制度を実現するため、年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた給与構造への転換、勤務実績の給与への反映を柱とした給与構造改革に取り組んできたところです。

今後も、給与構造改革の取組を堅持しつつ、適正な給与水準の確保に努めるとともに、特殊勤務手当など諸手当については、業務内容や勤務環境の変化などを勘案した総点検を実施し、必要に応じた見直しを行うなど、給与制度・運用全般について、適切な点検と見直しに取り組んでいきます。

また、旅費についても、他団体の見直しの状況等を踏まえながら、必要に応じて制度・運用の見直しに取り組みます。

※ラスパイレス指数：国家公務員の職員構成を基準として、国家公務員の給与水準を100とした場合の本県職員の給与水準

パーシェ指数：本県の職員構成を基準として、国家公務員の給与水準を100とした場合の本県職員の給与水準

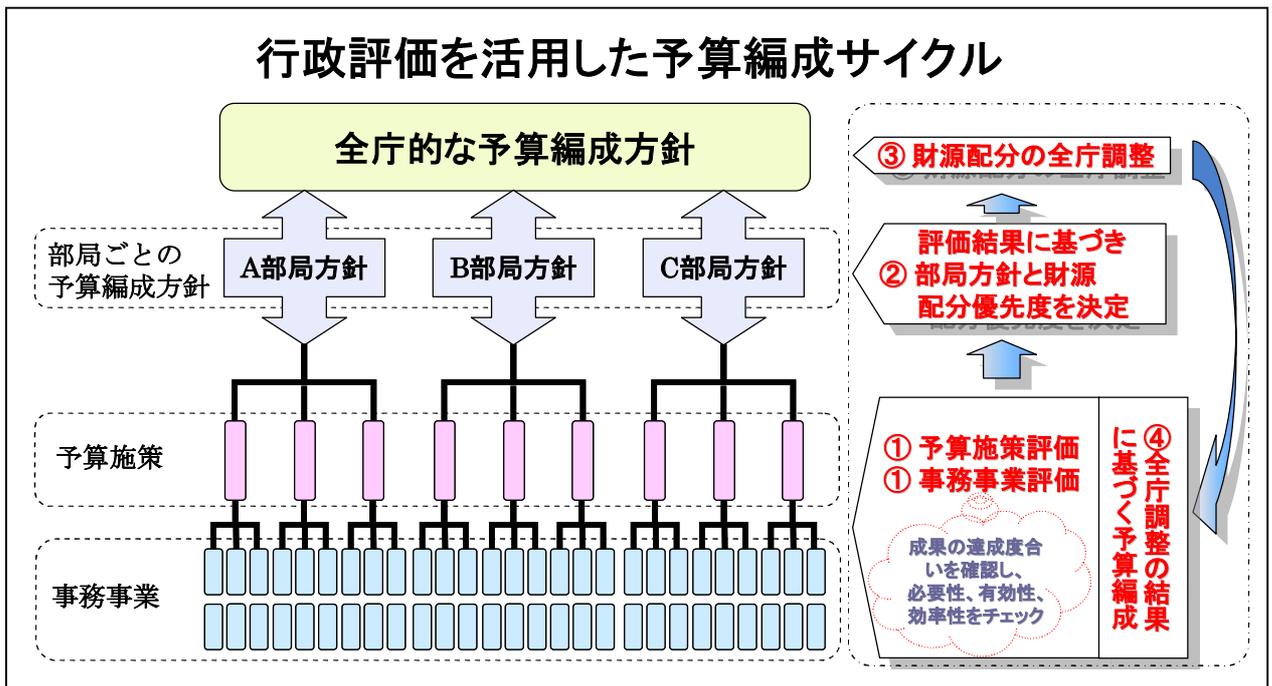
カッコ内数値は、国家公務員の給与減額措置がないものとした場合の指数

(3) 行政評価システムの改善・強化

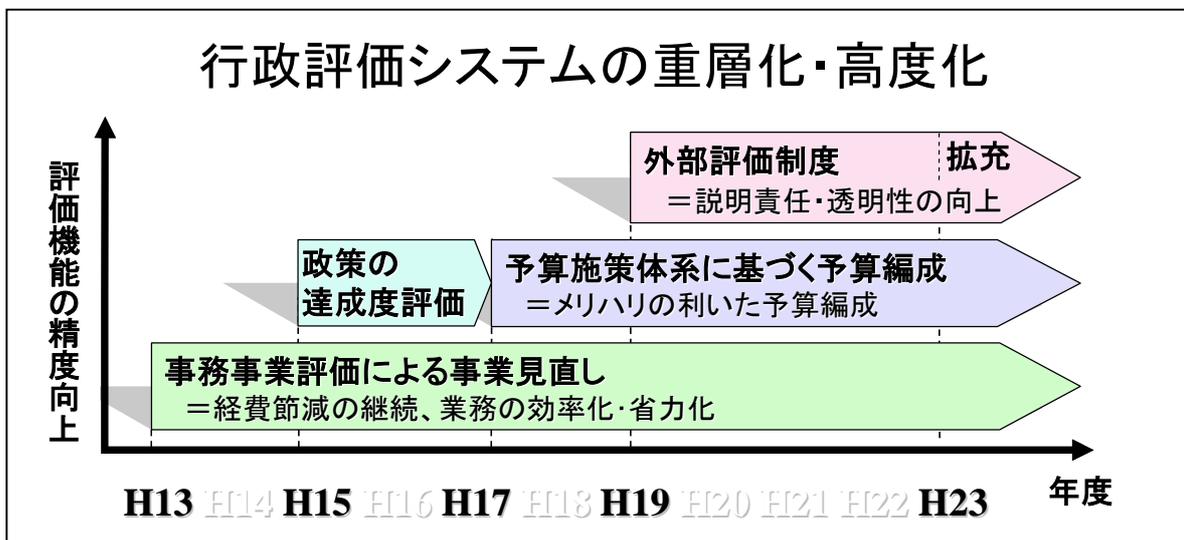
- ◇外部評価を拡充し、毎年度100事業（総事業費100億円）を対象に徹底的に点検します。
- ◇評価システムを改善し、事務事業の効率化と一層の無駄の排除に努めます。

本県では、効果的・効率的な行政運営を行うため、平成13年度から行政評価システムを導入し、数値目標を用いて県の施策や事務事業の成果を検証するとともに、これらの評価結果を全て県民に公表しています。

限られた財源の中で、予算施策や事務事業の思い切った「選択と集中」を図るため、行政評価の評価結果を基に、施策ごとの注力方向や財源配分の決定、事務事業の見直しを行い、次年度の予算編成に活用します。



また、平成19年度から、県民に対する説明責任の徹底や透明性の向上を図るため、民間有識者による外部評価を導入して、成果指標に基づき事務事業の必要性を明らかにするなど、評価機能の精度を高めてきたところです。



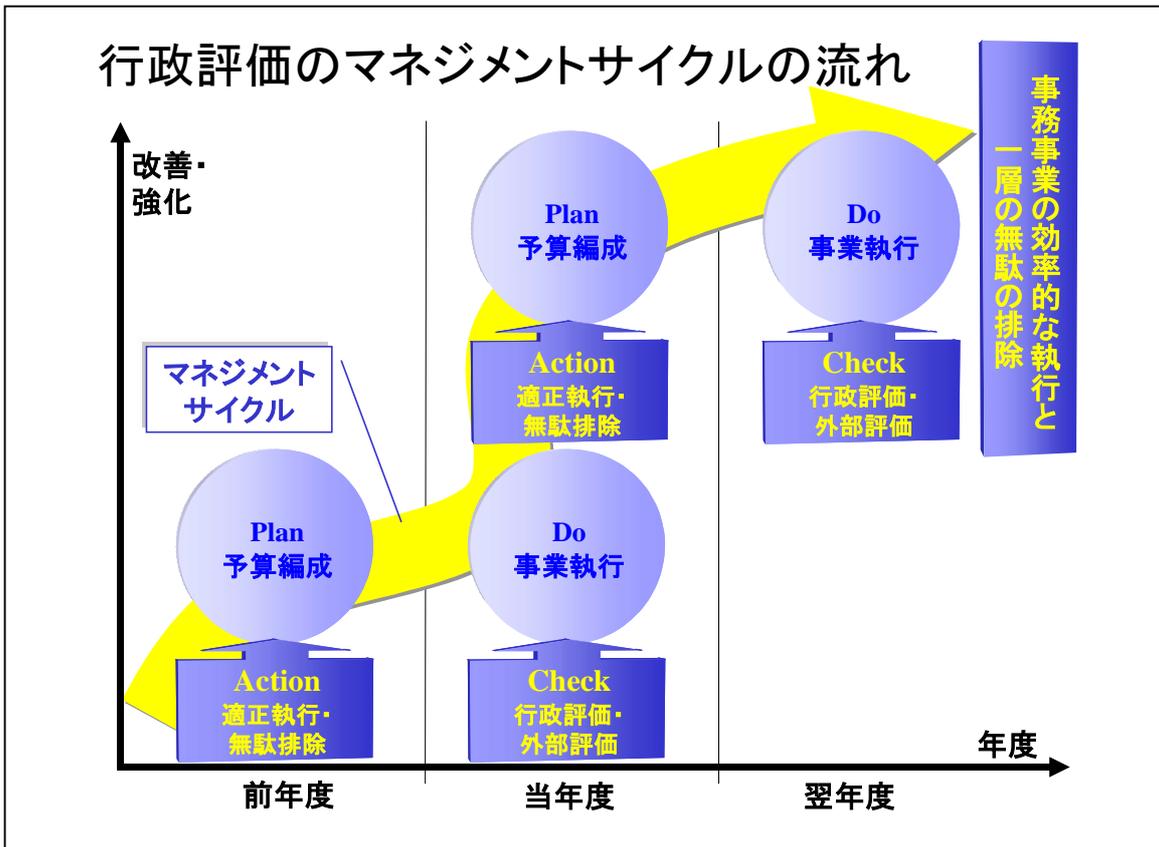
さらに、平成23年度からは、外部評価機能の強化を始めとする行政評価の運用改善に取り組み、予算施策・事務事業のより踏み込んだ検証を行うことにより、事務事業の効率的な執行と一層の無駄の排除に努めます。

- 13年度～ 事務事業評価制度を導入
- 15年度～ 長期計画に位置付けられた政策の達成度を評価
- 17年度～ 政策の達成度評価を見直し、現在の予算施策評価システムを確立
- 19年度～ 外部評価制度を導入



23年度～ 外部評価機能を拡充。対象を3部局から全9部局に拡大

具体的には、外部評価委員の構成メンバーを増員して、外部評価機能の強化・拡充を図り、全部局を評価対象に毎年度100事業（総事業費100億円）を対象に外部評価を実施し、徹底的に点検するとともに、Plan-Do-Check-Actionのマネジメントサイクルの確立に向けて、評価結果を予算編成に的確に反映するなど、評価システムの改善に取り組みます。



2 「連携」する改革 ～県民の底力の結集～

(1) 県・市町連携による“チーム愛媛”の推進

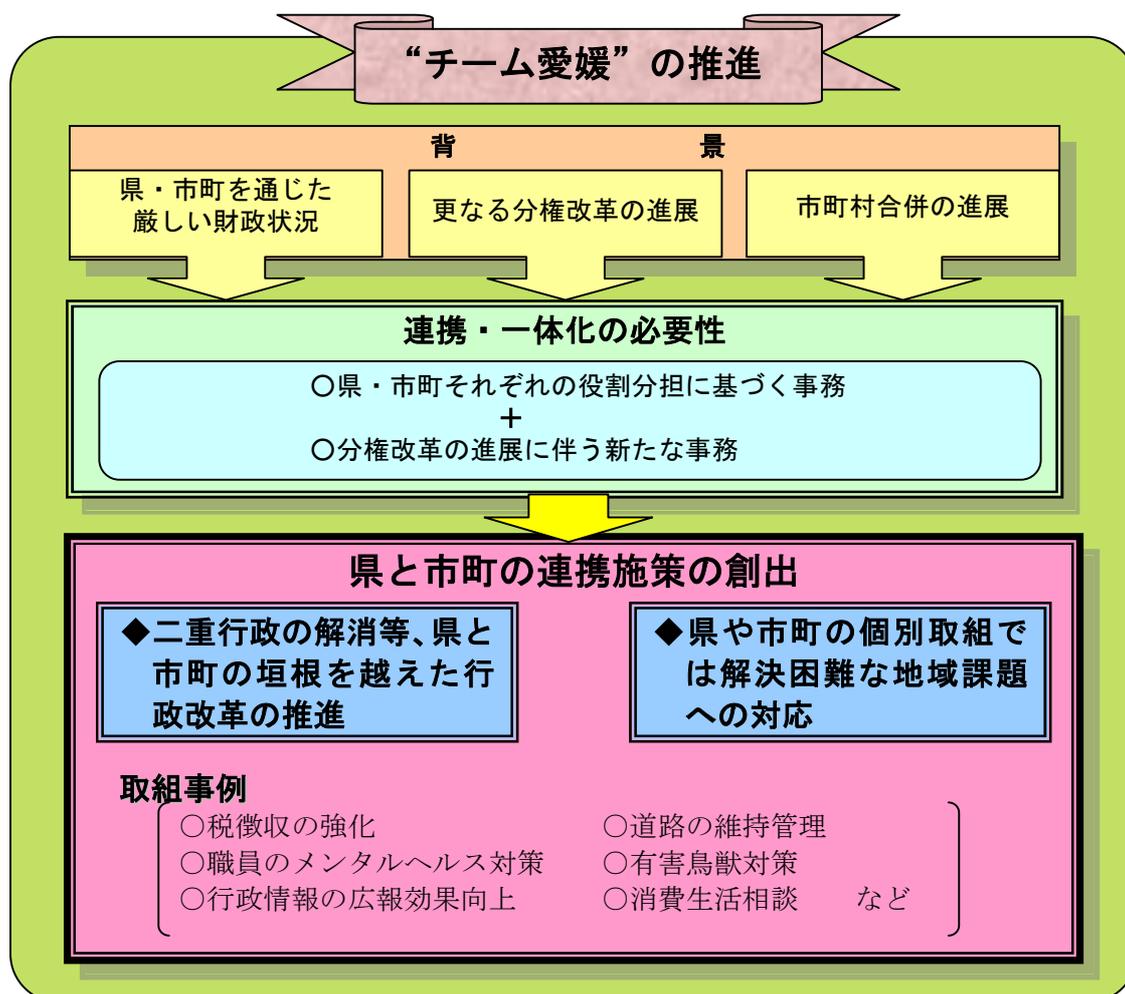
◇「連携推進プラン」を策定し、平成26年度までの4年間で40の新たな連携施策の具体化を目指します。

広域自治体である県と基礎自治体である市町が、これまで以上に連携を深め、“チーム愛媛”として総合力を発揮しながら、県と市町の二重行政の解消や、県民サービスの向上を目指す取組について話し合うため、知事と20市町長で「県・市町連携推進本部」を設置し、県と市町がそれぞれの役割の中で、連携して課題の解決に取り組んでいける体制づくりに努めます。

県・市町連携推進本部では、連携施策の具体化を目指して、県と市町が協議を進め、県・市町で合意が得られたものから速やかに実施に移すこととしています。

また、県・市町ともに対応が求められる政策課題については、県と市町が企画段階から連携して協議を行い、連携や協働を前提とした本県独自の施策を具体化していくことについても検討していきます。

さらに、県・市町が対等なパートナーであるとの認識の下、県と市町の適切な役割分担を検討し、市町の規模に応じた権限移譲を推進します。



(2) 基礎自治体の機能向上支援

◇各市町の行政運営に役立ち、かつ、タイムリーな行・財・税政情報を市町サポートBBS（電子掲示板）において50件以上提供します。

市町では、住民と直接向き合い、日々様々な課題に直面するとともに、少子高齢化や環境問題、情報化の進展、地方分権の推進等、複雑多様化する行政課題への対応に迫られています。

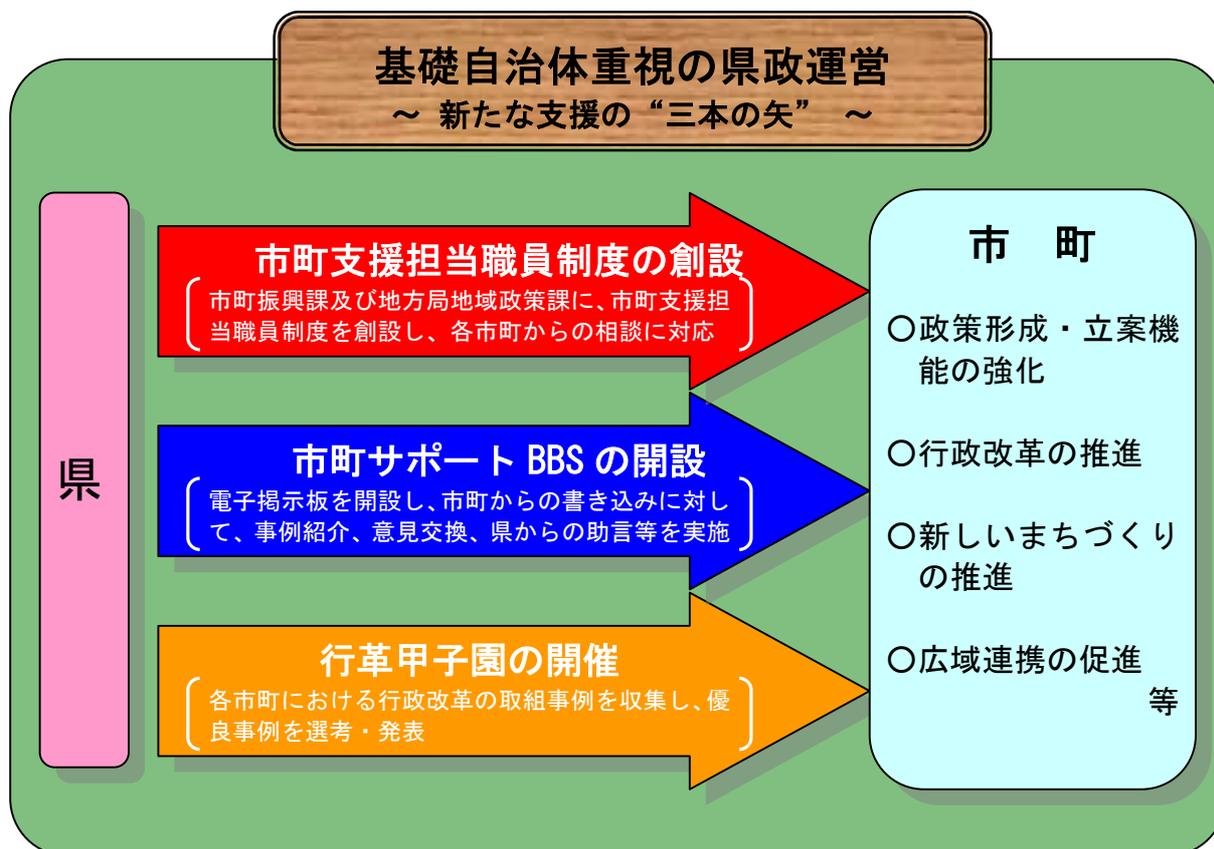
これらの課題を県と市町が緊密に連携して解決するとともに、市町が的確な政策形成・立案を積極的に展開できるよう、市町支援担当職員制度を創設し、市町に対するきめ細かな相談・サポート体制を構築します。

また、市町共通の課題やその解決策について、他市町の事例を共有することで、スムーズな対応が可能となるよう、市町サポートBBS（電子掲示板）を開設します。

市町では、厳しい財政状況を背景に、県と同様に簡素で効率的な行財政システムの構築や公共サービスの維持向上に努めるなど、行政改革に取り組んでいます。県・市町及び市町間で行革のノウハウを共有し、知恵と工夫を生み出していくため、行革甲子園を開催し、県、市町が一体となって更なる行政改革を推進します。

合併した市町に対しては、新しいまちづくりに向け、国の財政支援措置を効果的に活用できるように的確な助言を行うとともに、建設計画に掲げられた県事業の重点的な実施に配慮します。併せて、合併新法下での合併を引き続き推進するため、平成20年4月に作成した構想の対象外の市町において、新たな合併が必要と認められた場合は、構想の見直し等を検討し、適切な支援を行います。

また、今後、地方分権改革の下、権限移譲により基礎自治体の権限が一層拡充していく中で、行政機関、内部組織等の共同設置を始め、複数の自治体が協力して事務事業を実施するなど広域的な連携の仕組みづくりに取り組むよう助言を行います。



(3) 市町との人事交流の拡大

- ◇ 基礎自治体重視の県政運営を進め、県・市町の連携を一層進めるため、20市町との人事交流を実施します。
- ◇ 県研修所の受託研修や合同研修を充実させるなど、市町のニーズに沿った市町職員の人材育成を積極的に支援します。

基礎自治体重視の県政運営を進め、県と市町との連携を一層深めるためには、県・市町間の人事交流を積極的に進めることが重要です。

このため、県職員にとっては、市町の現場での経験が住民目線で仕事を行う貴重な機会となり、市町職員にとっては、県の広域的な行政に携わることで行政水準の向上につながるという相乗効果が期待される「相互交流」により、人事交流の拡大に積極的に取り組みます。

また、本格的な地方分権時代において大きな役割を担う基礎自治体が、複雑・多様化する行政課題に適切に対応していくため、県・市町の連携推進の観点も踏まえて、県研修所の受託研修や合同研修を充実させるなど、市町のニーズに沿った市町職員の人材育成を積極的に支援します。

人事交流の拡大

- 基礎自治体重視の県政運営
- 市町との連携強化

県・市町間の人事交流を積極的に推進

◎相互交流枠の新設による若手職員を中心とした交流の拡充

県→市町

- ・ 県民により近い目線での行政課題の把握と県施策への反映
- ・ 県職員の専門性を生かした市町の様々な行政課題の解決にも寄与

市町→県

- ・ 市町職員の広域的・専門的な行政能力の向上
- ・ 県と市町の行政課題の相互理解と連携の強化

[人事交流の拡大]

○相互交流

22年度：1市1名 ⇒ 26年度：20市町

3 「創造」する改革 ～政策立案型行政への転換～

(1) 政策立案型組織づくり

- ◇政策課題に迅速に対応するため、主幹級職員をリーダーとした業務執行体制を拡充します。
- ◇重点戦略方針に基づく政策展開を図るとともに、部局横断的な課題に対応するため、政策推進組織による部局間の連携強化、プロジェクトチームの積極的な活用を図ります。

〔機動的な執行体制づくり〕

多様化・高度化する行政課題や地方分権時代の到来に対応していくためには、自らが企画立案し、全庁一丸となって積極的に行動に移すことのできる組織体制を構築することが必要です。

このため、政策課題に迅速に対応する組織づくりとして課長補佐級職員をリーダーとした機動的な業務執行体制を拡充するとともに、組織の中核として重要なポジションを占める課長級ポストへの意欲、能力のある職員の積極的な登用を図ります。

また、重点戦略方針に基づく政策展開を図るとともに、部局横断的な課題に対応するため、各部局に設置する政策推進組織による部局間の連携強化に加え、行政改革プロジェクトチームによる戦略的な組織運営のあり方についての研究など、プロジェクトチームの積極的な活用を図ります。

さらに、特に機動性が求められる東京、大阪事務所については、情報収集力と営業力を高め、首都圏及び関西圏における企業誘致活動、観光PR、県産品販売促進を効果的に実施できる体制整備に取り組みます。

加えて、各部局や地方機関が自らの責任と判断により迅速に政策を推進できるよう、下位権者や地方機関に対する権限委譲などによる庁内分権を進め、より機動的な組織体制を構築していきます。

政策立案型行政への転換

○行政課題の多様化・高度化 ○本格的な地方分権時代の到来

自らが企画立案し、全庁一丸となって積極的に行動に移すことのできる組織体制を構築することが重要

具体的な取組内容

◎機動的な体制の構築

- ・主幹級職員をリーダーとした業務執行体制の拡充
- ・重点戦略方針に基づく政策展開
- ・政策推進組織による部局間の連携強化
- ・プロジェクトチームの積極的な活用
- ・原子力安全対策課の設置など政策課題に対応した組織の再編

◎東京事務所・大阪事務所の情報収集力・営業力の強化

◎庁内分権の推進

(2) 職員の政策立案能力の強化

- ◇「5つの意識改革」を徹底します。
- ◇課長級昇任試験制度を導入し、意欲、能力のある職員の積極的な登用を図るなど、能力・実績重視型の人事管理に取り組みます。
- ◇人材育成方針に基づく職員研修の充実、民間や国の省庁への派遣等により人材を育成します。

〔職員の意識改革の徹底〕

限られた人員で最大限の効果を発揮するためには、職員一人ひとりがその能力をいかんなく発揮するとともに、それぞれの職場において常に改革意識を持ち、政策課題に積極果敢に立ち向かっていく必要があります。

その基本となるのが職員の意識であり、県民に目線を合わせ、職員が一体感を持って困難な課題に取り組むことができるよう、「5つの意識改革」を徹底します。

また、公務員が全体の奉仕者であることを十分に自覚し、高い使命感と倫理観を保持するとともに、法律や社会規範を遵守することを強く意識し、公正・公平に業務を進められるよう徹底を図ります。

5つの意識改革

1 「何故できないか」から「どうすればできるか」へ

新たな事業・課題に取り組むにあたり、問題に直面した際に、できない理由を考えるのではなく、様々な角度からアプローチを試みて、どうすればそれを実現することができるかを常に考える。

2 「自治体に倒産はない」から「自治体に倒産はありえる」へ

自治体に倒産はないとの固定概念を捨て、時代の変革により、自治体にも倒産はありえることを認識し、経営感覚及びコスト意識を持って職務にあたる。

3 「やってあげる」から「一緒にやる」へ

国や市町とは、役割分担はあっても上下関係はないとの認識を持つとともに、県民に対しては、やってあげるという意識ではなく、一緒にやる、やらせていただくという姿勢を常に持ち続け、県民との信頼関係を構築する。

4 「失敗を隠す」から「失敗を積極的に明らかにする」へ

失敗した時は、それを隠すのではなく積極的に明らかにするとともに、失敗に対する県民等からの声を受け止め、速やかに対処し、再発防止策を実行することで、失敗を成長の糧に変える。

5 「情報に振り回される」から「情報を活用する」へ

身の回りにある様々な情報について、適切な取捨選択を行い、必要な情報だけを効果的に抽出できる技術を身に付け、情報に振り回されるのではなく、情報を活用できるようにする。

〔能力・実績重視型の人事管理〕

職員の能力・業績・意欲を重視した人事評価や能力・実績本位の給与制度の見直しに取り組みます。

特に、職員の「やる気」と「チャレンジ精神」を引き出し、能力を最大限に発揮させる能力・実績重視型の人事管理として、新たに課長級昇任試験制度を導入し、課長が組織の中核として事業の執行や人事・組織管理等の権限を持つ体制を整備します。

能力・実績重視型の人事管理

職員の能力・業績・意欲を重視した人事評価の実施

- ◎ 納得性・透明性の高い適正な評価
- ◎ 多面的な評価(部下が上司を評価する仕組み「部下職員からの声の反映」)

能力・実績を反映した給与制度・運用の見直し

- ◎ 個人の能力と実績に応じた適切な給与制度の運用

職員の「やる気」を引き出す仕組みづくり

- ◎ 庁内公募制の活用
- ◎ 職員表彰制度の見直し(困難な行政課題へのチャレンジを促す職員表彰)



課長級昇任試験制度の導入

- ◎ 面接重視の試験制度を導入
 - ・ 組織の中核として重要なポジションを占める課長級ポストへの意欲、能力のある職員の積極的な登用

新たに導入

やる気とチャレンジ
精神を引き出す
人事管理

〔人材育成の推進〕

政策立案型の人材育成のため、人材育成方針に基づく職員研修の充実とともに、民間・国・国際関係機関等との人事交流や事務職と技術職の人事交流を推進します。

また、県と市町の合同政策研究活動を推進し、若手職員の政策研究の場を提供します。

政策立案型の人材育成

人材育成方針に基づく職員研修の充実

- ・ 「愛媛県人材育成方針」において、今後の政策立案型行政を支える人材像を明らかにし、更なる分権改革にも積極・果敢に対応

民間、国、国際関係機関等との人事交流の推進

- ・ 本格的な地方分権時代に自立した県政を進めていくため、社会や国の情勢をいち早く察知し、施策を迅速に展開する感覚の修得
- ・ 県の枠を超えた企画力や発想力、民間のコスト感覚など、より高い資質や能力の修得

事務職と技術職の人事交流の促進

- ・ 異なる分野の業務を経験することにより、職員の視野の拡大
- ・ 新しい視点で仕事を進めることにより、事務・技術双方に刺激を与え、新しい発想の生まれる土壌づくり

県・市町職員の合同政策研究活動の推進

- ・ 県と市町がそれぞれ抱える行政課題について、若手職員が合同で政策研究を行う場の提供

(3) 広域自治体としての機能を発揮

- ◇四国4県広域連携部長会議において、国の出先機関改革などの課題に対応するため、連携促進の可能性等について調査検討します。
- ◇義務付け・枠付けの見直しについて、地域ニーズを把握し、自らの判断と責任により地域の実情に合った基準の設定や施策の推進に取り組みます。

四国4県が連携しながら、国の出先機関改革などの課題に対応するため、四国4県広域連携部長会議において、課題整理や連携促進の可能性等について調査検討します。

また、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を内容とする法改正を受けて、地域ニーズを把握し、自らの判断と責任により地域の実情に合った基準の設定や施策の推進に取り組むほか、法改正によって市町に権限移譲される事務については、円滑に対応できるよう支援します。

さらに、地方分権改革プロジェクトチームにおいて、他県における広域行政の動向等を踏まえながら、広域自治体のあり方について検討するなど、地方分権改革の主体的な調査・研究に取り組みます。

6 目標設定事項（100のチャレンジ）

県民に分かりやすく改革の進捗状況を示すとともに、全庁が一丸となって目標の達成に取り組むため、数値目標等を、「100のチャレンジ」として設定し、具体的取組を進めます。

特に、財政健全化や定員管理など重点取組事項に関するものについては、重点目標として位置付け、目標が達成できるよう重点的に取り組みます。

目標設定事項（100のチャレンジ）

重点	No	掲載ページ	目標設定事項	数値目標等
「挑戦」する改革 ～更なる組織の進化～				
◎	1	P 4 8	投資的経費の効果的な執行による実質的な県債残高の圧縮(将来負担比率の抑制)	現状(166.1%)を維持 ※毎年度決算を踏まえて見直し
◎	2	P 5 1	有利な起債の活用による将来負担の抑制(実質公債費比率の抑制)	現状(13.5%)を維持 ※毎年度決算を踏まえて見直し
◎	3	P 5 2	財源対策用基金の取崩しの圧縮と節減努力による積立て(財源対策用基金残高の確保)	368億円以上 ※毎年度決算を踏まえて見直し
	4	P 4 9	公共事業のコスト構造改善	改善率:プログラム最終年度(27年度)に15%以上(22年度比)
◎	5	P 4 9	県有財産の売却・利活用(売却等の促進)	26年度までに約6億円の売却収入を確保
	6	P 5 0	未回収債権(税外)の回収強化	県庁全体の未収額の縮減
◎	7	P 5 3	税負担の公平性確保と徴収率の向上(徴収率の向上)	全税目徴収率全国順位10位(最終年度27年度)
◎	8	P 5 3	税負担の公平性確保と徴収率の向上(滞納額の縮減)	個人県民税を除く滞納繰越金を10億円に削減(最終年度27年度)
	9	P 5 4	広告料収入の確保	広告事業件数年間25件以上
	10	P 5 7	公務能率の向上(超過勤務の縮減)	年間360時間(国の指針)未満の超過勤務 前年度に対する超過勤務時間縮減
	11	P 5 7	公務能率の向上(年次有給休暇の取得促進)	年次有給休暇の取得目標:15日
	12	P 5 7	公務能率の向上(子どもの出生時における父親の休暇の取得促進)	子どもの出生時における父親の特別休暇取得目標:6日
	13	P 5 7	公務能率の向上(育児休業等の取得促進)	育児休業の取得率:男性10% 女性100%
	14	P 5 7	公務能率の向上(育児休業等の取得促進)	育児短時間勤務の利用率:男性10% 女性30%
	15	P 5 8	福利厚生事業の見直し	一般定期健康診断の受診率100%
	16	P 5 8	福利厚生事業の見直し	各安全衛生委員会の年12回以上開催
	17	P 5 9	公の施設の見直し(県直営施設の見直し)	25年度までに看護専門学校の民間移譲完了

重点	No	掲載ページ	目標設定事項	数値目標等
	18	P 5 9	公の施設の見直し(県直営施設の見直し)	県営住宅への指定管理者制度導入促進 (20 団地→49 団地)
	19	P 5 9	公の施設の見直し(指定管理者制度導入施設の見直し)	宇和海自然ふれあい館、産業情報センター、物産観光センターの見直し完了
	20	P 6 0	県出資法人の経営評価(経営状況、資産債務の状況及び事業の実績等の把握)	県出資比率が25%以上の22 県出資法人の定期的な経営評価実施率100%
	21	P 6 0	県出資法人の経営評価(自主性・自律性の向上)	特例民法法人である12 県出資法人の新公益法人制度への移行100%
	22	P 6 0	県出資法人の経営評価(法人情報等の積極的な開示等)	22 県出資法人の基本・財務等情報の県ホームページでの公開率100%
	23	P 6 0	県出資法人の経営評価(法人情報等の積極的な開示等)	22 県出資法人の基本・財務等情報の法人ホームページでの公開率95%
	24	P 6 2	公営企業の経営健全化(県立病院の収益増加・経費縮減)	単年度収支の均衡
	25	P 6 2	公営企業の経営健全化(県立病院の収益増加・経費縮減)	累積欠損金の縮減
	26	P 6 3	公営企業の経営健全化(売上高経常利益率(電気事業))	毎年10%以上
	27	P 6 3	公営企業の経営健全化(契約給水量(工業用水道事業))	23 年度末 234,000m ³ /日 24 年度末 237,568m ³ /日 25 年度末 240,447m ³ /日 26 年度末 244,515m ³ /日
	28	P 6 6	公営企業の経営健全化(発電所運転監視業務の集中化)	24 年度から銅山川発電所の運転監視業務を松山発電工水から遠隔監視
	29	P 6 6	公営企業の経営健全化(未収金の徴収対策強化(病院事業))	未収金の縮減
	30	P 6 6	公営企業の経営健全化(東予インダストリアルパークの早期分譲)	29 年度まで 12ha(完売)
◎	31	P 6 8	適正かつ計画的な定員管理(目標数値等を踏まえた計画的な定員管理)	一般行政部門職員数4%削減(H23→H27; △160 人程度)
	32	P 7 0	臨時職員の適正な配置	臨時職員数4%削減(H23→H27; △14 人)
	33	P 7 2	行政評価システムの改善・強化(外部評価の強化)	外部評価による事務事業の見直し率100%
◎	34	P 7 2	行政評価システムの改善・強化(外部評価の強化)	毎年度100 事業(総事業費100 億円)を対象に点検
	35	P 7 2	行政評価システムの改善・強化(評価システムの改善)	行政評価(内部評価)による事務事業の見直し率55%
	36	P 7 3	包括外部監査制度の有効活用(包括外部監査の監査結果に基づいた事務事業の見直し等の実施)	指摘事項の対応状況の翌年度内公表率50%以上
	37	P 7 3	包括外部監査制度の有効活用(包括外部監査結果(指摘)の対応状況の公表)	毎年度公表(対応件数/指摘件数*100=100%)
	38	P 7 3	包括外部監査制度の有効活用(包括外部監査結果(意見)の対応状況の公表)	毎年度公表(対応件数/意見件数*100=100%)
	39	P 7 5	監査委員による行政監査の強化(行政監査結果の対応状況の公表)	毎年度公表(対応件数/意見等件数*100=100%)

重点	No	掲載ページ	目標設定事項	数値目標等
	40	P 7 6	県有財産管理の推進（県有財産管理体制の整備）	24年度までに専門組織の設置及び基本方針の作成等についての検討結果取りまとめ
	41	P 7 6	県有財産管理の推進（本庁舎E S C O導入による維持管理費の削減）	18年度から15年間の累計で約3億3千万円削減
	42	P 7 7	事務改善職員提案募集の実施	4年間で160件以上（1年40件程度）
	43	P 7 7	行政手続条例の適正な運用（許認可等の基準及び標準処理期間の設定・見直し・短縮）	毎年2回以上の見直しの実施
	44	P 7 8	適正な情報システムの導入の推進（高度情報化関連予算の審査）	予算審査における指摘対応率（対応件数/指摘件数*100=100%）
	45	P 8 0	公共土木施設維持管理システムの構築	26年度までに事後保全・観察保全型施設の点検マニュアル策定
	46	P 8 0	業務継続計画（BCP）の策定（地方局版BCPの策定）	23年度中に業務継続計画（地方局版BCP）を策定
	47	P 8 0	業務継続計画（BCP）の策定（災害時行動計画（本庁各局）の策定）	24年度中に災害時行動計画（本庁各局）を策定
	48	P 8 0	業務継続計画（BCP）の策定（各計画マネジメント）	毎年1回、訓練を実施
「連携」する改革 ～県民の底力の結集～				
	49	P 8 1	県・市町職員の合同政策研究活動の推進（合同政策研究活動への支援）	24年度から制度を導入
	50	P 8 1	県と市町の政策課題に対する協議（県・市町連携推進本部会議の開催）	毎年2回程度実施
	51	P 8 1	県と市町の政策課題に対する協議（えひめトップミーティングの開催）	毎年2回実施
	52	P 8 1	県と市町の政策課題に対する協議（地域政策懇談会の開催）	地方局ごとに年2回程度実施
◎	53	P 8 2	県と市町との連携施策の創出（県と市町による共同施策の具体化）	26年度までに合計40の連携施策具体化
◎	54	P 8 3	市町との人事交流の促進と人材育成の支援（人事交流の推進）	20市町との人事交流
◎	55	P 8 3	市町に対する相談・サポート体制の整備（市町サポートBBSの開設）	24年度までに開設（毎年度50件以上の行・財・税政情報の提供）
	56	P 8 3	市町に対する相談・サポート体制の整備（市町との連絡調整の場を設置し定期的に実施）	毎年、東予、中予、南予で各1回実施
◎	57	P 8 4	市町の行政改革の支援（行革甲子園）	24年度：事例収集及び事例発表会の開催
	58	P 8 5	合併市町のまちづくり及び合併等への支援（旧法下で合併した市町への支援（合併特例事業等））	建設計画に掲げた合併特例債活用予定額に対する達成率 90%（期間：合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15年度）
	59	P 8 6	地域づくり団体等の自発的取組のサポート（新ふるさとづくり総合支援事業の実施）	各助成事業の数値目標達成率の総計100%

重点	No	掲 載 ページ	目標設定事項	数値目標等
	60	P 8 6	地域づくり団体等の自発的取組のサポート（集落づくりの推進）	各省庁等が実施する補助事業の採択件数 年 25 件
	61	P 8 6	新しい公共支援事業の推進（地域課題解決活動の創出）	県内 20 事業以上の取組
	62	P 8 7	NPO等の公募型事業の推進（市町のNPO等との協働事業の促進）	県内 20 市町での協働事業の取組
	63	P 8 7	NPO等の公募型事業の推進（県民協働地域社会づくり推進事業の推進）	23 年度 6 事業 24 年度 6 事業
	64	P 8 8	NPO・ボランティア団体等のネットワーク化の推進（地域応援セミナーの開催や交流の場の提供）	各年度 1 ヶ所
	65	P 8 9	公共土木施設愛護事業の推進（愛リバー（河川）制度の推進）	新規団体認定数 84 団体（23～26 年度累計）
	66	P 8 9	公共土木施設愛護事業の推進（愛ビーチ（海岸）制度の推進）	新規団体認定数 20 団体（23～26 年度累計）
	67	P 8 9	公共土木施設愛護事業の推進（愛ロード（道路）制度の推進）	新規団体認定数 50 団体（23～26 年度累計）
	68	P 8 9	公共土木施設愛護事業の推進（愛ロード・スポンサー事業（道路照明灯））	26 年度までに 5 基
	69	P 9 0	協働指針に基づくNPOへの支援	NPO法人数 450 法人（26 年度）
	70	P 9 1	協働指針の見直しを含めた新たな方向性の検討	24 年度までに協働指針の見直し
	71	P 9 2	県・市町職員の意識改革のための説明会及びNPO等との協議の場の提供（県・市町職員の意識改革のための協働説明会の開催）	開催回数 1 回／年
	72	P 9 2	県・市町職員の意識改革のための説明会及びNPO等との協議の場の提供（協働推進研修会の実施）	開催回数 1 回／年
	73	P 9 3	パブリック・コメント制度の推進（パブリック・コメントの積極的な推進）	毎年 30 件以上実施
	74	P 9 4	情報提供・広聴・相談サービスの充実（広報戦略の推進と県政情報の効果的な提供）	県政情報の周知度 90%以上
	75	P 9 4	情報提供・広聴・相談サービスの充実（広報戦略の推進と県政情報の効果的な提供）	毎年の記者発表件数 100 件以上
	76	P 9 4	情報提供・広聴・相談サービスの充実（「知事とみんなの愛顔でトーク」の開催）	毎年 6 回程度開催
	77	P 9 4	情報提供・広聴・相談サービスの充実（県政への提言事業（知事への政策提言・県政モニター）の実施）	毎年の県政への政策提言事業に寄せられる意見等の総数 1,000 件以上
	78	P 9 5	審議会等の活性化及び公開の推進（審議会等の見直し）	実施率 100%
	79	P 9 5	審議会等の活性化及び公開の推進（女性委員登用率向上）	登用率 40%以上

重点	No	掲載ページ	目標設定事項	数値目標等
	80	P 9 5	審議会等の活性化及び公開の推進（審議会等の公開）	公開対象会議の公開率 100%（毎年度）
	81	P 9 6	県政出前講座の開催	毎年の県政出前講座開催件数 70 回以上
	82	P 9 8	指定管理者制度の活用（指定管理者のモニタリングの実施）	実施率 100%
	83	P 9 9	民活河床掘削推進事業の推進	毎年度 3 河川 撤去土量 4 万 8 千 m ³
	84	P 1 0 0	えひめ夢提案制度の推進	提案の実現率 70%以上 （※17～26 年度累計）
	85	P 1 0 1	四国各県との連携の推進	四国 4 県連携施策数 30 以上（毎年度）
	86	P 1 0 2	瀬戸内各県との連携、協調の推進	瀬戸内各県との連携事業数 27 以上（毎年度）
「創造」する改革 ～政策立案型行政への転換～				
	87	P 1 0 6	庁内分権の推進（決裁権限の下位権者及び地方機関への委譲の推進）	4 年間で 50 事項以上を権限委譲
◎	88	P 1 0 6	業務執行リーダー制の拡充（業務執行リーダー制の導入）	全庁的な導入（24 年度まで）
◎	89	P 1 0 9	5 つの意識改革（5 つの意識改革の徹底）	各職場における啓発研修実施率 100%（毎年度）
◎	90	P 1 0 9	課長級昇任試験制度の導入（課長級昇任候補者選考試験の実施）	受験率 75%以上
	91	P 1 1 1	庁内公募制の活用	各年度 15 部門以上を設定
◎	92	P 1 1 1	人材育成方針に基づく職員研修の充実（政策立案能力向上のための研修実施）	全ステージアップ研修に導入（24 年度まで）
	93	P 1 1 3	事務職と技術職の人事交流の促進	各年度 40 人以上の人事交流
	94	P 1 1 4	県単独による対応の検討（ハローワーク業務の一体的実施について検討）	26 年度までに提案内容の実現（アクション・プラン）
	95	P 1 1 5	四国 4 県による対応の検討（国の出先機関改革に向けた四国 4 県との連携の推進）	国の動向を踏まえた受入方針の検討
	96	P 1 1 6	「県権限移譲推進指針」に基づく市町への権限移譲（プログラムに基づく権限移譲の推進）	権限移譲具体化プログラム（一律移譲）の権限移譲数 387
	97	P 1 1 7	義務付け・枠付けの見直しへの対応（基準の設定等）	地域の実情に即した独自基準の設定 1 条例以上
	98	P 1 1 7	市町への法定移譲事務の情報提供等（市町への適切な情報提供）	第 2 次一括法による権限移譲事務に係る個別説明会等の開催（計 10 回以上）
	99	P 1 1 8	国への積極的な政策提言（えひめ発の分権改革提言の実現）	26 年度までに 10 項目を実現
	100	P 1 1 8	国への積極的な政策提言（全国知事会等を通じた提言）	毎年 1 回以上提言

※ ◎は重点目標

重点目標（再掲）

重点取組事項			
No	掲 載 ページ	目標設定事項	数値目標等
1	P 4 8	投資的経費の効果的な執行による実質的な県債残高の圧縮（将来負担比率の抑制）	現状（166.1%）を維持 ※毎年度決算を踏まえて見直し
2	P 5 1	有利な起債の活用による将来負担の抑制（実質公債費比率の抑制）	現状（13.5%）を維持 ※毎年度決算を踏まえて見直し
3	P 5 2	財源対策用基金の取崩しの圧縮と節減努力による積立て（財源対策用基金残高の確保）	368 億円以上 ※毎年度決算を踏まえて見直し
5	P 4 9	県有財産の売却・利活用（売却等の促進）	26 年度までに約 6 億円の売却収入を確保
7	P 5 3	税負担の公平性確保と徴収率の向上（徴収率の向上）	全税目徴収率全国順位 10 位（最終年度 27 年度）
8	P 5 3	税負担の公平性確保と徴収率の向上（滞納額の縮減）	個人県民税を除く滞納繰越金を 10 億円に削減（最終年度 27 年度）
31	P 6 8	適正かつ計画的な定員管理（目標数値等を踏まえた計画的な定員管理）	一般行政部門職員数 4%削減（H23→H27；△160 人程度）
34	P 7 2	行政評価システムの改善・強化（外部評価の強化）	毎年度 100 事業（総事業費 100 億円）を対象に点検
53	P 8 2	県と市町との連携施策の創出（県と市町による共同施策の具体化）	26 年度までに合計 40 の連携施策具体化
54	P 8 3	市町との人事交流の促進と人材育成の支援（人事交流の推進）	20 市町との人事交流
55	P 8 3	市町に対する相談・サポート体制の整備（市町サポート BBS の開設）	24 年度までに開設（毎年度 50 件以上の行・財・税政情報の提供）
57	P 8 4	市町の行政改革の支援（行革甲子園）	24 年度：事例収集及び事例発表会の開催
88	P 1 0 6	業務執行リーダー制の拡充（業務執行リーダー制の導入）	全庁的な導入（24 年度まで）
89	P 1 0 9	5 つの意識改革（5 つの意識改革の徹底）	各職場における啓発研修実施率 100%（毎年度）
90	P 1 0 9	課長級昇任試験制度の導入（課長級昇任候補者選考試験の実施）	受験率 75%以上
92	P 1 1 1	人材育成方針に基づく職員研修の充実（政策立案能力向上のための研修実施）	全ステージアップ研修に導入（24 年度まで）

7 体系図

1 「挑戦」する改革 ～更なる組織の進化～

体系図

1 基本目標

└ (1)基本施策

└─ ①推進事項

└─ ア具体的取組

(1)財政改革

①更なる経費節減

- ア 事務事業評価結果の予算編成への反映による無駄排除
- イ 県単独補助金や国の外郭団体等への負担金の見直し
- ウ 大規模事業等の適正な執行
- エ 投資的経費の効果的な執行による実質的な県債残高の圧縮
- オ 公共事業のコスト構造改善

②財源の確保

- ア 県有財産の売却・利活用
- イ 未回収債権（税外）の回収強化
- ウ 使用料・手数料の定期的見直し
- エ 宝くじの普及・PR
- オ 有利な起債の活用による将来負担の抑制
- カ 新規発行県債の償還期間の弾力的運用
- キ 財源対策用基金の取崩しの圧縮と節減努力による積立て
- ク 課税自主権の發揮
- ケ 税負担の公平性確保と徴収率の向上
- コ 広告料収入の確保

(2)組織改革

①組織のスリム化・効率化・活性化

- ア 本庁組織の再編整備
- イ 地方機関の組織体制の見直し
- ウ 公務能率の向上（働きやすい職場づくり）
- エ 福利厚生事業の見直し
- オ 公の施設の見直し
- カ 県出資法人の経営評価
- キ 地方独立行政法人制度の活用
- ク 公営企業の経営健全化
- ケ 県立学校の再編整備

②定員及び給与等の適正化

- ア 適切かつ計画的な定員管理
- イ 再任用職員の活用
- ウ 技能労務職の見直し
- エ 臨時職員の適正な配置
- オ 給与制度・運用の見直し
- カ 旅費制度・運用の見直し

(3)業務改革

①事務事業評価の徹底

- ア 行政評価システムの改善・強化
- イ 包括外部監査制度の有効活用
- ウ 公共事業評価システムの推進
- エ 監査委員による行政監査の強化

②業務の効率化・省力化

- ア 県有財産管理の推進（ファシリティマネジメントの検討）
- イ 事務改善職員提案募集の実施
- ウ 行政手続条例の適正な運用
- エ 適正な情報システムの導入の推進
- オ 入札・契約手続の適正な運用
- カ 公共土木施設維持管理システムの構築

③業務継続リスク管理の構築

- ア 業務継続計画（BCP）の策定

2 「連携」する改革 ～県民の底力の結集～

体系図

1 基本目標

└─ (1)基本施策

└─┬─ ①推進事項

└─┬─┬─ ア具体的取組

(1) 県と市町との総合力の発揮

① 県・市町連携の推進

- ア 県・市町職員の合同政策研究活動の推進
- イ 県と市町の政策課題に対する協議
- ウ 県と市町との二重行政の解消
- エ 県と市町との連携施策の創出

② 人事交流の拡大

- ア 市町との人事交流の促進と人材育成の支援

③ 基礎自治体の機能向上支援

- ア 市町に対する相談・サポート体制の整備
- イ 市町の行政改革の支援（行革甲子園）
- ウ 合併市町のまちづくり及び合併等への支援

(2) 地域・NPOとの連携

① NPO・ボランティア等との協働の推進

- ア 地域づくり団体等の自発的取組のサポート
- イ 新しい公共支援事業の推進
- ウ NPO等の公募型事業の推進
- エ 協働事業への県及び県民による評価の実施
- オ NPO・ボランティア団体等のネットワーク化の推進
- カ 公共土木施設愛護事業の推進
- キ 県民参加の基金による支援事業

② NPOとの協働指針に基づく取組

- ア 協働指針に基づくNPOへの支援
- イ 協働指針の見直しを含めた新たな方向性の検討

③ 協働に向けた意識改革

- ア 職員の意識改革のための研修の実施
- イ 職員の社会参加の推進
- ウ 県・市町職員の意識改革のための説明会及びNPO等との協議の場の提供

④ 県民対話型県政の推進

- ア パブリック・コメント制度の推進
- イ 情報提供・広聴・相談サービスの充実
- ウ 審議会等の活性化及び公開の推進
- エ 県政出前講座の開催
- オ パブリック・インボルブメント制度の推進

(3) 民間との連携

① 民間活力の積極的な活用

- ア 任期付研究員制度及び任期付職員制度の活用
- イ アウトソーシングの推進
- ウ 指定管理者制度の活用
- エ PFI方式の活用
- オ 民活河床掘削推進事業の推進
- カ 民間人の校長登用の検討

- └─ ②規制緩和の推進
 - 〔ア えひめ夢提案制度の推進
 - 〔イ 総合特区・構造改革特区・地域再生制度の活用

(4)他県との広域連携

- └─ ①四国4県連携の推進
 - 〔ア 四国各県との連携の推進
- └─ ②多面的広域連携の推進
 - 〔ア 瀬戸内各県との連携、協調の推進
 - 〔イ 政策課題に対応した新たな広域連携

3 「創造」する改革 ～政策立案型行政への転換～

体系図

1 基本目標

└─ (1)基本施策

└─┬─ ①推進事項

└─┬─ ア具体的取組

(1)政策立案型組織づくり

①政策立案機能の強化

- ア 部局横断的な企画調整機能の強化
- イ 総合的な地域振興推進体制の整備
- ウ 県と市町との連携施策の創出【再掲】
- エ 重点戦略方針に沿った政策展開
- オ みんなの愛顔づくりプロジェクトの推進
- カ 政策優先度チェックに基づく実績検証
- キ 愛媛の知恵の輪100事業の推進

②機動的な執行体制づくり

- ア 庁内分権の推進
- イ 業務執行リーダー制の拡充
- ウ PT（プロジェクトチーム）制度の積極的な活用
- エ 政策推進班の活用による部局連携機能の強化
- オ 東京、大阪事務所の営業機能等の強化
- カ トップマネジメント機能の強化

(2)職員の政策立案能力の強化

①職員の意識改革

- └─ ア 5つの意識改革

②能力・実績重視型の人事管理

- └─ ア 課長級昇任試験制度の導入
- └─ イ 職員の能力・業績・意欲を重視した人事評価の実施
- └─ ウ 能力・実績を一層反映した給与制度・運用の見直し
- └─ エ 庁内公募制の活用

③人材育成の推進

- └─ ア 人材育成方針に基づく職員研修の充実
- └─ イ 市町との人事交流の促進と人材育成の支援【再掲】
- └─ ウ 民間、国等との人事交流の推進
- └─ エ 事務職と技術職の人事交流の促進
- └─ オ 県・市町職員の合同政策研究活動の推進【再掲】
- └─ カ 職員表彰制度の見直し

(3)広域自治体としての機能発揮

①国の出先機関改革への対応

- └─ ア 県単独による対応の検討
- └─ イ 四国4県による対応の検討
- └─ ウ 中四国ブロックによる対応の検討

②国・県・市町の役割分担に応じた機能強化

- └─ ア 「県権限移譲推進指針」に基づく市町への権限移譲
- └─ イ 義務付け・枠付けの見直しへの対応
- └─ ウ 市町への法定移譲事務の情報提供等

③国への提言・情報発信

- └─ ア 国への積極的な政策提言
- └─ イ 広域自治体のあり方の研究

8 実行計画

- 1 「挑戦」する改革 … P47
- 2 「連携」する改革 … P81
- 3 「創造」する改革 … P103

推進事項	1-(1)-① 更なる経費節減				所管部課	総務部 行財政改革局 財政課 総務部 行財政改革局 行革分権課
具体的な取組	ア 事務事業評価結果の予算編成への反映による無駄排除					
内 容	事務事業評価の再徹底を通じて、評価結果を事務事業の見直しや予算編成に確実に反映させ、事務事業の効率的な執行や一層の無駄の排除につなげ、「削るべきものは削り、やるべきことはやる」の徹底に努める。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
事務事業評価結果の予算編成への反映				→		
25年度までの主な進捗状況	【外部評価結果による予算の見直し状況】 24年度の外部評価結果による予算削減額合計：15,920千円 23年度の外部評価結果による予算削減額合計：85,422千円 22年度の外部評価結果による予算削減額合計：46,349千円 21年度の外部評価結果による予算削減額合計：57,278千円 20年度の外部評価結果による予算削減額合計：30,922千円 19年度の外部評価結果による予算削減額合計：12,395千円					
関連ホームページ						

推進事項	1-(1)-① 更なる経費節減				所管部課	総務部 行財政改革局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	イ 県単独補助金や国の外郭団体等への負担金の見直し					
内 容	「住民主体、行政参加」の理念に基づき、役割分担の見直しを進めながら、市町や団体などへの県単独補助金や、国の外郭団体等への負担金は、廃止を前提とした見直しを引き続き進める。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
県単独補助金等の見直し				→		
25年度までの主な進捗状況	25年度県単独補助金等の見直しによる削減額： 216,320千円 24年度県単独補助金等の見直しによる削減額： 146,919千円 23年度県単独補助金等の見直しによる削減額： 99,647千円 22年度県単独補助金等の見直しによる削減額： 79,373千円 21年度県単独補助金等の見直しによる削減額： 306,279千円 20年度県単独補助金等の見直しによる削減額： 815,651千円 19年度県単独補助金等の見直しによる削減額：1,638,348千円					
関連ホームページ						

推進事項	1-(1)-① 更なる経費節減				所管部課	総務部 行財政改革局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 大規模事業等の適正な執行					
内 容	大規模事業については、新規着手の原則凍結を継続しつつ、未着手大規模事業を含めて再度精査し、県費負担額を圧縮・抑制し、財源の確保と計画的な執行に努める。また、国体については、可能な限り既存の施設等の有効活用に努め、身の丈にあった開催を目指す。 (※大規模事業：3億円以上の大規模施設整備、10億円以上の大規模プロジェクト、5千万円以上の大規模イベント)					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
大規模事業の原則凍結				→		
25年度までの主な進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 20年度当初予算から大規模施設については3億円以上とするなど対象を拡大 18年度当初予算から県費負担が概ね10億円以上の大規模施設等及び同5千万円以上の大規模イベントを対象として(1) 県費負担の圧縮に努めつつ予定どおり進めるもの、(2) 事業期間や内容を見直すもの、(3) 計画を再検討又は凍結するものに整理 					
関連ホームページ						

推進事項	1-(1)-① 更なる経費節減				所管部課	総務部 行財政改革局 財政課
具体的な取組	エ 投資的経費の効果的な執行による実質的な県債残高の圧縮					
内 容	投資的経費は、県民の安全・安心の確保、地域の活性化に資するよう効果的・効率的な執行に努め、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高の圧縮に努める。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
将来負担比率の抑制				→	現状(166.1%)を維持 (目標値は決算を踏まえて毎年度見直す)	
25年度までの主な進捗状況	25年度将来負担比率：166.1% (参考：類似団体平均208.2%) 24年度将来負担比率：178.5% (参考：類似団体平均212.0%) 23年度将来負担比率：183.5% (参考：類似団体平均212.1%) 22年度将来負担比率：183.2% (参考：類似団体平均222.2%) 21年度将来負担比率：198.8% (参考：類似団体平均239.3%) 20年度将来負担比率：199.6% (参考：類似団体平均250.1%) 19年度将来負担比率：206.9% (参考：類似団体平均241.5%)					
関連ホームページ						

推進事項	1-(1)-① 更なる経費節減				所管部課	土木部 管理局 土木管理課 技術企画室
具体的な取組	オ 公共事業のコスト構造改善					
内 容	平成23年3月に策定した「愛媛県公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき、公共事業をコストと品質の観点から改善する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
公共工事コスト縮減への取り組み				→	改善率：プログラム最終年度（27年度）に15%以上（22年度比）	
25年度までの主な進捗状況	「コスト改善率」 24年度：4.8%〔暫定値〕 23年度：5.5%					
関連ホームページ	建設技術のページ： http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/index.html					

推進事項	1-(1)-② 財源の確保				所管部課	総務部 管理局 総務管理課 (関係部課)																									
具体的な取組	ア 県有財産の売却・利活用																														
内 容	公舎や一部職員住宅等の大規模県有財産で、老朽化が進み跡地の利用計画がないものについては、原則的に廃止・売却処分等を行う。また、遊休県有財産についても、管理経費の削減を図るため、積極的に売却処分等を行う。																														
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																										
売却等の促進				→	26年度までに約6億円の売却収入を確保																										
25年度までの主な進捗状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売却による 歳入の確保</td> <td>16件売却</td> <td>11件売却</td> <td>17件売却</td> <td>10件売却</td> <td>7件売却</td> <td>9件売却</td> <td>6件売却</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,119百万円</td> <td>1,897百万円</td> <td>733百万円</td> <td>471百万円</td> <td>344百万円</td> <td>280百万円</td> <td>1,241百万円</td> </tr> </tbody> </table>							区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	売却による 歳入の確保	16件売却	11件売却	17件売却	10件売却	7件売却	9件売却	6件売却		3,119百万円	1,897百万円	733百万円	471百万円	344百万円	280百万円	1,241百万円
区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																								
売却による 歳入の確保	16件売却	11件売却	17件売却	10件売却	7件売却	9件売却	6件売却																								
	3,119百万円	1,897百万円	733百万円	471百万円	344百万円	280百万円	1,241百万円																								
関連ホームページ	売払い処分対象県有地一覧のページ： http://www.pref.ehime.jp/010soumu/010soumukanri/00005688041104/yuukyuuuchiichiran.html 県有地購入相談窓口についてのページ： http://www.pref.ehime.jp/010soumu/010soumukanri/00005695041108/kenyuuchimadoguchi.html																														

推進事項	1-(1)-② 財源の確保				所管部課	総務部 管理局 総務管理課 (関係部課)									
具体的な取組	イ 未回収債権(税外)の回収強化														
内 容	債権管理の一層の適正化を図り、効率的な債権管理事務を進めるため、23年5月に設置した「愛媛県債権管理推進連絡会議」(全庁組織)において、関係機関の連携を強化しつつ、債権の回収・整理に係る助言や、債権別行動計画の策定に基づく事務の強化、債権整理の統一的な基準の検討等を行う。														
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等										
未回収債権(税外)の回収強化					県庁全体の未収額の縮減										
25年度までの 主な進捗状況	<p>【愛媛県債権管理推進連絡会議】</p> <p>25年度実施状況</p> <p>2月～3月 回収不能債権の整理(2月議会にて議決)、不納欠損処分(関係課)</p> <p>7月～ 回収不能債権の整理</p> <p>6月 担当者会の開催(25.6.14)</p> <p>5月～ 債権別行動計画に基づく回収事務等の実施(関係課)</p> <p>5月 債権別行動計画の見直し</p> <p>24年度の実績</p> <p>2月～3月 回収不能債権の整理(2月議会にて議決)、不納欠損処分(関係課)</p> <p>7月～ 回収不能債権の整理</p> <p>6月 担当者会の開催(24.6.6)</p> <p>5月～ 債権別行動計画に基づく回収事務等の実施(関係課)</p> <p>5月 債権別行動計画の見直し</p> <p>5月 連絡会議の開催(24.5.14)</p> <p>23年度の実績</p> <p>2月～3月 回収不能債権の整理(2月議会にて議決)、不納欠損処分(関係課)</p> <p>10月～ 債権別行動計画に基づく回収事務等の実施(関係課)</p> <p>7月～10月 債権別行動計画(関係課作成)の策定</p> <p>7月 全庁方針「今後の債権管理方策について」の策定(23.7.21)</p> <p>7月 担当者説明会の開催(23.7.11)</p> <p>5月 連絡会議の設置(23.5.17)</p> <p>【税外債権における未収金(過年度分滞納繰越額)の状況】</p> <table border="1"> <tr> <td>25年度未収金</td> <td>(H26.3.31現在)</td> <td>28億1,044万円</td> </tr> <tr> <td>24年度未収金</td> <td>(H25.3.31現在)</td> <td>27億5,903万円</td> </tr> <tr> <td>23年度未収金</td> <td>(H24.3.31現在)</td> <td>26億6,485万円</td> </tr> </table>						25年度未収金	(H26.3.31現在)	28億1,044万円	24年度未収金	(H25.3.31現在)	27億5,903万円	23年度未収金	(H24.3.31現在)	26億6,485万円
25年度未収金	(H26.3.31現在)	28億1,044万円													
24年度未収金	(H25.3.31現在)	27億5,903万円													
23年度未収金	(H24.3.31現在)	26億6,485万円													
関連ホームページ															

推進事項	1-(1)-② 財源の確保				所管部課	総務部 行財政改革局 財政課
具体的な取組	ウ 使用料・手数料の定期的見直し					
内 容	受益者負担の適正化の観点から、今後も使用料・手数料を定期的に見直す。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
使用料及び手数料の定期的な見直し						
25年度までの 主な進捗状況	<p>25年度：26年4月からの消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、使用料及び手数料等の改定を実施</p> <p>24年度：使用料及び手数料等の一斉見直しを行い、改定が必要なものは25年4月から実施</p> <p>20年度：使用料及び手数料等の一斉見直しを行い、改定が必要なものは21年4月から実施</p> <p>19年度：県営住宅、職員住宅駐車場の有料化方針(20年4月から)の決定</p> <p>11年度：地方分権一括法の施行(12年4月)に伴う手数料条例の制定に併せて手数料見直しを実施</p> <p>8年度：9年4月からの消費税の税率引上げ及び地方消費税の創設に伴い、県独自で料金を設定している使用料及び手数料等の改定を実施</p>					
関連ホームページ						

推進事項	1-(1)-② 財源の確保				所管部課	総務部 行財政改革局 財政課
具体的な取組	工 宝くじの普及・PR					
内 容	宝くじの県内売上げの増を図るため、引き続き普及・PR活動に努める。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
宝くじの普及・PR				→		
25年度までの 主な進捗状況	24年度～：県広報誌に宝くじに関する情報を掲載 22年度～：県職員ブログで宝くじに関する情報を告知 21～24年度：宝くじCMの作成 14年度～：県HPに宝くじ情報を掲載					
関連ホームページ	「ようこそ愛媛県の宝くじ情報へ」のページ： http://www.pref.ehime.jp/h10400/0348/index.html 「愛媛県内で発売の宝くじについて」のページ： http://www.pref.ehime.jp/h10400/1190675_1873.html					

推進事項	1-(1)-② 財源の確保				所管部課	総務部 行財政改革局 財政課
具体的な取組	才 有利な起債の活用による将来負担の抑制					
内 容	交付税措置のある有利な起債の活用に努め、できる限り将来負担の抑制に努める。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
実質公債費比率の 抑制				→	現状（13.5%）を維持 (目標値は決算を踏まえて毎年度見直す)	
25年度までの 主な進捗状況	25年度実質公債費比率：13.5%（類似団体平均15.7%） 24年度実質公債費比率：14.3%（類似団体平均15.8%） 23年度実質公債費比率：15.5%（類似団体平均16.5%） 22年度実質公債費比率：16.8%（類似団体平均15.5%） 21年度実質公債費比率：17.6%（類似団体平均15.0%） 20年度実質公債費比率：17.2%（類似団体平均15.1%） 19年度実質公債費比率：16.2%（類似団体平均14.3%）					
関連ホームページ						

推進事項	1-(1)-② 財源の確保				所管部課	総務部 行財政改革局 財政課
具体的な取組	力 新規発行県債の償還期間の弾力的運用					
内 容	公債費の平準化を念頭に、新規発行県債の償還期間について、弾力的な運用に努める。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
新規発行県債の償還期 間の弾力的運用				→		
25年度までの 主な進捗状況						
関連ホームページ						

推進事項	1-(1)-② 財源の確保				所管部課	総務部 行財政改革局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	キ 財源対策用基金の取崩しの圧縮と節減努力による積立て					
内 容	大規模災害時における対応力を確保するだけでなく、重要施策の推進や防災・減災対策等を着実に推進するため、更なる積み増しを目指す。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
財源対策用基金残高の確保	(目標値は決算を踏まえて毎年度見直す) →				368億円以上を目標に可能な限り積み増し	
25年度までの主な進捗状況	25年度末残高：358億円（類似団体平均368億円） 24年度末残高：309億円（類似団体平均325億円） 23年度末残高：286億円（類似団体平均330億円） 22年度末残高：240億円（類似団体平均295億円） 21年度末残高：92億円（類似団体平均210億円） 20年度末残高：90億円（類似団体平均177億円） 19年度末残高：75億円（類似団体平均216億円）					
関連ホームページ						

推進事項	1-(1)-② 財源の確保				所管部課	総務部 行財政改革局 税務課
具体的な取組	ク 課税自主権の発揮					
内 容	県税収入の充実確保を図るため、地方税法の標準税率を超過する税率による課税や法定外普通税・目的税の創設など、課税自主権の活用による独自税の導入について、受益と負担との関係や公平性などの問題点を整理し、その可能性を研究する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
独自税源導入の可能性の研究					→	
25年度までの主な進捗状況	25年度：核燃料税条例更新。 25年度：資源循環促進税条例更新。 21年度：森林環境税条例更新。 19年度：資源循環促進税導入。 18年度：愛媛県資源循環促進税条例を制定。 17年度：森林環境税導入 16年度：愛媛県森林環境税条例を制定。 産業廃棄物税について、「産業廃棄物税検討会」を設置して検討を行い、報告書を知事に提出。 15年度：森林環境税について検討するため、学識経験者等による「森林環境税導入のための税制検討委員会」及び「森林環境税の活用による森づくり検討委員会」を設置。 14年度：産業廃棄物税について四国4県で共同研究をするため、4県の廃棄物担当及び税務担当による事務レベルの研究会を設置。					
関連ホームページ	森林環境税のページ： http://www.pref.ehime.jp/h10500/1191372_1874.html 核燃料税のページ： http://www.pref.ehime.jp/h10500/kakunen/koushin.html 資源循環促進税のページ： http://www.pref.ehime.jp/h10500/sigenjuncan.html					

推進事項	1-(1)-② 財源の確保				所管部課	総務部 行財政改革局 税務課																																									
具体的な取組	ケ 税負担の公平性確保と徴収率の向上																																														
内 容	愛媛県徴収確保対策本部において、徴収率や滞納繰越額の数値目標を設定し的確な進行管理を行うとともに、自動車税納期内納付キャンペーンなど納税者の納税機会の拡大を図りながら、大多数の納期内納税者の視点に立って滞納処分を前提とした滞納整理を積極的に展開し、徴収率の向上と滞納繰越額の削減を図り、県税納税率全国ベストテンへ挑戦する。また、県と市町の協働により徴収確保を図るために発足した「愛媛地方税滞納整理機構」を支援し、個人県民税の徴収増を図る。																																														
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																																										
徴収率の向上					→ (最終年度27年度) 全税目徴収率全国順位10位																																										
滞納額の縮減(愛媛地方税滞納整理機構設立等)					→ (最終年度27年度) 個人県民税を除く滞納繰越額を10億円に削減																																										
25年度までの 主な進捗状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県税徴収率 (現年課税分)</td> <td>97.38% (99.09%)</td> <td>97.00% (98.91%)</td> <td>96.50% (98.83%)</td> <td>96.37% (98.76%)</td> <td>96.50% (99.02%)</td> <td>96.79% (99.22%)</td> <td>97.18% (99.33%)</td> </tr> <tr> <td>全国順位</td> <td>21位</td> <td>25位</td> <td>18位</td> <td>25位</td> <td>23位</td> <td>22位</td> <td>23位</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越額 百万円</td> <td>3,834</td> <td>4,204</td> <td>4,236</td> <td>4,332</td> <td>4,109</td> <td>3,721</td> <td>3,188</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越額 (個人県民税除く) 百万円</td> <td>1,846</td> <td>1,688</td> <td>1,453</td> <td>1,512</td> <td>1,460</td> <td>1,252</td> <td>998</td> </tr> </tbody> </table>							区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	県税徴収率 (現年課税分)	97.38% (99.09%)	97.00% (98.91%)	96.50% (98.83%)	96.37% (98.76%)	96.50% (99.02%)	96.79% (99.22%)	97.18% (99.33%)	全国順位	21位	25位	18位	25位	23位	22位	23位	滞納繰越額 百万円	3,834	4,204	4,236	4,332	4,109	3,721	3,188	滞納繰越額 (個人県民税除く) 百万円	1,846	1,688	1,453	1,512	1,460	1,252	998
	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																																							
県税徴収率 (現年課税分)	97.38% (99.09%)	97.00% (98.91%)	96.50% (98.83%)	96.37% (98.76%)	96.50% (99.02%)	96.79% (99.22%)	97.18% (99.33%)																																								
全国順位	21位	25位	18位	25位	23位	22位	23位																																								
滞納繰越額 百万円	3,834	4,204	4,236	4,332	4,109	3,721	3,188																																								
滞納繰越額 (個人県民税除く) 百万円	1,846	1,688	1,453	1,512	1,460	1,252	998																																								
<p>25年度：「平成27年度から個人住民税特別徴収を全市町一斉に完全実施」する取組実施。 24年度：特別滞納整理班の設置や県と市町の税務職員の相互併任による取組実施。 23年度：最終年度を27年度とする長期数値目標の設定。 22年度：「個人県民税の徴収確保10,000人プロジェクト」に着手。 21年度：検索への取組強化 20年度：不動産インターネット公売開始。 19年度：コンビニ収納の導入。(20年度から運用) 18年度：色付封筒(イエローカード、レッドカード)による催告、タイヤロックの導入、インターネット公売開始。 愛媛地方税滞納整理機構設立。 機構による個人県民税増収効果 推計約1億3,220万円 17年度：「愛媛県徴収確保対策本部」を設置。 16年度：自動車税納期内納付キャンペーン、口座振替促進運動、年末滞納クリーンアップ月間等。(※17年度以降も継続して実施) 15年度：進行管理の徹底、自動車税徴収総動員体制の構築等抜本的改革を実施。</p>																																															
関連ホームページ	県税のしおりのページ： http://www.pref.ehime.jp/h10500/5000/kenzei13.html 自動車税等の口座振替のページ： http://www.pref.ehime.jp/h10500/4429/jidosya.html 個人住民税特別徴収のページ： http://www.pref.ehime.jp/h10500/tokucho/kanzenjissai.html																																														

推進事項	1-(1)-② 財源の確保				所管部課	企画振興部 管理局 総合政策課 (関係部課)
具体的な取組	コ 広告料収入の確保					
内 容	広告料収入を新たな収入確保方策とするとともに、県内企業に優良広告媒体を提供するため、広報印刷物や県有財産など、県ホームページや広報紙等広報媒体への有料広告の掲出、県有施設のネーミングライツ(施設命名権)販売制度の導入を推進する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
新たな広告料収入の確保策の検討					→ 広告事案件数年間25件以上	
25年度までの 主な進捗状況	<p>広告事業の実施状況</p> <p>25年度：歳入型17件(収入額：11,595千円) 愛顔のえひめ、県ホームページ 職員給与明細書等 提携型 5件 ボランティア・ガイドブック、 愛ロードスポンサー事業(道路照明灯)等</p> <p>24年度：歳入型19件(収入額：10,785千円) 愛顔のえひめ、県ホームページ 職員給与明細書等 提携型 4件 ボランティア・ガイドブック、 愛ロードスポンサー事業(道路照明灯)等</p> <p>23年度：歳入型20件(収入額：9,428千円) 愛顔のえひめ、県ホームページ 職員給与明細書等 提携型 6件 サマーボランティア・キャンペーンイベントブック、 愛ロードスポンサー事業(道路照明灯)等</p> <p>22年度：歳入型19件(収入額：9,288千円) さわやか愛媛、県ホームページ 職員給与明細書等 提携型 6件 サマーボランティア・キャンペーンイベントブック、 愛ロードスポンサー事業(道路照明灯)等</p> <p>21年度：歳入型18件(収入額：10,277千円) 県ホームページ、運転免許センター液晶ディスプレイ、 えひめこどもの城ポスター等 提携型 7件 サマーボランティア・キャンペーンイベントブック、 愛ロードスポンサー事業(道路照明灯)等</p> <p>20年度：歳入型21件(収入額：13,918千円) 県立中央病院液晶ディスプレイ、広告等配布(本庁舎等)、県公用車等 提携型 8件 えひめ子どもスポーツ！Tスタジアム事業普及啓発用ポスター及びチラシ、 ウィンターボランティア・キャンペーンイベントブック等</p> <p>19年度：歳入型17件(収入額：8,691千円) 県封筒裏面、県立中央病院領収書、パスポートセンターポスター等 提携型 6件 サマーボランティア・キャンペーンチラシ、道路美化スポンサー(看板)等</p> <p>18年度：歳入型10件(収入額：8,550千円) 「さわやか愛媛」、県ホームページ、自動車納税通知書等 提携型 5件 サマーボランティア・キャンペーンイベントブック、県封筒等</p> <p>ネーミングライツ(施設命名権)販売制度の導入 20年度：県民文化会館に導入(契約金額年36,750千円(税込)) 19年度：総合運動公園陸上競技場に導入(契約金額年22,344千円(税込))</p>					
関連ホームページ	<p>広告事業のページ： http://www.pref.ehime.jp/h12100/7524/kokokutop.htm</p>					

★ネーミングライツ：スポーツ施設等にスポンサーとなる企業等が固有の名前(企業名や商品名など)を付ける権利。

推進事項	1-(2)-① 組織のスリム化・効率化・活性化				所管部課	総務部 管理局 人事課 (関係部課)																		
具体的な取組	ア 本庁組織の再編整備																							
内 容	来るべき本格的な地方分権時代の到来を見据え、自主・自立の覚悟の下、総合的な視点からの政策立案機能の充実を始め、市町とも連携した地域振興施策の一体的推進、さらには、行財政改革の推進などに向けた組織の再編・強化など、限られた人員を最大限に活用し、新たに発生する政策課題にも機動的かつ柔軟に対応できる体制の整備に引き続き取り組む。																							
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																			
本庁組織の再編整備				→																				
25年度までの 主な進捗状況	<p>26年度：「愛のくに えひめ営業本部」の販売促進体制の充実や「瀬戸内しまのわ2014」の実施体制強化、「愛顔つなくえひめ国体・えひめ大会」の準備や防災・減災対策の推進体制の強化など、当面する重要課題に対応する体制を整備。</p> <p>25年度：「愛のくに えひめ営業推進本部」の充実強化など、実需の創出による地域経済活性化への取組体制の強化のほか、地方分権の更なる推進や「えひめ国体」の開催に向けた組織体制を整備。</p> <p>24年度：行財政改革の推進など、当面する重要課題に対応する体制整備はもとより、業務執行リーダー制の全庁導入など「スピード感をもって成果を追求する」体制づくり、営業戦略監の設置など「対外的に打って出る」体制づくりに重点を置いた組織体制を整備。</p> <p>23年度：総合的な視点からの政策立案機能の充実をはじめ、市町とも連携した文化・スポーツを含む地域振興施策の一体的推進、更には、地方分権、行財政改革の推進に向けた組織体制を整備。</p> <p>22年度：財政健全化への更なる取組を進める一方で、県内EV関連産業の創出に向けた推進体制の整備など、当面する重要課題への対応に必要な組織体制を整備。</p> <p>21年度：財政健全化への更なる取組を進める一方で、雇用対策など緊急総合対策や当面する重要課題への対応に必要な組織体制を整備。</p> <p>20年度：財政健全化に向け組織のスリム化を図る一方で、当面する重要課題や新たな行政課題への対応に必要な組織体制を整備。</p> <p>18年度：財政健全化や産業振興など新たな行政ニーズへの対応に必要な組織再編を実施するとともに、南予地域活性化特別対策本部を設置。</p> <p>17年度：財政健全化や産業振興など新たな行政ニーズへの対応に必要な組織再編を実施。</p> <p>15年度：全ての部に部内局を設置するとともに、知事から部長、部長から局長へと大幅に権限委譲し、局長を責任者とする迅速かつ効率的な執行体制を確立。</p>																							
関連ホームページ																								
参 考	<p>【知事部局本庁組織数】</p> <p>○構造改革プラン開始</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td>17年4月1日</td></tr> <tr><td>7部</td></tr> <tr><td>21局</td></tr> <tr><td>57課</td></tr> <tr><td>10課内室</td></tr> <tr><td>308係・G</td></tr> </table> <p>→</p> <p>○新しい行革大綱開始</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td>23年4月1日</td></tr> <tr><td>7部</td></tr> <tr><td>21局</td></tr> <tr><td>63課</td></tr> <tr><td>7課内室</td></tr> <tr><td>283係・G</td></tr> </table> <p>→</p> <p>○現在</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>26年4月1日</td></tr> <tr><td>8部</td></tr> <tr><td>20局</td></tr> <tr><td>66課</td></tr> <tr><td>6課内室</td></tr> <tr><td>270係・G</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">※原子力安全対策課(23.6.16)含む。</p>						17年4月1日	7部	21局	57課	10課内室	308係・G	23年4月1日	7部	21局	63課	7課内室	283係・G	26年4月1日	8部	20局	66課	6課内室	270係・G
17年4月1日																								
7部																								
21局																								
57課																								
10課内室																								
308係・G																								
23年4月1日																								
7部																								
21局																								
63課																								
7課内室																								
283係・G																								
26年4月1日																								
8部																								
20局																								
66課																								
6課内室																								
270係・G																								

推進事項	1-(2)-① 組織のスリム化・効率化・活性化				所管部課	総務部 管理局 人事課 (関係部課)																																												
具体的な取組	イ 地方機関の組織体制の見直し																																																	
内 容	平成20年4月に、地方局を5局から3局体制に再編するとともに、「現地即決・現地完結」に向け、機能・権限の思い切った強化を図ったところであるが、今後も、市町との適切な役割分担の下、ニーズ的確に対応し、住民の期待に応えられる地域の中核拠点としての進化を目指す。また、試験研究機関や福祉関係施設などの本庁直轄機関についても、引き続き、そのあり方を検証するとともに、業務の集約化や人員配置の適正化などにより、効率的な体制整備に取り組む。																																																	
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																																													
地方機関の再編整備				→																																														
25年度までの 主な進捗状況	<p>26年度：看護専門学校を廃止</p> <p>24年度：衛生環境研究所生物多様性センターの設置。 産業技術研究所建設技術センターの廃止。 中予地方局に「特別滞納整理班」を設置。</p> <p>23年度：食肉衛生検査センター宇和島支所を廃止。</p> <p>22年度：医療技術大学を公立大学法人へ移行。 歯科技術専門学校を廃止。 原子力センターの設置（22年10月1日）。</p> <p>20年度：5地方局体制から3局体制への再編、工業系・農林水産系の15の試験研究機関の3機関への統合を実施。 保育専門学校を廃止。</p> <p>19年度：健康増進センターを廃止。 県議会での議論やパブリック・コメントを踏まえて、地方局再編整備計画を作成・公表するとともに、地方局設置条例を改正。</p> <p>18年度：栽培漁業センター、中予栽培漁業センター及び鹿野川ダム管理事務所を廃止。 地方局制度の見直しについて、行政改革・地方分権推進本部において、「地方局再編整備計画（素案）」に係る検討を実施。</p> <p>17年度：出先機関の大幅な再編を実施（保健所や農業改良普及センター、土木事務所等の整理・統合を行い、9機関15支所を削減）。 地方局制度の見直しについて、行政改革・地方分権推進本部において更なる検討を実施。</p>																																																	
関連ホームページ																																																		
参 考	<p>【知事部局地方機関数】</p> <p>○構造改革プラン開始 ○新しい行革大綱開始 ○現在</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年4月1日</th> <th>23年4月1日</th> <th>26年4月1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合 計</td> <td>71機関</td> <td>51機関</td> <td>50機関</td> </tr> <tr> <td>[内訳]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①総合出先機関</td> <td>5機関</td> <td>3機関</td> <td>3機関</td> </tr> <tr> <td>②福祉</td> <td>10機関</td> <td>9機関</td> <td>8機関</td> </tr> <tr> <td>③環境・保健衛生</td> <td>8機関</td> <td>7機関</td> <td>7機関</td> </tr> <tr> <td>④農林水産</td> <td>19機関</td> <td>7機関</td> <td>7機関</td> </tr> <tr> <td>⑤産業経済</td> <td>10機関</td> <td>7機関</td> <td>7機関</td> </tr> <tr> <td>⑥文教</td> <td>1機関</td> <td>0機関</td> <td>0機関</td> </tr> <tr> <td>⑦総務</td> <td>5機関</td> <td>5機関</td> <td>5機関</td> </tr> <tr> <td>⑧土木</td> <td>13機関</td> <td>13機関</td> <td>13機関</td> </tr> </tbody> </table>							17年4月1日	23年4月1日	26年4月1日	合 計	71機関	51機関	50機関	[内訳]				①総合出先機関	5機関	3機関	3機関	②福祉	10機関	9機関	8機関	③環境・保健衛生	8機関	7機関	7機関	④農林水産	19機関	7機関	7機関	⑤産業経済	10機関	7機関	7機関	⑥文教	1機関	0機関	0機関	⑦総務	5機関	5機関	5機関	⑧土木	13機関	13機関	13機関
	17年4月1日	23年4月1日	26年4月1日																																															
合 計	71機関	51機関	50機関																																															
[内訳]																																																		
①総合出先機関	5機関	3機関	3機関																																															
②福祉	10機関	9機関	8機関																																															
③環境・保健衛生	8機関	7機関	7機関																																															
④農林水産	19機関	7機関	7機関																																															
⑤産業経済	10機関	7機関	7機関																																															
⑥文教	1機関	0機関	0機関																																															
⑦総務	5機関	5機関	5機関																																															
⑧土木	13機関	13機関	13機関																																															

推進事項	1-(2)-① 組織のスリム化・効率化・活性化				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ウ 公務能率の向上（働きやすい職場づくり）					
内 容	ノー残業デーの徹底や年次有給休暇の計画的な取得などにより、職員が心身のリフレッシュを図りつつ、効率的に業務を進めていくことができる職場環境づくりに努めるとともに、特定事業主行動計画（後期計画）に則り、男女の区別なく子育てに積極的に関わることのできる、仕事と家庭の両立が可能な職場づくりに努める。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
超過勤務の縮減					年間360時間(国の指針)未滿の超過勤務 前年度に対する超過勤務時間縮減	
ノー残業デーの徹底						
年次有給休暇の取得促進					年次有給休暇の取得目標：15日	
子どもの出生時における父親の休暇の取得促進					子どもの出生時における父親の特別休暇取得 目標：6日	
育児休業等の取得促進					<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の取得率： 男性10%、女性100% ・育児短時間勤務の利用率： 男性10%、女性30% 	
25年度までの 主な進捗状況	<p>【月一人当たり超過時間（知事部局）】 12年度：24.4時間 ⇒ 25年度：19.1時間(△22%) ⇒ 24年度：19.2時間(△21%) ⇒ 23年度：18.5時間(△24%) ⇒ 22年度：15.9時間(△35%)</p> <p>【主な超過勤務縮減対策】 25年度～：事務処理の簡素化・効率化の推進、超過勤務削減数値目標の設定、上司自らの意識改革（業務量軽減につながる指示を行う等）、部局長の超過勤務宣言、超過勤務命令の厳格化、臨機応変な体制の構築、ノー残業デーは17時半のアナウンスで退庁・消灯、調査・照会方法の見直しなど 18年度～：恒常的に超過勤務の多い職員・職場について、具体的改善策の提出指導 17年度：第二ノー残業デーについても管理職が鍵を返却 16年度：日曜日⇒原則、庁舎内への立入禁止 土曜日・祝日⇒20時以降の超過勤務禁止 水曜日⇒各課各室の管理職が鍵を返却</p> <p>【年休取得日数等（教育委員会、警察本部を除く全部局）】 25年：年休取得日数9.9日 子どもの出生時における父親の特別休暇の6日以上取得者：9人（8.7%） 育児休業の取得：男性1.0%、女性100% 育児短時間勤務の利用率：男性0.3%、女性26.1%</p>					
関連ホームページ						

推進事項	1-(2)-① 組織のスリム化・効率化・活性化				所管部課	総務部 管理局 人事課 職員厚生室
具体的な取組	Ⅰ 福利厚生事業の見直し					
内 容	労働意欲と労働力の質の向上により組織の活性化を図るため、適正に事業を実施する一方、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行う。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
福利厚生事業の見直し				→	<ul style="list-style-type: none"> ・一般定期健康診断の受診率100% ・各安全衛生委員会の年12回以上開催 	
福利厚生事業の実施状況等の公表				→		
25年度までの主な進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・17年度より福利厚生事業の実施状況等を公表 ・一般定期健康診断受診率 25年度：99.2% 24年度：99.5% ・安全衛生委員会の平均開催回数 25年度：11.9回 24年度：11.9回 					
関連ホームページ						

推進事項	1-(2)-① 組織のスリム化・効率化・活性化				所管部課	総務部 行財政改革局 行革分権課 (関係部課)
具体的な取組	才 公の施設の見直し					
内 容	「公の施設のあり方の見直し方針」に基づき、各施設において当該方針に沿った見直しを促進する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
県直営施設の見直し					<ul style="list-style-type: none"> ・25年度までに看護専門学校の民間移譲完了 ・県営住宅への指定管理者制度導入促進(20団地→49団地) 	
指定管理者制度導入施設の見直し					<ul style="list-style-type: none"> 宇和海自然ふれあい館、産業情報センター及び物産観光センターの見直し完了 	
25年度までの 主な進捗状況	<p>26年度：宇和海自然ふれあい館を愛南町へ譲渡 産業情報センターをテクノプラザに統合</p> <p>24年度：物産観光センターを廃止および北条鹿島博物館を松山市に無償譲渡(24年7月)</p> <p>23年度：看護専門学校の移譲優先交渉者を決定、この者と基本協定を締結(23年6・10月)</p> <p>22年度：医療技術大学の独立行政法人化(22年4月) 中予地方局管内の県営住宅に指定管理者制度を導入(22年4月) 県立三島病院を民間移譲(22年4月)</p> <p>21年度：生涯学習センター他4施設に指定管理者制度を導入(21年4月) 指定管理者制度導入施設のあり方について「公の施設のあり方検討委員会」で検討し、見直し方針を決定(22年3月) 歯科技術専門学校を閉校(22年3月)</p> <p>20年度：東予・南予青年の家を廃止(20年10月) 県立博物館を廃止(21年3月)(総合科学博物館へ統合) レントゲン自動車を廃止(21年3月)</p> <p>19年度：検討対象21施設のうち残る18施設について見直し方針を決定(19年11月) 母子福祉センターを廃止(20年3月)</p> <p>18年度：検討対象21施設のうち3施設について見直し方針を決定(19年2月) 見直し方針に基づき健康増進センター及び心身障害者歯科診療車を廃止(19年3月) (歯科診療車については、19年度から民間による事業実施体制へ移行)</p> <p>17年度：県直営21施設のあり方を検討するため、行政改革・地方分権推進委員会の下部組織として「公の施設のあり方検討部会」を設置(17年10月)</p>					
関連ホームページ	公の施設のあり方の見直しのページ： http://www.pref.ehime.jp/h10900/arikata2/index.html					
参 考	公の施設(直営施設)のあり方を見直し方針 (※印の3施設については、18年度に方針を決定)					
	施設名	見直し方針		施設名	見直し方針	
	消費生活センター	当面、県直営で運営		県営住宅	指定管理者制度の導入	
	北条鹿島博物館展示館	廃止		県立病院	三島病院	あらゆる選択肢を視野に今後の方向性を再度検討
	医療技術大学	地方独立行政法人制度の導入を検討			上記以外の4病院	県直営で運営(病院経営の効率化の推進)
	歯科技術専門学校	関係団体等への譲渡(譲渡が困難な場合は廃止)		県立病院	病院事業全体	病院事業全体の経営のあり方について検討(地方独立行政法人制度の導入検討)
	看護専門学校	民間等への譲渡(譲渡先決定までの間は県直営で運営継続)			生涯学習センター	組織及び運営方法等の抜本的見直し、隣接施設(中央青年の家等)との一体的管理運営(指定管理者制度の導入)
	レントゲン自動車	民間等への委託による検診体制への移行		総合科学博物館	指定管理者制度の導入(学芸部門を除く)	
	健康増進センター(※)	廃止		歴史文化博物館	指定管理者制度の導入(学芸部門を除く)	
	動物愛護センター	県直営で運営		図書館	県直営で運営(市立図書館との役割分担の明確化、本県中核図書館として県内図書館の後方支援への注力)	
さつき寮(※)	県直営で運営		博物館	総合科学博物館への統合		
心身障害者歯科診療車(※)	民間への委託による事業の実施		青年の家	中央青年の家	施設の機能転換(青少年のみならず県民の幅広い利用に対応、受益者負担の見直し)、隣接施設(生涯学習センター等)との一体的管理(指定管理者制度の導入)	
中小企業労働相談所	県直営で運営			東予・南予青年の家	廃止	
農業大学校	当面、県直営で運営(定員縮小、職員削減及び受益者負担のあり方の検討)		美術館	当面は現在の運営体制を継続(指定管理者制度の導入を検討)、萬葉荘の美術館分館としての機能の廃止		
公の施設(指定管理者施設)のあり方を見直し方針						
現状以外の方向性のもの	宇和海自然ふれあい館(譲渡)、産業情報センター(抜本的見直し)、物産観光センター(廃止)					
当面県立施設とするもの	こどもの城、障害者更生センター、南予レクリエーション都市公園、道後公園、生活文化センター					
引き続き県立施設とするもの	男女共同参画センター(旧女性総合センター)、体験型環境学習センター、総合社会福祉会館、ファミリーハウスあい、母子生活支援センター、身体障害者福祉センター、視聴覚福祉センター、在宅介護研修センター、国際貿易センター、植物くん蒸所、テクノプラザ愛媛、森林公園、松山観光港ターミナル、総合運動公園、とべ動物園、県民文化会館、武道館					

推進事項	1-(2)-① 組織のスリム化・効率化・活性化				所管部課	総務部 行財政改革局 行革分権課 (関係部課)																																																																																																																
具体的な取組	力 県出資法人の経営評価																																																																																																																					
内 容	出資法人の経営の状況、資産債務の状況及び事業の実績等を踏まえたうえで、県出資法人経営評価指針に基づき、自主性・自律性の向上、県の関与の適正化、法人情報等の積極的な開示等の観点から経営評価を行い、経営の改善、効率的な運営を図る。																																																																																																																					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																																																																																																																	
経営状況、資産債務の状況及び事業の実績等の把握			《経営評価期間の総括》		<ul style="list-style-type: none"> 県出資比率が25%以上の22県出資法人の定期的な経営評価実施率100% 特例民法法人である12県出資法人の新公益法人制度への移行100% 22県出資法人の基本・財務等情報の県ホームページでの公開率100% 22県出資法人の基本・財務等情報の法人ホームページでの公開率95% 																																																																																																																	
自主性・自律性の向上																																																																																																																						
県の関与の適正化																																																																																																																						
法人情報等の積極的な開示等																																																																																																																						
25年度までの主な進捗状況	<p>23～24年度：23年度に「愛媛県出資法人経営評価指針」を策定、「愛媛県出資法人経営評価専門委員会」を設置、経営評価を実施 県出資比率が25%以上の県出資法人の経営評価を実施 22/22法人（100%） 新公益法人制度への移行法人 12/12法人（100%） 法人の基本・財務等情報の県ホームページでの公開 22/22法人（100%） 法人の基本・財務等情報の法人ホームページでの公開 21/22法人（95%）</p> <p>18～22年度：18年度に「愛媛県出資法人改革プラン」を策定、「愛媛県出資法人点検評価部会」を設置、点検評価を実施</p> <p>◆県の財政的関与及び県派遣職員の推移（決算ベース（単位：百万円）、各年度末（単位：人））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金</td> <td>1,098</td> <td>653</td> <td>470</td> <td>750</td> <td>369</td> <td>386</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>2,425</td> <td>2,569</td> <td>2,590</td> <td>2,528</td> <td>2,521</td> <td>2,866</td> </tr> <tr> <td>派遣職員数</td> <td>51</td> <td>42</td> <td>38</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>						年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	補助金	1,098	653	470	750	369	386	委託料	2,425	2,569	2,590	2,528	2,521	2,866	派遣職員数	51	42	38	32	33	35																																																																																				
年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																																																																																																																
補助金	1,098	653	470	750	369	386																																																																																																																
委託料	2,425	2,569	2,590	2,528	2,521	2,866																																																																																																																
派遣職員数	51	42	38	32	33	35																																																																																																																
関連ホームページ	県出資法人に関するページ： http://www.pref.ehime.jp/h10900/houjinjoukyou/index.htm																																																																																																																					
参 考	<p>県出資法人経営評価対象一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出資法人名</th> <th>出資総額</th> <th>県出資金額</th> <th>県出資率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">特例民法法人・公益財団法人(15法人)</td> </tr> <tr> <td>(公財)愛媛県文化振興財団</td> <td>1,517,300</td> <td>1,200,000</td> <td>79.1</td> </tr> <tr> <td>(公財)愛媛県スポーツ振興事業団</td> <td>750,204</td> <td>500,000</td> <td>66.6</td> </tr> <tr> <td>(公財)えひめ女性財団</td> <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>(財)愛媛県廃棄物処理センター</td> <td>10,000</td> <td>2,500</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>(公財)伊方原子力広報センター</td> <td>6,000</td> <td>2,000</td> <td>33.3</td> </tr> <tr> <td>(公財)えひめ産業振興財団</td> <td>2,469,557</td> <td>900,000</td> <td>36.4</td> </tr> <tr> <td>(公財)松山観光コンベンション協会</td> <td>521,000</td> <td>150,000</td> <td>28.8</td> </tr> <tr> <td>(公財)愛媛県国際交流協会</td> <td>1,500,000</td> <td>1,000,000</td> <td>66.7</td> </tr> <tr> <td>(公社)愛媛県園芸振興基金協会</td> <td>171,954</td> <td>45,041</td> <td>26.2</td> </tr> <tr> <td>(公財)えひめ農林漁業振興機構</td> <td>15,000</td> <td>10,650</td> <td>71.0</td> </tr> <tr> <td>(公財)愛媛の森林基金</td> <td>1,051,130</td> <td>400,000</td> <td>38.1</td> </tr> <tr> <td>(公財)えひめ海づくり基金</td> <td>2,632,200</td> <td>785,000</td> <td>29.8</td> </tr> <tr> <td>(公財)愛媛県動物園協会</td> <td>20,000</td> <td>10,000</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td>(公財)愛媛県埋蔵文化財センター</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>(公財)愛媛県暴力追放推進センター</td> <td>600,000</td> <td>300,000</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td colspan="4">会社法人(4法人)</td> </tr> <tr> <td>松山空港ビル(株)</td> <td>1,125,000</td> <td>300,000</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>愛媛エフ・イー・ゼット(株)</td> <td>3,427,000</td> <td>936,000</td> <td>27.3</td> </tr> <tr> <td>松山観光港ターミナル(株)</td> <td>600,000</td> <td>256,000</td> <td>42.7</td> </tr> <tr> <td>南レク(株)</td> <td>400,000</td> <td>401,000</td> <td>(注) 26.7</td> </tr> <tr> <td colspan="4">社会福祉法人(1法人)</td> </tr> <tr> <td>(社福)愛媛県社会福祉事業団</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td colspan="4">特別法人(2法人)</td> </tr> <tr> <td>愛媛県土地開発公社</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>愛媛県住宅供給公社</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合 計: 22法人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 南レクは(株)平成19年に資本金15億円を4億円に減資しているため、減資前の出資総額を基に算出。</p>						出資法人名	出資総額	県出資金額	県出資率	特例民法法人・公益財団法人(15法人)				(公財)愛媛県文化振興財団	1,517,300	1,200,000	79.1	(公財)愛媛県スポーツ振興事業団	750,204	500,000	66.6	(公財)えひめ女性財団	1,000,000	1,000,000	100.0	(財)愛媛県廃棄物処理センター	10,000	2,500	25.0	(公財)伊方原子力広報センター	6,000	2,000	33.3	(公財)えひめ産業振興財団	2,469,557	900,000	36.4	(公財)松山観光コンベンション協会	521,000	150,000	28.8	(公財)愛媛県国際交流協会	1,500,000	1,000,000	66.7	(公社)愛媛県園芸振興基金協会	171,954	45,041	26.2	(公財)えひめ農林漁業振興機構	15,000	10,650	71.0	(公財)愛媛の森林基金	1,051,130	400,000	38.1	(公財)えひめ海づくり基金	2,632,200	785,000	29.8	(公財)愛媛県動物園協会	20,000	10,000	50.0	(公財)愛媛県埋蔵文化財センター	5,000	5,000	100.0	(公財)愛媛県暴力追放推進センター	600,000	300,000	50.0	会社法人(4法人)				松山空港ビル(株)	1,125,000	300,000	26.7	愛媛エフ・イー・ゼット(株)	3,427,000	936,000	27.3	松山観光港ターミナル(株)	600,000	256,000	42.7	南レク(株)	400,000	401,000	(注) 26.7	社会福祉法人(1法人)				(社福)愛媛県社会福祉事業団	10,000	10,000	100.0	特別法人(2法人)				愛媛県土地開発公社	30,000	30,000	100.0	愛媛県住宅供給公社	10,000	10,000	100.0	合 計: 22法人			
出資法人名	出資総額	県出資金額	県出資率																																																																																																																			
特例民法法人・公益財団法人(15法人)																																																																																																																						
(公財)愛媛県文化振興財団	1,517,300	1,200,000	79.1																																																																																																																			
(公財)愛媛県スポーツ振興事業団	750,204	500,000	66.6																																																																																																																			
(公財)えひめ女性財団	1,000,000	1,000,000	100.0																																																																																																																			
(財)愛媛県廃棄物処理センター	10,000	2,500	25.0																																																																																																																			
(公財)伊方原子力広報センター	6,000	2,000	33.3																																																																																																																			
(公財)えひめ産業振興財団	2,469,557	900,000	36.4																																																																																																																			
(公財)松山観光コンベンション協会	521,000	150,000	28.8																																																																																																																			
(公財)愛媛県国際交流協会	1,500,000	1,000,000	66.7																																																																																																																			
(公社)愛媛県園芸振興基金協会	171,954	45,041	26.2																																																																																																																			
(公財)えひめ農林漁業振興機構	15,000	10,650	71.0																																																																																																																			
(公財)愛媛の森林基金	1,051,130	400,000	38.1																																																																																																																			
(公財)えひめ海づくり基金	2,632,200	785,000	29.8																																																																																																																			
(公財)愛媛県動物園協会	20,000	10,000	50.0																																																																																																																			
(公財)愛媛県埋蔵文化財センター	5,000	5,000	100.0																																																																																																																			
(公財)愛媛県暴力追放推進センター	600,000	300,000	50.0																																																																																																																			
会社法人(4法人)																																																																																																																						
松山空港ビル(株)	1,125,000	300,000	26.7																																																																																																																			
愛媛エフ・イー・ゼット(株)	3,427,000	936,000	27.3																																																																																																																			
松山観光港ターミナル(株)	600,000	256,000	42.7																																																																																																																			
南レク(株)	400,000	401,000	(注) 26.7																																																																																																																			
社会福祉法人(1法人)																																																																																																																						
(社福)愛媛県社会福祉事業団	10,000	10,000	100.0																																																																																																																			
特別法人(2法人)																																																																																																																						
愛媛県土地開発公社	30,000	30,000	100.0																																																																																																																			
愛媛県住宅供給公社	10,000	10,000	100.0																																																																																																																			
合 計: 22法人																																																																																																																						

推進事項	1-(2)-① 組織のスリム化・効率化・活性化				所管部課 総務部 管理局 人事課 総務部 行財政改革局 行革分権課 (関係部課)
具体的な取組	キ 地方独立行政法人制度の活用				
内 容	県が実施する業務のうち、県自らが行うよりも、県が設置する法人(地方独立行政法人)に実施させる方が、より効率的・効果的にサービスを提供できると判断されるものについて、地方独立行政法人制度の活用を検討する。				
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等
地方独立行政法人制度の活用に関する検討				→	
24年度までの主な進捗状況	22年度：平成22年4月1日「公立大学法人愛媛県立医療技術大学」に移行 21年度：平成22年4月から「公立大学法人愛媛県立医療技術大学」に移行するための各種条件整備 20年度：「医療技術大学法人化検討委員会」設置、法人化について検討 同検討委員会から検討結果の報告(21年2月) 19年度：「公の施設のあり方の見直し方針」決定(19年11月) ・医療技術大学：「地方独立行政法人への移行について、早急に具体的検討を行う」 ・県立病院(病院事業全体)：「病院事業への地方独立行政法人制度の導入など病院事業全体の経営のあり方について、(中略)幅広い観点から検討を行う」 15年度：「地方独立行政法人に関する庁内連絡会」を開催				
関連ホームページ					

推進事項	1-(2)-① 組織のスリム化・効率化・活性化				所管部課	公営企業管理局 総務課 県立病院課																													
具体的な取組	ク 公営企業の経営健全化 i 県立病院事業の経営健全化																																		
内 容	「第3次愛媛県立病院財政健全化計画」(計画期間：21年度～25年度)に基づき、①経営基盤の強化、②高度で良質な医療の提供、③人材の育成・確保、④患者サービスの向上を図るため、健全化策に取り組む。																																		
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																														
県立病院の自助努力による収益増加方策・経費削減方策の実施 適正な基準に基づく一般会計からの繰出金の支出					単年度収支の均衡及び累積欠損金の縮減																														
25年度までの 主な進捗状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単年度収支</td> <td>▲809 百万円</td> <td>▲1,413 百万円</td> <td>▲3,066 百万円</td> <td>1,265 百万円</td> <td>1,528 百万円</td> <td>1,928 百万円</td> <td>130 百万円</td> <td>(注)21年度は、三島病院廃止に伴う特別損失約19億7千万円を計上</td> </tr> <tr> <td>累積欠損金</td> <td>▲18,591 百万円</td> <td>▲20,004 百万円</td> <td>▲23,071 百万円</td> <td>▲21,806 百万円</td> <td>▲20,277 百万円</td> <td>▲18,350 百万円</td> <td>▲18,220 百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		単年度収支	▲809 百万円	▲1,413 百万円	▲3,066 百万円	1,265 百万円	1,528 百万円	1,928 百万円	130 百万円	(注)21年度は、三島病院廃止に伴う特別損失約19億7千万円を計上	累積欠損金	▲18,591 百万円	▲20,004 百万円	▲23,071 百万円	▲21,806 百万円	▲20,277 百万円	▲18,350 百万円	▲18,220 百万円	
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																											
単年度収支	▲809 百万円	▲1,413 百万円	▲3,066 百万円	1,265 百万円	1,528 百万円	1,928 百万円	130 百万円	(注)21年度は、三島病院廃止に伴う特別損失約19億7千万円を計上																											
累積欠損金	▲18,591 百万円	▲20,004 百万円	▲23,071 百万円	▲21,806 百万円	▲20,277 百万円	▲18,350 百万円	▲18,220 百万円																												
<p>1 第1次県立病院財政健全化計画に基づき、診療科の新規標榜、周産期病床等の増床、一般病床及びICU機能の見直し、院外処方せんの発行、臨床検査部門の合理化、看護職員研修の充実・体系化等を実施。</p> <p>2 第2次県立病院財政健全化計画に基づき、16年度には、診療科の休止や病床数の見直しを行うとともに、中央病院建替基本計画策定、PET整備等を実施。17年度には、看護体制の見直しを行うとともに、北宇和病院の廃止、中央病院建替に係るPFI導入可能性調査、PET-CTセンターの整備、オーダーリングシステムの導入を実施。18年度には、中央病院整備運営事業に係るPFI法に基づく実施方針の策定、中央病院への電子カルテの導入、病院機能評価の受審(中央病院・三島病院・新居浜病院)、中央病院の診療材料費の削減等を実施。併せて、入院時の病棟管理の一元化、外来における午後診療、臨床工学技士・診療情報管理士の拡充、高度医療機器の更新サイクル延長等を実施。19年度には診療材料費の削減、病院機能評価の受審(今治病院)、PFI方式による中央病院建替に伴う入札公告を実施。</p> <p>20年度には、SPD業者と一体となった診療材料費の削減や中央病院のPFI事業者の選定等を行った。</p> <p>3 第3次県立病院財政健全化計画に基づき、三島病院を22年4月1日に公立学校共済組合(四国中央病院)へ移譲した。25年度決算は病院全体で約1億3千万円の純利益を確保し、22年度から4期連続の黒字を達成した。</p>																																			
関連ホームページ	第3次愛媛県立病院財政健全化計画のページ： http://www.eph.pref.ehime.jp/																																		

推進事項	1-(2)-① 組織のスリム化・効率化・活性化				所管部課	公営企業管理局 総務課 発電工水課
具体的な取組	ク 公営企業の経営健全化 ii 電気事業・工業用水道事業の経営健全化					
内 容	電気事業及び工業用水道事業の中期経営計画（計画期間：22年度～31年度）に基づき、経営効率化はもとより、事業運営の安定化、環境問題や耐震化への対応等を着実に推進し、中長期的視点に立った経営の健全化に取り組む。 西条地区工業用水道事業については、安定供給の確保に向けた経営基盤の強化を図るため経営規模の縮小を骨子とした「西条地区工業用水道事業経営改善計画」に沿って経営改善に取り組む。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
売上高経常利益率 （電気事業）					→ 毎年10%以上	
契約給水量 （工業用水道事業）					→ (31年度末 249,220m ³ /日) 26年度末 244,515m ³ /日 25年度末 240,447m ³ /日 24年度末 237,568m ³ /日 23年度末 234,000m ³ /日	
25年度までの 主な進捗状況	電気事業、工業用水道事業については、平成17年度に中期経営計画（計画期間：17年度～21年度）を策定し、経営の効率化に努めてきたところ。 平成21年3月に「西条地区工業用水道事業経営改善計画」を決定。計画に基づき、平成22年3月に西条工水の計画給水量を縮小（229,000m ³ /日→87,420m ³ /日）した。 平成22年3月に電気事業及び工業用水道事業における新たな「中期経営計画」（計画期間：22年度～31年度）を策定し、一層の経営効率化を図ることとした。 ○23年度売上高経常利益率 11.3% ○24年度売上高経常利益率 9.7% ○25年度売上高経常利益率 26.3% ○23年度末契約給水量 225,140m ³ /日 ○24年度末契約給水量 227,645m ³ /日 ○25年度9月末 227,685m ³ /日					
関連ホームページ	公営企業管理局中期経営計画のページ： http://www.pref.ehime.jp/e65100/7656/h12100/main/keikaku.html					

推進事項	1-(2)-① 組織のスリム化・効率化・活性化				所管部課	公営企業管理局 総務課 発電工水課 県立病院課																																				
具体的な取組	ク 公営企業の経営健全化 iii 適正な定員管理の推進																																									
内 容																																										
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																																					
適正な定員管理の 推進					→																																					
25年度までの 主な進捗状況	18年度～26年度の9年間に△117人の削減を実施済み。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数</th> <th>対前年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>17</td><td>2108</td><td>-</td></tr> <tr><td>18</td><td>2070</td><td>△ 38</td></tr> <tr><td>19</td><td>2088</td><td>18</td></tr> <tr><td>20</td><td>2018</td><td>△ 70</td></tr> <tr><td>21</td><td>2070</td><td>52</td></tr> <tr><td>22</td><td>2013</td><td>△ 57</td></tr> <tr><td>23</td><td>2002</td><td>△ 11</td></tr> <tr><td>24</td><td>1997</td><td>△ 5</td></tr> <tr><td>25</td><td>1991</td><td>△ 6</td></tr> <tr><td>26</td><td>1991</td><td>0</td></tr> <tr><td>対17年度増減</td><td>△ 117</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>						年度	人数	対前年度増減	17	2108	-	18	2070	△ 38	19	2088	18	20	2018	△ 70	21	2070	52	22	2013	△ 57	23	2002	△ 11	24	1997	△ 5	25	1991	△ 6	26	1991	0	対17年度増減	△ 117	-
年度	人数	対前年度増減																																								
17	2108	-																																								
18	2070	△ 38																																								
19	2088	18																																								
20	2018	△ 70																																								
21	2070	52																																								
22	2013	△ 57																																								
23	2002	△ 11																																								
24	1997	△ 5																																								
25	1991	△ 6																																								
26	1991	0																																								
対17年度増減	△ 117	-																																								
関連ホームページ	公営企業管理局中期経営計画のページ： http://www.pref.ehime.jp/e65100/7656/h12100/main/keikaku.html 第3次愛媛県立病院財政健全化計画のページ： http://www.ehime.pref.ehime.jp/																																									

推進事項	1-(2)-① 組織のスリム化・効率化・活性化				所管部課	公営企業管理局 総務課 発電工水課 県立病院課
具体的な取組	ク 公営企業の経営健全化 iv 給与制度・運用の見直し					
内 容	給与構造改革の取組を堅持しつつ、適正な給与水準の確保に努めるとともに、特殊勤務手当など諸手当については、業務内容や勤務環境の変化などを勘案した総点検を実施し、必要に応じた見直しを行うなど、給与制度・運用全般について、適切な点検・見直しを行う。 なお、給与及び定員の状況については、国等との比較などにより、県民に分かりやすい方法で、県ホームページなどへの公表を行う。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
適正な給与水準の確保				→		
特殊勤務手当などの諸手当の見直し				→		
25年度までの主な進捗状況	22年度：技能労務職員の給料表を国の行政職給料表(二)をベースとしたものへ改定 20年度：22年度から技能労務職員の給料表を国の行政職給料表(二)をベースとしたものへ改定する方針を決定 19年度：管理職手当の定額化、特勤手当の支給率の見直し 18年度：給与構造の見直し 16年度：退職時特別昇給制度の廃止 10年度：諸手当の総点検を実施し、特殊現場作業手当、業務特別手当、交替勤務手当、年始年末勤務手当を廃止					
関連ホームページ	公営企業管理局中期経営計画のページ： http://www.pref.ehime.jp/e65100/7656/h12100/main/keikaku.html 第3次愛媛県立病院財政健全化計画のページ： http://www.ehp.pref.ehime.jp/					

推進事項	1-(2)-① 組織のスリム化・効率化・活性化				所管部課	公営企業管理局 総務課 発電工水課 県立病院課
具体的な取組	ク 公営企業の経営健全化 v 民間的経営手法の導入					
内 容	民間の資金とノウハウを活用することにより経費の削減や効率的な運用が可能とされているPFI手法により県立中央病院の建替えを行う。 また、民間等への委託により効果的・効率的に執行できる業務について、費用対効果、県民サービスの維持向上の観点から、外部委託を積極的に推進する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
①PFI手法による県立中央病院の建替え					25年5月の新中央病院本院運用開始、26年12月のグランドオープン	
②発電工水施設の維持管理業務の一部外部委託					実現可能なものから実施	
③病院業務の外部委託(給食、電話交換、ボイラー等)					実現可能なものから実施	
25年度までの主な進捗状況	<p>①：基本構想策定(16年3月)、基本計画策定(17年3月)、PFI導入可能性調査実施(17年8月)、PFI法に基づく実施方針策定・特定事業の選定(19年8月)、入札公告(19年9月)、落札者の決定(20年8月)、事業契約の締結(20年12月)、PFI事業の着手(21年1月)、1号館着工(22年6月)</p> <p>②：25年度から今治地区工業用水道管理事務所において運転監視業務を外部委託</p> <p>③：給食(13年10月から中央病院の一部、20年4月から三島病院、23年4月から中央病院の全部、今治病院、新居浜病院、24年4月からは南宇和病院を外部委託)、電話交換(中央病院…12年4月から20年3月は外部委託、20年4月以降は臨時職員、今治病院…12年4月から21年3月は外部委託、21年4月以降は臨時職員、三島病院…18年4月から20年3月は外部委託、20年4月以降は臨時職員)</p>					
関連ホームページ	<p>県立中央病院建替えのページ： http://www.eph.pref.ehime.jp/pfi/pfi_index.htm 公営企業管理局中期経営計画のページ： http://www.pref.ehime.jp/e65100/7656/h12100/main/keikaku.html 第3次愛媛県立病院財政健全化計画のページ： http://www.eph.pref.ehime.jp/</p>					

推進事項	1-(2)-① 組織のスリム化・効率化・活性化				所管部課	公営企業管理局 総務課 発電工水課 県立病院課
具体的な取組	ク 公営企業の経営健全化 vi 組織のスリム化					
内 容	簡素で効率的な組織づくりを基本に、組織のスリム化を進めるとともに、人員の適正配置を図る。 ①発電所運転監視業務の集中化による監視部門の縮小を図る。 ②新中央病院で、PFI手法を活用し、事務局部門（医事業務等）を縮小を図る。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
①発電所運転監視業務の集中化					24年度から銅山川発電所の運転監視業務を松山発電工水から遠隔監視	
②新中央病院の事務局部門の縮小					新中央病院での運営開始後、PFI手法を活用し、事務局部門を縮小	
25年度までの主な進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 25年度から今治地区工業用水道管理事務所において運転監視業務を外部委託し、管理課を廃止して2係を1グループに統合 24年度から銅山川発電所を支所化し、運転監視業務を松山発電工水管理事務所から遠隔監視 18年度から銅山川発電所、今治地区工業用水道管理事務所及び西条地区工業用水道管理事務所において総務課を廃止、19年度から松山発電工水管理事務所において総務課担当係長を廃止 17年度から肱川発電所を無人化（松山発電工水事務所から遠方監視） 					
関連ホームページ	公営企業管理局中期経営計画のページ： http://www.pref.ehime.jp/e65100/7656/h12100/main/keikaku.html 第3次愛媛県立病院財政健全化計画のページ： http://www.eph.pref.ehime.jp/					

推進事項	1-(2)-① 組織のスリム化・効率化・活性化				所管部課	公営企業管理局 総務課 発電工水課 県立病院課
具体的な取組	ク 公営企業の経営健全化 vii 収益増加への取組み					
内 容	公営企業を取り巻く厳しい経営環境に対応するため、収入増加への取組とともに、コスト縮減や業務の効率化等の取組により経営の効率化を進め、収益の増加を図る。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
①未収金の徴収対策強化（病院事業）					未収金の縮減	
②東予インダストリアルパークの早期分譲	0.1ha売却				29年度まで 12ha（完売）	
③未利用財産（土地）の売却	1,454.47㎡売却				実現可能なものから実施	
④事務効率化 内部業務効率化						
25年度までの主な進捗状況	①：14年度に未収金取扱要領策定、15年度から各病院で未収金の回収計画を策定。18年度は「未収金取扱要領」を一部改正し、法的措置に係る項目を規定。19年度は、未収金回収業務の一部を民間へ委託するとともに、クレジットカードによる診療代金の納付を開始。21年度は支払督促申立（法的措置）による回収。 ③：24年度までに、発電・工水事業で88,918千円、病院事業で795,948千円の未利用財産（土地）を売却。					
関連ホームページ	公営企業管理局中期経営計画のページ： http://www.pref.ehime.jp/e65100/7656/h12100/main/keikaku.html 第3次愛媛県立病院財政健全化計画のページ： http://www.eph.pref.ehime.jp/					

推進事項	1-(2)-① 組織のスリム化・効率化・活性化				所管部課	教育委員会 高校教育課
具体的な取組	ケ 県立学校の再編整備					
内 容	中学校卒業生数の減少や市町村合併の進行等を踏まえて平成20年度に策定した「県立学校再編整備計画」の再編整備基準に基づき、県立学校の再編整備に取り組む。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
県立学校の再編整備				→		
25年度までの 主な進捗状況	26年度：全日制課程：5学級減 25年度：全日制課程：4学級減 24年度：全日制課程：4学級減 23年度：全日制課程：9学級減、小規模校の定員引下げ（2校40人減） 22年度：全日制課程：小規模校の定員引下げ（2校40人減） 21年度：全日制課程：4学級減、定時制課程：1学科募集停止 20年度：8月に平成21年度から5年間の県立学校再編整備計画を策定 全日制課程：5学級減、定時制課程：2学科募集停止 19年度：全日制課程：4学級減、定時制課程：1学科募集停止 18年度：全日制課程：9学級減、定時制課程：2学科募集停止 17年度：全日制課程：12学級減、定時制課程：2学科募集停止					
関連ホームページ	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課のページ： http://ehime-c.esnet.ed.jp/koukou/index.htm					

推進事項	1-(2)-② 定員及び給与等の適正化				所管部課 総務部 管理局 人事課 教育委員会 管理部 教育総務課 教育委員会 指導部 義務教育課 警察本部 警務部 警務課 公営企業管理局 総務課	
具体的な取組	ア 適切かつ計画的な定員管理					
内 容	<p>来るべき地方分権時代の到来を見据え、真に自立した地方自治体となるためには、引き続き徹底した行財政改革に取り組む必要があることから、一般行政部門の職員数を4%削減する新しい定員適正化計画（第五次計画）を策定し、定員適正化に向けた取組を継続する。</p> <p>一方で、行政サービスの維持・向上を図るため、計画的な職員採用により年齢構成の平準化を図るとともに、危機管理対応等の行政需要を踏まえた適正な定員管理に努める。</p> <p>また、他部門(教育、警察及び公営企業部門)においても、法令による職員配置基準に留意しながら、一般行政部門に準じた定員の適正化を図る。</p> <p>なお、公務員制度改革等、今後の諸情勢を的確に踏まえた取組とするため、大幅な変動要因が生じた場合、適宜見直しを図る。</p>					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
目標数値等を踏まえた計画的な定員管理	3,861人			(27年度) 3,700人程度	23年度の一般行政部門職員数の4% (△160人程度)削減	
<p>○一般行政部門 24～27年度までの4年間で3,861人を4% (160人程度)削減</p> <p>○教育部門 教職員については、個別法により配置されることから数値目標は掲げないが、児童生徒数の減少を踏まえながら、効果的かつ適正な配置に努める。 事務局職員については、一般行政部門に準じる削減に取り組む。</p> <p>○警察部門 警察官については、政令により配置されることから数値目標は掲げないが、治安の悪化等に伴う地方警察官の増員など適正な配置に努める。 警察官以外の職員については、一般行政部門に準じる削減に取り組む。</p> <p>○公営企業部門 病院事業については、「第3次愛媛県立病院財政健全化計画」に基づき適正な定員管理に努める。 発電・工水事業については、一般行政部門に準じる削減に取り組む。</p> <p>※本計画については、分権改革、公務員制度改革等諸情勢を的確に踏まえたものとするため、今後、国の出先機関改革等の変動要因が生じた場合、適宜見直しを図る。</p>						
25年度までの 主な進捗状況	定員の適正化の進捗状況（平成17年度以降）					
	区分	一般行政	教育	警察	公営企業	計
17年度	4,420	13,682	2,753	2,108	22,963	—
18年度	4,362	13,598	2,780	2,070	22,810	△ 153
19年度	4,266	13,479	2,799	2,088	22,632	△ 178
20年度	4,107	13,257	2,802	2,018	22,184	△ 448
21年度	3,982	13,046	2,785	2,070	21,883	△ 301
22年度	3,894	12,782	2,794	2,013	21,483	△ 400
23年度	3,861	12,707	2,776	2,002	21,346	△ 137
24年度	3,795	12,532	2,797	1,997	21,121	△ 225
25年度	3,765	12,392	2,792	1,991	20,940	△ 181
26年度	3,735	12,232	2,807	1,989	20,763	△ 177
対17年度増減	△ 685	△ 1,450	54	△ 119	△ 2,200	—
<p>※雇用と年金の接続の観点から、平成26年度に新たに導入したフルタイム再任用職員については、定員適正化計画における数値目標の対象外として整理。</p> <p>【フルタイム再任用職員数】 平成26年度：一般行政15人、教育27人、公営企業2人</p>						
関連ホームページ						

推進事項	1-(2)-② 定員及び給与等の適正化				所管部課	総務部 管理局 人事課																																																								
具体的な取組	イ 再任用職員の活用																																																													
内 容	定員削減を進める中で行政サービスの維持・向上を図るため、定年退職者を再任用職員（常時勤務又は短時間勤務）として積極的に配置し、長年培った能力・経験を活用する。																																																													
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																																																									
再任用職員の活用				→																																																										
25年度までの 主な進捗状況	<p>再任用職員の任用状況（一般行政部門）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>32</td> <td>43</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>16</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>56</td> <td>83</td> <td>96</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>32</td> <td>45</td> <td>62</td> <td>99</td> <td>122</td> <td>135</td> <td>163</td> </tr> </tbody> </table> <p>※13年度末定年退職者を対象に14年度から導入 ※25年度末定年退職者を対象に、26年度から常時勤務を導入</p>						年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	新規	8	5	8	3	7	15	16	19	32	43	39	39	37	更新	—	—	—	7	3	5	16	26	30	56	83	96	126	計	8	5	8	10	10	20	32	45	62	99	122	135	163
年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																																																	
新規	8	5	8	3	7	15	16	19	32	43	39	39	37																																																	
更新	—	—	—	7	3	5	16	26	30	56	83	96	126																																																	
計	8	5	8	10	10	20	32	45	62	99	122	135	163																																																	
関連ホームページ																																																														

推進事項	1-(2)-② 定員及び給与等の適正化				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ウ 技能労務職の見直し					
内 容	退職不補充の原則のもと、業務の外部委託などの見直しを進める。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
技能労務職の業務 等の見直し				→		
25年度までの 主な進捗状況	<p>24年度：23年度転職適性試験合格者を行政職として配置。 23年度：22年度転職適性試験合格者を行政職として配置。 行政職への任用希望者を対象とした転職適性試験（第2回）を実施。 22年度：技能労務職員の給料表を国の行政職給料表（二）をベースとしたものへ改定。 自動車運転業務を一部廃止。 行政職への任用希望者を事務的業務に配置し、転職適性試験（第1回）を実施。 21年度：技能労務職員全員を対象に、行政職への任用や技能労務職の継続等についての希望調査を実施。 20年度：22年度から技能労務職員の給料表を国の行政職給料表（二）をベースとしたものへ改定する方針を決定。 技能労務職員の従事している業務のうち、自動車運転業務については、22年度から順次廃止し、その他の業務については、23年度以降に外部委託等を順次実施する方針を決定。 19年度：技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を策定・公表。</p>					
関連ホームページ						

推進事項	1-(2)-② 定員及び給与等の適正化				所管部課	総務部 管理局 人事課																										
具体的な取組	工 臨時職員の適正な配置																															
内 容	事務処理方法の見直しやアウトソーシング等を進め、定員適正化計画に準じた適正な配置を行う。																															
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																											
臨時職員の適正な配置	330人			→ (27年度) 316人	23年度の臨時職員数の4% (△14人) を削減																											
25年度までの 主な進捗状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時職員数</td> <td>449人</td> <td>429人</td> <td>400人</td> <td>362人</td> <td>344人</td> <td>331人</td> <td>330人</td> <td>330人</td> <td>330人</td> <td>330人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※対17年度増減 (26年度) : △119人</p>										年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	臨時職員数	449人	429人	400人	362人	344人	331人	330人	330人	330人	330人
年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																						
臨時職員数	449人	429人	400人	362人	344人	331人	330人	330人	330人	330人																						
関連ホームページ																																

推進事項	1-(2)-② 定員及び給与等の適正化				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	オ 給与制度・運用の見直し					
内 容	給与構造改革の取組を堅持しつつ、適正な給与水準の確保に努めるとともに、特殊勤務手当など諸手当については、業務内容や勤務環境の変化などを勘案した総点検を実施し、必要に応じた見直しを行うなど、給与制度・運用全般について、適切な点検・見直しを行う。 なお、給与及び定員の状況については、国等との比較などにより、県民に分かりやすい方法で、県ホームページなどへの公表を行う。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
適正な給与水準の確保				→		
特殊勤務手当などの諸手当の見直し				→		
25年度までの主な進捗状況	<p>本県の給与制度は、原則として国に準ずることにより適切な運用に努めるとともに、これまでも、社会情勢等に応じた適正化の取組を実施している。 【25年4月ラスパイレス指数：107.1（98.9）、パーシェ指数106.8（98.4）】 ※カッコ書きは、国家公務員の給与減額措置がないものとした場合の指数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ラスパイレス指数 国家公務員の職員構成を基準として、国家公務員の給与水準を100とした場合の本県職員の給与水準 ○パーシェ指数 本県の職員構成を基準として、国家公務員の給与水準を100とした場合の本県職員の給与水準 <p>22年度：技能労務職員の給料表を国の行政職給料表（二）をベースとしたものへ改定 20年度：22年度から技能労務職員の給料表を国の行政職給料表（二）をベースとしたものへ改定する方針を決定 19年度：特殊勤務手当の抜本的な見直し、管理職手当の定額化、特勤手当の支給率の見直し 17年度：農林漁業普及指導手当の支給率の見直し 16年度：退職時特別昇給制度の廃止</p> <p>10年度：特殊勤務手当の抜本的な見直し、調整手当の異動保障の廃止 など</p>					
関連ホームページ						

推進事項	1-(2)-② 定員及び給与等の適正化				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	カ 旅費制度・運用の見直し					
内 容	本県の旅費制度は、実費弁償を基本としつつ、標準的な実費額による定額方式を組み込んだものとしているが、他団体の見直しの状況等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行う。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
旅費制度・運用の見直し				→		
25年度までの主な進捗状況	<p>18年4月：旅費システムを導入し、旅費事務の効率化、省力化を図っている。 10年4月：実費弁償の原則と支給事務の簡素合理化の観点から、全面的な見直しを実施。</p>					
関連ホームページ						

推進事項	1-(3)-① 事務事業評価の徹底				所管部課	総務部 行財政改革局 行革分権課
具体的な取組	ア 行政評価システムの改善・強化					
内 容	行政評価システム全体の中で、外部評価の実施体制の強化や評価システムの改善等を通じ、事務事業の効率的な執行と一層の無駄の排除を図る。 特に、内部評価の客観性の向上等を図るために実施している外部評価については、県民の声や専門的見地からの助言を一層反映させた実施体制を整備し、評価機能の強化を図る。 また、評価システムの改善の一環として、意識啓発事業等の成果確認のため、アンケート調査の実施について検討する（26年度以降）。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
外部評価の強化					外部評価による事務事業の見直し率100% 毎年度100事業（総事業費100億円）を対象に点検	
評価システムの改善					行政評価（内部評価）による事務事業の見直し率55%	
25年度までの主な進捗状況	26年度：外部評価の実施 9予算施策（111事業） 25年度：外部評価の実施 9予算施策（78事業） 24年度：外部評価の実施 9予算施策（197事業） 23年度：外部評価の実施 9予算施策（98事業） 22年度：外部評価の実施 3予算施策（52事業） 21年度：外部評価の実施 5予算施策（56事業） 20年度：外部評価の実施 4予算施策（79事業） 19年度：外部評価の実施（愛媛県行政評価システム外部評価委員会の設置） 7予算施策（82事業） 15年度：外部アドバイザーを設置して民間の経営感覚に基づく助言を求め、評価の客観性・公平性、評価結果の精度を高める取組（＝外部評価の試行）を実施 13年度：行政評価システムの導入					
関連ホームページ	外部評価のページ： http://www.pref.ehime.jp/hyouka/se_gaibu/se_gaibu01.html					

推進事項	1-(3)-① 事務事業評価の徹底				所管部課 総務部 行財政改革局 行革分権課 監査事務局
具体的な取組	イ 包括外部監査制度の有効活用				
内 容	地方公共団体の組織に属さない外部の専門家が監査を行う包括外部監査の特性を活用し、監査結果を事務事業の見直し等に積極的に反映させていく。 また、包括外部監査結果（指摘）については、地方自治法に基づき対応状況を公表してきたが、本県の行財政改革を一層推進するとともに、更なる県民への説明責任の徹底を図るため、包括外部監査結果（意見）の対応状況についても、公表する。				
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等
包括外部監査の監査結果に基づいた事務事業の見直し等の実施					指摘事項の対応状況の翌年度内公表率50%以上
包括外部監査結果（指摘）の対応状況の公表					毎年度公表 (対応件数/指摘件数*100=100%)
包括外部監査結果（意見）の対応状況の公表					毎年度公表 (対応件数/意見件数*100=100%)
25年度までの主な進捗状況	<p>【指摘状況】</p> <p>26年度監査テーマ：「健康・医療・福祉の財務に関する事務の執行及び事業の管理について」 25年度監査テーマ：「農林水産行政の財務に関する事務の執行及び事業の管理について」 24年度監査テーマ：「公有財産（土地・建物を中心に）の有効活用について」（改善指摘事項数：14項目） 23年度監査テーマ：「基金の管理と運用について」（改善指摘事項数：5項目） 22年度監査テーマ：①「包括外部監査結果に対する措置状況等の検証」（改善指摘事項数：2項目）、②「愛媛県の関連諸団体」（改善指摘事項数：5項目） 21年度監査テーマ：「財団法人えひめ産業振興財団に係る諸問題の監査」（改善指摘事項数：7項目） 20年度監査テーマ：「外郭公益法人に係る諸問題の監査」（改善指摘事項数：2項目） 19年度監査テーマ：「愛媛県の執行した補助金等について」（改善指摘事項数：6項目） 18年度監査テーマ：「愛媛県の行った業務委託契約について」（改善指摘事項数：61項目） 11～17年度の改善指摘事項数：256項目</p> <p>【公表状況】</p> <p>25年度：24年度の包括外部監査結果に対する対応状況を公表 24年度：23年度の包括外部監査結果に対する対応状況を公表 23年度：20,21,22年度の包括外部監査結果（意見未対応分）に対する対応状況を公表 22年度：17,20,21年度の包括外部監査結果（意見未対応分）に対する対応状況を公表 21年度：11～19年度の包括外部監査結果（意見未対応分）に対する対応状況を公表 20年度：19年度の包括外部監査結果（意見）に対する対応状況を公表 12年度：11年度の包括外部監査結果（指摘）に対する対応状況を公表 （12年度以降、毎年度公表）</p> <p>11年度：包括外部監査制度の導入</p>				
関連ホームページ	外部監査制度のページ： http://www.pref.ehime.jp/e60500/2667/kansahp/gaibu/gaibuseido.html 包括外部監査結果のフォローアップのページ： http://www.pref.ehime.jp/h10900/kansa/index.html				

推進事項	1-(3)-① 事務事業評価の徹底				所管部課	土木部 管理局 土木管理課 技術企画室
具体的な取組	ウ 公共事業評価システムの推進					
内 容	再評価については、10年度から、農林水産部及び土木部所管の事業のうち一定期間を経過した補助事業等を対象に第三者で構成する「公共事業評価委員会」において次年度以降の継続・中止等の審議を行っており、引き続きその取組を継続する。また、新規採択時評価については、箇所ごとの事業化の優先度を評価する「愛媛県公共投資評価指標」の見直しの検討を行うとともに、新たに事後評価(完了した事業箇所の評価)についても、国や他県の動向を見ながら導入を検討する。更に、土木部所管補助事業を対象に委員会において新規事業化の妥当性の審議を行っている。今後ともより一層効率的な公共投資の実施を図るため、事業前～事業途中～事業後と一貫した評価システムの構築に向けて取り組んでいく。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
新規採択時評価の見直し検討					必要に応じ随時見直しを検討	
「公共事業再評価システム」による再評価の実施					公共事業評価委員会を審議件数に応じ開催	
「事後評価システム」の導入検討					国の制度設計の状況を見ながら検討	
25年度までの主な進捗状況	25年度：「愛媛県公共事業評価委員会」の開催（25年度末現在、35回開催） 審議件数401事業、うち事業継続382事業、中止5事業、休止1事業、新規事業化1事業 10年度：「愛媛県公共投資評価指標」による新規採択時評価の導入。					
関連ホームページ	事業評価のページ： http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/kikaku/index.html					

推進事項	1-(3)-① 事務事業評価の徹底				所管部課	監査事務局
具体的な取組	Ⅰ 監査委員による行政監査の強化					
内 容	<p>地方自治法第199条②に基づく県の事務の執行に係る監査（行政監査）を強化し、より一層、公正で能率的な行政の確保を図る。</p> <p>近年、定期の財務監査に併せて付帯的に実施してきた行政監査について、事務事業のより一層の経済性・効率性・有効性を図るため、年度ごとに特定テーマを設定して実施する行政監査を追加するとともに、行政監査結果の対応状況について、県民への説明責任の徹底を図るため、公表する。</p>					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
定期監査時に付帯的に実施する行政監査				▶		
行政監査特定テーマの検討	▶					
年度テーマの設定・監査実施・とりまとめ・報告・				▶	※年度ごとにテーマを設定	
行政監査結果の対応状況の公表				▶	毎年度公表 (対応件数/意見等件数*100=100%)	
25年度までの主な進捗状況	<p>【状況】</p> <p>26年度監査テーマ：「許認可等に係る事務処理について」（実施中）</p> <p>25年度監査テーマ：「試験研究機関における高額物品の管理及び活用について」（意見数：6件）</p> <p>24年度監査テーマ：「県民に身近な相談業務の実施状況について」（意見数：14件）</p>					
関連ホームページ	<p>行政監査結果のページ： http://www.pref.ehime.jp/e60500/kansakekka/gyouseikansakekka.html</p>					

推進事項	1-(3)-② 業務の効率化・省力化				所管部課 総務部 管理局 総務管理課 (関係部課) 総務部 行財政改革局 行革分権課 土木部 道路都市局 建築住宅課 営繕室
具体的な取組	ア 県有財産管理の推進（ファシリティマネジメントの検討）				
内 容	ファシリティマネジメントの考え方にに基づき、県有施設(ファシリティ)の現状と課題を分析し、保有総量の適正化や効率的な活用、長寿命化等を図るため、県有財産を一元管理するための専門組織の設置や基本方針の作成等を行う。				
実施概要	24年度	25年度	26年度	27年度	数値目標等
県有財産管理 (ファシリティマ ネジメント) 体制 の整備		→			24年度までに専門組織の設置及び基本方針の作成等についての検討結果取りまとめ
				→	効率的な活用及び保全に向けた維持管理を計画的に行うための基本方針に基づく具体的な取組み
県有施設(建物) の工事データ入 力、建物情報入力				→	
本庁舎E S C O導 入による維持管理 費の削減				→	削減利益 15年間で約3億3千万円
25年度までの 主な進捗状況	<p>【県有施設の工事データ入力等】</p> <p>23年度：当年度工事データ入力、詳細データの入力 22年度：当年度工事データ入力、詳細データの入力 21年度：当年度工事データ入力、詳細データの入力 20年度：当年度及び昭和49年度以前の工事データ入力 19年度：当年度及び昭和50年度以降の工事データ入力 18年度：平成17年度～平成18年度工事データ入力</p> <p>【本庁舎E S C O導入】</p> <p>24年度：E S C Oサービス終了（E S C O事業設備の無償譲渡） 18年度：E S C Oサービス開始 17年度：改修工事を終了</p> <p>○削減利益</p> <p>25年度 52,706千円 24年度 21,379千円 23年度 16,684千円 22年度 14,770千円 21年度 15,579千円 20年度 13,321千円 19年度 10,821千円 18年度 11,289千円</p> <p>【固定資産台帳のシステム化】</p> <p>23年度：財産台帳のデータベース化</p> <p>【県有財産管理体制の整備】</p> <p>愛媛県県有財産管理推進本部の設置（24.11.6） 愛媛県県有財産管理推進本部会議の開催（24.12.18） 愛媛県県有財産管理PT会議の開催（24.12.18、25.5.9、25.6.11） 愛媛県県有財産管理推進本部の開催（25.10.28）</p> <p>【基本方針の策定】</p> <p>「県有財産管理の基本方針」の策定（25.11.19）</p>				
関連ホームページ					

推進事項	1-(3)-② 業務の効率化・省力化				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	イ 事務改善職員提案募集の実施					
内 容	職員の自主研究活動の支援や提案制度の充実などにより、能率的な仕事の進め方や制度・システム等自体の見直し・改善を進める。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
事務改善職員提案募集の実施					→ 4年間で160件以上（1年40件程度）	
25年度までの主な進捗状況	<p>提案数</p> <p>25年度：19件</p> <p>24年度：37件</p> <p>23年度：49件（職員提案緊急募集126件）</p> <p>22年度：28件</p> <p>21年度：21件（経費削減のための緊急提案53件）</p> <p>20年度：39件</p> <p>19年度：43件</p> <p>18年度：56件</p> <p>17年度：22件</p> <p>16年度：55件（経費削減のための緊急提案480件）</p>					
関連ホームページ						

推進事項	1-(3)-② 業務の効率化・省力化				所管部課	総務部 行財政改革局 行革分権課
具体的な取組	ウ 行政手続条例の適正な運用					
内 容	県の行政処分における事前手続の統一を図り、行政の適正かつ円滑な運営を図るため、行政手続法及び愛媛県行政手続条例に基づき、許認可等の基準の設定及び適宜の見直し並びに標準処理期間の設定及び短縮に取り組む。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
許認可等の基準及び標準処理期間の設定・見直し・短縮					→ 毎年2回以上の見直しの実施	
25年度までの主な進捗状況	<p>25年度：要綱等に基づく許認可等の審査基準等の設定（設定件数 639件）</p> <p>要綱等に基づく許認可の標準処理期間の設定（設定件数 1,108件）</p> <p>24年度：要綱等に基づく許認可等の審査基準等の設定（設定件数 645件）</p> <p>要綱等に基づく許認可の標準処理期間の設定（設定件数 1,115件）</p> <p>23年度：要綱等に基づく許認可等の審査基準等の設定（設定件数 645件）</p> <p>要綱等に基づく許認可の標準処理期間の設定（設定件数 1,112件）</p> <p>22年度：要綱等に基づく許認可等の審査基準等の設定（設定件数 640件）</p> <p>要綱等に基づく許認可の標準処理期間の設定（設定件数 1,103件）</p> <p>21年度：要綱等に基づく許認可等の審査基準等の設定（設定件数 647件）</p> <p>要綱等に基づく許認可の標準処理期間の設定（設定件数 1,098件）</p> <p>20年度：要綱等に基づく許認可等の審査基準等の設定（設定件数 644件）</p> <p>要綱等に基づく許認可の標準処理期間の設定（設定件数 1,092件）</p> <p>19年度：要綱等に基づく許認可等の審査基準等の設定（設定件数 639件）</p> <p>要綱等に基づく許認可の標準処理期間の設定（設定件数 1,081件）</p> <p>18年度：要綱等に基づく許認可等の審査基準等の設定（設定件数 643件）</p> <p>要綱等に基づく許認可の標準処理期間の設定（設定件数 1,080件）</p> <p>17年度：要綱等に基づく許認可等の審査基準等の設定（設定件数 660件）</p> <p>要綱等に基づく許認可の標準処理期間の設定（設定件数 1,107件）</p>					
関連ホームページ	行政手続情報案内システムのページ http://www.pref.ehime.jp/h10900/2690/gyoute2.html					

推進事項	1-(3)-② 業務の効率化・省力化				所管部課	企画振興部 地域振興局 情報政策課 (高度情報化推進本部)
具体的な取組	Ⅰ 適正な情報システムの導入の推進					
内 容	愛媛県高度情報化推進本部が、情報システムの導入、既存システムの改修、機器の調達・更新など、新たに発生する情報化案件について確認・助言を行うことによって、適正な情報システムの導入を推進し、より一層の高度情報化及び業務の効率化を図る。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
高度情報化関連予算の審査				→	予算審査における指摘対応率 (対応件数/指摘件数*100=100%)	
25年度までの 主な進捗状況	13年度から高度情報化関連予算の審査を開始					
関連ホームページ						

推進事項	1-(3)-② 業務の効率化・省力化				所管部課	土木部 管理局 土木管理課
具体的な取組	オ 入札・契約手続の適正な運用					
内 容	13年度から施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨に則り、入札・契約手続の透明性を確保するため、工事の発注見通しや入札・契約の内容等の公表を行い、手続の適正な運用を図るとともに、引き続き公平性・透明性・競争性を確保するため、見直し・改善を行う。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
入札・契約手続の見直し・改善					26年4月から、簡易型総合評価落札方式の見直し（施工計画型総合評価適用工事の見直し、若手技術者等の現場への配置の加点点評価）等。	
25年度までの 主な進捗状況	<p>【入札後審査型一般競争入札及び総合評価落札方式の拡充】</p> <p>25年度：総合評価落札方式の見直し（専門工事における特殊機械所有の加点点評価、災害時の事業計画認定業者の加点点対象拡大）</p> <p>24年度：簡易実績型総合評価落札方式（設計金額8百万円以上3千万円未満）を全部局で本格実施</p> <p>23年度：簡易実績型総合評価落札方式（設計金額8百万円以上3千万円未満）を土木部で試行導入、標準型総合評価落札方式を導入（WTO対象工事）</p> <p>21年度：簡易型総合評価落札方式（設計金額3千万円以上）を全部局で本格実施</p> <p>20年度：入札後審査型一般競争入札を格付A～C等級対象（設計金額8百万円以上）の全工事に拡大（WTO対象工事を除く。以下同じ） ：簡易型総合評価落札方式（設計金額5千万円以上）を土木部で本格実施、他部局で一部試行</p> <p>19年度：入札後審査型一般競争入札を格付A・B等級対象（設計金額3千万円以上）の全工事に拡大して本格実施</p> <p>18年度：「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行を受け、簡易型総合評価落札方式を土木部で試行開始</p> <p>16年度：入札後審査型一般競争入札を設計金額1億円以上（特殊工事は2億円以上）に拡大試行</p> <p>15年度：入札後審査型一般競争入札を設計金額2億円以上10億円未満の工事で試行開始</p> <p>【低入札対策の拡充】</p> <p>23年度：低価格入札排除措置を全部局で本格実施</p> <p>22年度：低入札を繰り返す業者の入札からの排除措置（低価格入札者排除措置）を土木部で試行導入</p> <p>21年度：最低制限価格制度の導入（設計金額3千万円未満の工事）</p> <p>20年度：低入札価格調査制度において、積算費目ごとに失格判断基準を設定</p> <p>【電子入札の拡大】</p> <p>20年度：設計図書の見直し・配布方法に係る電子化の運用開始</p> <p>19年度：全ての建設工事及び委託業務を対象に全面導入（知事部局）</p> <p>18年度：設計金額3千万円以上の建設工事及び5百万円以上の委託業務に拡大</p> <p>17年度：設計金額1億円以上の建設工事及び3千万円以上の委託業務を対象として導入</p> <p>【その他】</p> <p>15年度：予定価格の事前公表の実施（全工事並びに工事に係る全ての調査、測量及び設計委託業務）</p> <p>14年度：入札監視委員会の設置 ：予定価格の事前公表の試行拡大（設計金額5千万円以上の全工事）</p> <p>13年度：予定価格の事前公表の試行（設計金額2億円以上の土木部発注工事）</p>					
関連ホームページ	入札・契約制度の改善のページ： http://www.pref.ehime.jp/h40100/keiyaku/oshirase/20130328.html					

推進事項	1-(3)-② 業務の効率化・省力化				所管部課 土木部 管理局 土木管理課 技術企画室 (関係部課)
具体的な取組	カ 公共土木施設維持管理システムの構築				
内 容	増大する維持管理費について、アセットマネジメントを導入し、施設の計画的な点検により的確に健全度評価と劣化予測を行い、ライフサイクルコストを踏まえた最適な維持管理手法と投資計画を策定し、予算の縮減と平準化を目指す。				
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等
公共土木施設維持管理システムの構築					26年度までに事後保全・観察保全型施設の点検マニュアル策定
25年度までの主な進捗状況	25年度：水門・樋門（河川）等の長寿命化計画を策定 23年度：一部の事後保全型施設の点検マニュアル策定（急傾斜施設、道路（法面、擁壁、道路付属物）） 22年度：一部の事後保全型施設の点検マニュアル策定 21年度：「荷さばき施設」についてシステムの検証 20年度：「水門・樋門・陸こう」についてシステムの検証 「係留・荷さばき施設」のガイドライン策定 19年度：「水門・樋門・陸こう」のガイドラインの策定 18年度：「ダム」、「橋梁」についてシステムの検証 17年度：「ダム」、「橋梁」ガイドラインの策定 16年度：公共土木施設維持管理システム基本方針の策定				
関連ホームページ	愛媛県橋梁長寿命化修繕計画のページ： http://www.pref.ehime.jp/h40900/1189138_2313.html				

★アセットマネジメント：「土木施設を資産として捉え、構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算的な制約の中でいつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮して、構造物を計画的かつ効率的に管理すること」という考え方

推進事項	1-(3)-③ 業務継続リスク管理の構築				所管部課 県民環境部 防災局 危機管理課
具体的な取組	ア 業務継続計画（BCP）の策定				
内 容	大規模災害時等の危機事象の発生により、県自体が被災し業務資源に制約を受けた中でも、被害の拡大を防止するとともに、県民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、事前に必要な対策を講じ、非常時においても適正な業務の執行を図ることができるよう業務継続計画を策定し、訓練による検証や、PDCAサイクルに基づくマネージメントを実施することで、計画の持続的改善を図る。				
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等
業務継続計画（地方局版BCP）の策定					23年度中に業務継続計画（地方局版BCP）を策定
災害時行動計画（本庁各部署）の策定					24年度中に災害時行動計画（本庁各部署）を策定
各計画マネージメント					毎年1回、訓練を実施
26年度までの主な進捗状況	25年度：災害対策本部運営図上訓練及び職員安否等確認・報告訓練を実施 24年度：災害時行動計画（本庁各部署、地方局）の策定、災害対策本部運営図上訓練の実施 23年度：業務継続計画（地方局版BCP）の策定 22年度：業務継続計画（地方局版BCP）の検討 21年度：業務継続計画（本庁版BCP）の策定				
関連ホームページ	愛媛県業務継続計画（本庁版BCP）のページ： http://www.pref.ehime.jp/bosai/honchobcp.htm				

推進事項	2-(1)-① 県・市町連携の推進				所管部課	総務部 管理局 人事課 研修所
具体的な取組	ア 県・市町職員の合同政策研究活動の推進					
内 容	県と市町がそれぞれ抱える行政課題について、若手職員が合同で政策研究を行う場を提供することにより、職員の意識改革や政策立案能力の向上を図るとともに、県・市町の連携や一体行政の推進に資する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
合同政策研究活動への支援				→	24年度から制度を導入。	
25年度までの主な進捗状況	25年度実績 2グループ 24年度：自主研究グループ活動のうち、市町職員との合同政策研究活動について報償金制度を創設 24年度実績 5グループ					
関連ホームページ						

推進事項	2-(1)-① 県・市町連携の推進				所管部課	総務部 管理局 市町振興課 企画振興部 管理局 総合政策課 企画振興部 地域振興局 地域政策課 各地方局 総務企画部 地域政策課
具体的な取組	イ 県と市町の政策課題に対する協議					
内 容	地方分権改革の進展や悪化する地方財政に対応するため、県と市町がこれまで以上に連携を深め、二重行政解消や県民サービスの向上を検討する「県・市町連携政策会議」（平成24年度からは「県・市町連携推進本部」）を設置し、県と市町が連携・一体化した効果的・効率的な業務の推進を図る。 また、知事と市町長が一堂に会して、政策課題について意見交換を行う「えひめトップミーティング」を開催するほか、地域に根ざした課題や要望等を把握するための「地域政策懇談会」を地方局ごとに設置するなど、県と市町が対等なパートナーとして、連携して課題解決に取り組む体制づくりを行う。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
県・市町連携推進本部会議の開催				→	毎年2回程度実施	
えひめトップミーティングの開催				→	毎年2回実施	
地域政策懇談会の開催				→	地方局ごとに年2回程度実施	
25年度までの主な進捗状況	25年度：県・市町連携推進本部会議開催回数 県内全市町長が一堂に会し3回開催 24年度：県・市町連携推進本部会議開催回数 県内全市町長が一堂に会し2回開催 地域政策懇談会開催回数 東・中・南予で各2回開催 トップミーティング開催回数 県内全市町長が一堂に会し2回開催 23年度：県・市町連携政策会議開催回数 県内全市町長が一堂に会し2回開催 トップミーティング開催回数 県内全市町長が一堂に会し2回開催 地域政策懇談会開催回数 東・中・南予で各2回開催 22年度：県・市町連携政策会議開催回数 県内全市町長が一堂に会し1回開催 地域政策懇談会開催回数 東・中・南予で各2回開催 21年度：トップミーティング開催回数 県内全市町長が一堂に会し1回開催 地域政策懇談会開催回数 東・中・南予で各2回開催 20年度：地域政策懇談会開催回数 東・中・南予で各3回開催 19年度：トップミーティング開催回数 東・中・南予毎に1回（計3回） 18年度：トップミーティング開催回数 東・中・南予毎に1回（計3回） 17年度：トップミーティング開催回数 東・中・南予毎に1回（計3回） 16年度：トップミーティング開催回数 各地方局毎に1回（計5回）					
関連ホームページ	http://www.pref.ehime.jp/h10800/shichoshinko/renkei/renkei.html					

推進事項	2-(1)-① 県・市町連携の推進				所管部課	総務部 管理局 市町振興課
具体的な取組	ウ 県と市町との二重行政の解消					
内 容	地方分権改革の進展や地方財政の悪化が進む中で、これまで以上に県と市町が連携・一体化して二重行政の解消や県民サービスの向上を図り、行政のスリム化や効果的・効率的な業務を推進するため、県・市町連携推進本部会議を開催し、県と市町の連携・一体化業務の具体化を推進する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
連携・一体化業務の具体化					県と市町の連携・一体化業務の具体化数 (26年度までに合計※40の連携施策具体化) ※下記工を含む	
25年度までの主な進捗状況	平成25年度までに、52項目の連携施策を決定し具体化に向けた取り組みを開始					
関連ホームページ	http://www.pref.ehime.jp/h10800/shichoshinko/renkei/renkei.html					

推進事項	2-(1)-① 県・市町連携の推進				所管部課	総務部 管理局 市町振興課
具体的な取組	エ 県と市町との連携施策の創出					
内 容	行政課題が複雑多様化していく中で、県及び市町ともに対応が求められる政策課題について、県と市町が企画段階から連携して協議を行い、連携や協働を前提とした本県独自の施策を具体化するための検討を行う。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
県と市町による共同施策の具体化					24年度：施策の具体化に向けた検討 (26年度までに合計※40の連携施策具体化) ※上記ウを含む	
25年度までの主な進捗状況	平成25年度までに、52項目の連携施策を決定し具体化に向けた取り組みを開始した。					
関連ホームページ	http://www.pref.ehime.jp/h10800/shichoshinko/renkei/renkei.html					

推進事項	2-(1)-② 人事交流の拡大				所管部課	総務部 管理局 人事課 研修所 総務部 管理局 市町振興課																														
具体的な取組	ア 市町との人事交流の促進と人材育成の支援																																			
内 容	基礎自治体重視の県政運営を進め、県・市町の連携を一層深めるため、「相互交流」により人事交流の拡大に積極的に取り組む。 また、基礎自治体が複雑・多様化した行政課題に適切に対応していくため、県研修所の受託研修や合同研修を充実させるなどにより、市町職員の人材育成を積極的に支援する。																																			
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																															
人事交流の推進					→ 20市町との人事交流																															
市町職員の人材育成に向けた研修支援					→ 市町の意向を踏まえ検討																															
25年度までの主な進捗状況	<p>人事交流の実績（市町からの受入）：</p> <table border="1"> <tr><td>25年度</td><td>20市町</td><td>23人(相互交流)、19人(実務研修)</td></tr> <tr><td>24年度</td><td>20市町</td><td>26人(相互交流)、19人(実務研修)</td></tr> <tr><td>23年度</td><td>17市町</td><td>20人(相互交流)、15人(実務研修)</td></tr> <tr><td>22年度</td><td>10市町</td><td>12人</td></tr> <tr><td>21年度</td><td>11市町</td><td>14人</td></tr> <tr><td>20年度</td><td>12市町</td><td>16人</td></tr> <tr><td>19年度</td><td>12市町</td><td>15人</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>9市町</td><td>11人</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>9市町</td><td>10人</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>6市町</td><td>6人</td></tr> </table> <p>17年度に市町職員のみを対象とした専門研修として「地域政策立案講座」等3講座を新設するとともに、合同研修の枠を3講座から12講座とし、24年度は、市町職員研修を6講座、合同研修を32講座実施した。（受講者数：17年度257人、18年度477人、19年度493人、20年度529人、21年度545人、22年度564人、23年度622人、24年度794人）。</p>						25年度	20市町	23人(相互交流)、19人(実務研修)	24年度	20市町	26人(相互交流)、19人(実務研修)	23年度	17市町	20人(相互交流)、15人(実務研修)	22年度	10市町	12人	21年度	11市町	14人	20年度	12市町	16人	19年度	12市町	15人	18年度	9市町	11人	17年度	9市町	10人	16年度	6市町	6人
25年度	20市町	23人(相互交流)、19人(実務研修)																																		
24年度	20市町	26人(相互交流)、19人(実務研修)																																		
23年度	17市町	20人(相互交流)、15人(実務研修)																																		
22年度	10市町	12人																																		
21年度	11市町	14人																																		
20年度	12市町	16人																																		
19年度	12市町	15人																																		
18年度	9市町	11人																																		
17年度	9市町	10人																																		
16年度	6市町	6人																																		
関連ホームページ																																				

推進事項	2-(1)-③ 基礎自治体の機能向上支援				所管部課	総務部 管理局 市町振興課 各地方局 総務企画部 地域政策課
具体的な取組	ア 市町に対する相談・サポート体制の整備					
内 容	県民と直接向き合い、日々様々な課題に直面している市町において、複雑多様化する地域ニーズへの対応や、的確な政策形成・立案が積極的に展開できるよう、市町に対する相談・サポート体制を構築する。また、市町の行財政運営に関して、県と市町との連絡調整の場（市町人事・財政関係連絡調整会議）を設定する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
市町支援担当職員制度の創設					→ 23年度：導入、運用	
市町サポートBBSの開設					→ 23年度：導入検討・準備 24年度：導入、運用 毎年度50件以上の行・財・税政情報の提供	
市町との連絡調整の場を設置し定期的に実施					→ 毎年、東予、中予、南予で各1回実施	
25年度までの主な進捗状況	<p>24年度～：市町担当職員制度及び市町サポートBBS（11の掲示板を開設）の運用、市町連絡調整会議の実施</p> <p>23年度：市町支援担当職員制度の創設、市町サポートBBSの開設</p> <p>18～23年度：市町人事・財政関係連絡調整会議（電子版）の運営 電子メールによりリアルタイムで情報提供、意見交換を実施</p> <p>17年度：市町人事・財政関係連絡調整会議を設置（東・中・南予毎に1回（計3回）開催）</p>					
関連ホームページ	http://www.pref.ehime.jp/h10800/shichoshinko/gyousei/gyousei_data/soudan-support-taisei.html					

推進事項	2-(1)-③ 基礎自治体の機能向上支援				所管部課	総務部 管理局 市町振興課
具体的な取組	イ 市町の行政改革の支援（行革甲子園）					
内 容	各市町での知恵と工夫による行政改革の取組を情報発信することにより、自らの取組の検証を促すとともに、ノウハウを共有し創造性豊かな発想につなげることで、市町の更なる行政改革の推進を図る。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
行革甲子園					24年度：事例収集及び事例発表会の開催 23年度：事例収集、開催準備	
25年度までの 主な進捗状況	平成24年10月10日に「行革甲子園」を開催し、市町の行革事例発表会を実施するとともに、応募全64事例を県ホームページで紹介					
関連ホームページ	http://www.pref.ehime.jp/h10800/shichoshinko/renkei/gyoukakukoushien.html					

推進事項	2-(1)-③ 基礎自治体の機能向上支援				所管部課	総務部 管理局 市町振興課
具体的な取組	ウ 合併市町のまちづくり及び合併等への支援					
内 容	旧合併特例法下で合併した市町に対して、新しいまちづくりの有効な手段である国の財政支援措置を効果的かつ前向きに活用できるよう、積極的な助言を行うとともに、建設計画に掲げられた県事業の重点的な実施に配慮する。 併せて、権限移譲により基礎自治体の権限が拡充する中で、行政機関や内部組織の共同設置など効果的・効率的な業務執行に取り組むよう助言を行う。 また、合併新法下での市町の合併を引き続き推進するため、17年度に設置した市町合併推進審議会における審議等を踏まえて、適切な支援を行う。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
旧法下で合併した市町への支援（合併特例事業等）					建設計画（随時見直しを行う）に掲げた合併特例債活用予定額（期間：合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15年度）に対する達成度 90%	
新法下での自主的な合併への支援（市町合併推進審議会での検討等）					20年4月に作成した構想の対象外の市町において、新たな合併が必要と認められた場合に構想の見直し等を検討	
25年度までの主な進捗状況	<p>25年度：建設計画に掲げた合併特例債活用予定額に対する達成度55.6%</p> <p>24年度：建設計画に掲げた // 50.1%</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村等における調査研究への支援 <ul style="list-style-type: none"> 市町村合併アドバイザー制度(13年度～) 市町村合併シミュレーション事業(13年度) 市町村合併調査研究等支援事業(12～14年度) 具体的な取組が見られる地域への人的支援等【旧法下】 <ul style="list-style-type: none"> 合併協議会への委員等としての参画(18協議会へ参画) 合併協議会への県職員の派遣(4協議会へ各1名を派遣) 合併協議会運営費補助金(14～16年度) 合併が決定した又は合併後の市町村に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> 市町村合併移行円滑化資金貸付制度(電算システム統合経費に対する無利子貸付) (15～16年度) <p>合併市町村のあり方調査研究事業(15～16年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「愛媛県市町村合併支援プラン」の策定(15年3月) 「愛媛県市町村合併支援プラン」の改定(16年10月) 合併新法に基づく市町合併推進審議会の設置(17年10月) 「愛媛県市町合併推進構想の作成(20年4月) 鬼北町・松野町合併協議会への人的支援等【新法下】 <ul style="list-style-type: none"> 委員等としての参加 県職員の派遣 合併協議会運営費補助金 <p>※同合併協議会は残り1協議項目で調整がつかず、22年3月31日をもって廃止</p>					
関連ホームページ	市町村合併のページ： http://www.pref.ehime.jp/gappei/index.html					

推進事項	2-(2)-① NPO・ボランティア等との協働の推進				所管部課	企画振興部 地域振興局 地域政策課 各地方局 総務企画部 地域政策課
具体的な取組	ア 地域づくり団体等の自発的取組のサポート					
内 容	地域づくり団体等が、自らの創意工夫により地域課題を解決できるよう、地域の一体的かつ自立的発展に向けての取組を財政支援するほか、地域活性化のための国の起債事業や外郭団体の助成事業などを活用した特色ある地域づくりをサポートする。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
新ふるさとづくり総合支援事業の実施					各助成事業の数値目標達成率 100%	
集落づくりの推進					各省庁等が実施する補助事業の採択件数 年25件	
25年度までの主な進捗状況	新ふるさとづくり総合支援事業（数値目標達成率）……24年度136%、25年度130% 集落づくりの推進（補助事業採択件数）……21年度24件、22年度16件、23年度18件 24年度18件、25年度25件、26年度11件					
関連ホームページ	新ふるさとづくり総合支援事業のページ： http://www.pref.ehime.jp/h12900/1194992_3394.html 愛媛の元気な集落づくりのページ： http://www.ecpr.or.jp/towns/					

推進事項	2-(2)-① NPO・ボランティア等との協働の推進				所管部課	県民環境部 管理局 男女参画・県民協働課
具体的な取組	イ 新しい公共支援事業の推進					
内 容	「愛と心のネットワークづくり」の更なる拡大・深化を図るため、新しい公共の重要な担い手であるNPO等の活動基盤の強化に取り組むとともに、多様な主体が協働して取り組む地域課題解決活動を通じて助け合い、支え合いの地域社会づくりを進める。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
NPO等の活動基盤の強化					中間支援活動基盤の強化、NPO等の情報公開促進、寄附環境整備等	
地域課題解決活動の創出					県内20事業以上の取組	
「新しい公共支援事業」の成果を踏まえた新たな展開						
25年度までの主な進捗状況	24年度 NPO等活動基盤強化支援事業等の実施 30箇所地域課題解決活動創出支援事業に係る市町モデル事業の実施 協働推進体制検討事業の実施 中間支援組織化応援事業の実施 等 23年度 NPO等活動基盤強化支援事業等の実施 16箇所地域課題解決活動創出支援事業に係る市町モデル事業の実施					
関連ホームページ						

推進事項	2-(2)-① NPO・ボランティア等との協働の推進				所管部課 県民環境部 管理局 男女参画・県民協働課 (関係部課)
具体的な取組	ウ NPO等の公募型事業の推進				
内 容	NPOから企画提案を募集し、担当課において協働による事業化を積極的に検討することにより、全庁的な協働の推進を図る。さらに、企業や教育機関等の多様な主体を含む協働事業の実現を目指す。				
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等
市町のNPO等との協働事業の促進					→ 県内20市町での協働事業の取組
県民協働地域社会づくり推進事業の推進					23年度6事業 24年度6事業、以後の取組について検討
25年度までの主な進捗状況	25年度：愛媛未来づくり協働提案事業（提案案件9件、5件を選定・実施） 24年度：愛媛未来づくり協働提案事業（提案案件12件、5件を選定・実施） 23年度：提案型パートナーシップ推進事業（提案案件16件、6件を選定・実施） 22年度：提案型パートナーシップ推進事業（提案案件14件、7件を選定・実施） 21年度：提案型パートナーシップ推進事業（提案案件14件、3件を選定・実施） 20年度：提案型協働事業促進モデル事業（提案案件20件、6件を選定・実施） 19年度のモデル事業成果報告会及び20年度事業募集説明会を開催 19年度：提案型協働事業促進モデル事業（提案案件22件、6件を選定・実施） 18年度のモデル事業成果報告会及び19年度事業募集説明会を開催 18年度：提案型協働事業促進モデル事業（新規事業）において提案募集 （提案案件22件、選考会により4件を選定し、委託により事業実施） 17年度：提案案件7件（18年3月末現在） 16年度：提案案件44件、うち協働実施件数16件 NPOと自治体職員とのミーティングの実施 1回 15～16年度：愛と心のネットワークサロンの開催 15年度：提案案件46件、うち協働実施件数21件				
関連ホームページ	愛媛ボランティアネットのページ： http://nv.pref.ehime.jp/				

推進事項	2-(2)-① NPO・ボランティア等との協働の推進				所管部課 県民環境部 管理局 男女参画・県民協働課
具体的な取組	エ 協働事業への県及び県民による評価の実施				
内 容	県民との協働事業について、NPO等県民と県が互いに評価し、今後の改善を図るとともに、評価結果を適切に公表する。				
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等
協働事業への県及び県民による評価の実施・公表					→ 24年度6事業、以後の取組について検討 23年度6事業
25年度までの主な進捗状況	19年度～：前年度に実施した提案型協働事業促進モデル事業について、NPO及び県がそれぞれ事業評価を行い、成果報告会において協働の効果や改善点を発表するとともに、ホームページで公表した。 18年度：「NPOとの協働指針」を改定のうえ、別途「NPOとの協働事業評価マニュアル」を作成した。 17年度：2件 16年度：15年度の協働事業のうち、モデル的に県及び協働相手方のNPOが、それぞれ評価を行い、評価手法についての問題点を協議した。				
関連ホームページ	愛媛ボランティアネットのページ： http://nv.pref.ehime.jp/				

推進事項	2-(2)-① NPO・ボランティア等との協働の推進				所管部課	県民環境部 管理局 男女参画・県民協働課
具体的な取組	オ NPO・ボランティア団体等のネットワーク化の推進					
内 容	NPO・ボランティア団体、自治会、教育機関、各種団体、企業等の地域の多様な主体が連携しながら自主的、主体的に地域課題の解決に取り組んでいけるネットワークづくりを支援する。また、愛媛県の多様な主体が協力・連携して地域社会を築いていく仕組づくりのために、広域的・専門的な支援を行う組織（協働ネットワーク支援センター）の設置の検討を行う。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
地域応援セミナーの開催や交流の場の提供				→	各年度1ヶ所	
25年度までの主な進捗状況	24年度 地域応援セミナーちゅうよを開催（参加者450人） 23年度 地域応援セミナーとうよを開催（参加者400人） 22年度 地域応援セミナーなんよを開催（参加者300人）					
関連ホームページ						

推進事項	2-(2)-① NPO・ボランティア等との協働の推進				所管部課 土木部 管理局 土木部 河川港湾局 土木部 道路都市局	土木管理課 河川課 港湾海岸課 道路維持課																								
具体的な取組	力 公共土木施設愛護事業の推進																													
内 容	地域住民と行政とのパートナーシップを基本に、河川・海岸・道路の一定区間の清掃美化活動等を自発的に行うボランティア団体等を募集・認定するとともに、団体の各種活動を支援し、美しい地域環境づくりに取り組む。 また、良好な道路環境を確保するため、社会貢献に理解のあるスポンサー（企業、団体等）から協賛金を募るなど、その資金を利用して道路の除草、照明灯の新設等を行う。																													
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																									
愛リバー（河川）制度の推進					新規団体認定数	84団体（23～26年度累計）																								
愛ビーチ（海岸）制度の推進					新規団体認定数	20団体（23～26年度累計）																								
愛ロード（道路）制度の推進					新規団体認定数	50団体（23～26年度累計）																								
（愛リバー・愛ビーチ・愛ロード各制度の団体認定数の合計）					団体認定数	581団体（26年度末） （※22年度末427団体→26年度末581団体）																								
愛ロード・スポンサー事業（中央分離帯植栽帯）						23年度～ 継続																								
愛ロード・スポンサー事業（道路照明灯）						26年度までに5基																								
25年度までの主な進捗状況	<p>【愛リバー・愛ビーチ・愛ロード団体認定数（各制度の合計）】</p> <table border="1"> <tr> <td>17年度</td> <td>208団体</td> <td>21年度</td> <td>375団体</td> <td>25年度</td> <td>521団体</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>198団体</td> <td>20年度</td> <td>320団体</td> <td>24年度</td> <td>503団体</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>174団体</td> <td>19年度</td> <td>267団体</td> <td>23年度</td> <td>476団体</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>147団体</td> <td>18年度</td> <td>241団体</td> <td>22年度</td> <td>427団体</td> </tr> </table> <p>【愛ロード・スポンサー事業（中央分離帯植栽帯）】 中央分離帯植栽管理を（主）壬生川新居浜野田線（西条市内）4 kmで実施 23年度：16企業・団体が協賛 22年度：16企業・団体が協賛 21年度：16企業・団体が協賛 20年度：15企業・団体が協賛 25年度：14企業・団体が協賛 19年度：14企業・団体が協賛 24年度：15企業・団体が協賛</p> <p>【愛ロード・スポンサー事業（道路照明灯）】 22年度：照明灯13基設置（13企業等と協定締結） 21年度：照明灯11基設置（6企業等と協定締結） 20年度：照明灯10基設置（10企業等と協定締結）</p>						17年度	208団体	21年度	375団体	25年度	521団体	16年度	198団体	20年度	320団体	24年度	503団体	15年度	174団体	19年度	267団体	23年度	476団体	14年度	147団体	18年度	241団体	22年度	427団体
17年度	208団体	21年度	375団体	25年度	521団体																									
16年度	198団体	20年度	320団体	24年度	503団体																									
15年度	174団体	19年度	267団体	23年度	476団体																									
14年度	147団体	18年度	241団体	22年度	427団体																									
関連ホームページ	<p>愛リバー・サポーターネットワークのページ： http://www.pref.ehime.jp/h40600/river/loveriver/newindex.html</p> <p>愛ビーチ制度「愛媛ふれあいの海辺」のページ： http://www.pref.ehime.jp/070doboku/060kouwankaigan/00005742041124/love_beach/beach01.html</p> <p>えひめ愛ロード運動のページ： http://www.pref.ehime.jp/070doboku/080dourokensets/00005744041124/aigo/airoad.htm</p>																													

推進事項	2-(2)-① NPO・ボランティア等との協働の推進				所管部課	関係部課
具体的な取組	キ 県民参加の基金による支援事業					
内 容	特定の政策課題に対応するため、「えひめ愛顔の助け合い基金」、「あったか愛媛NPO応援基金」、「愛媛国体募金」などの基金を設置し、県民や民間企業等からの寄附等に基づく県民参加による支援事業を実施する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
民間資金等の活用				→		
25年度までの 主な進捗状況	25年度	あったか愛媛NPO応援基金	29件4,	542千円		
	24年度	あったか愛媛NPO応援基金	30件2,	688千円		
	23年度	あったか愛媛NPO応援基金	37件3,	062千円		
関連ホームページ						

推進事項	2-(2)-② NPOとの協働指針に基づく取組				所管部課	県民環境部 管理局 男女参画・県民協働課 (関係部課)
具体的な取組	ア 協働指針に基づくNPOへの支援					
内 容	協働領域を拡大し、円滑に協働を進めていくため、NPOに関する相談窓口を開設するとともに、より身近な市町におけるNPO支援窓口の設置を促進し、全県的な支援体制の構築を図る。また、県民や企業の皆様からの寄附によりNPO法人の活動を支援する「あったか愛媛NPO応援基金」によるNPO法人の活動資金の安定確保や育成支援を行う。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
NPO相談窓口の 開設・運営				→	NPO法人数 450法人 (26年度)	
愛媛ボランティア ネットの運営				→		
市町NPO支援窓 口の設置促進				→		
あったか愛媛NP O応援基金による 助成・育成支援				→		
25年度までの 主な進捗状況	<p>25年度：NPO法人数427法人（26年3月末現在） 24年度：NPO法人数405法人（25年3月末現在） 「NPOとの協働指針」を拡大・深化させ「多様な主体による協働指針」を策定 23年度：NPO法人数371法人（24年3月末現在） 22年度：NPO法人数327法人（23年3月末現在） 21年度：NPO法人数300法人（22年3月末現在） 20年度：「あったか愛媛NPO応援基金」による助成及び育成支援事業を開始。 NPO法人数282法人（21年3月末現在） 19年度：市町におけるNPO支援窓口の設置促進 NPO法人数259法人（20年3月末現在） 18年度：協働事業推進のための環境づくりに重点を置き、「NPOとの協働指針」を改定。 NPO法人数242法人（19年3月末現在） 17年度：NPO法人数196法人（18年3月末現在） 16年度：愛媛ボランティアネットをリニューアルオープン 15年度：「NPOとの協働指針」に基づき、全庁的に既存事業や新規事業の実施について協働による手法の検討を開始。 14年度：NPO等との協働を全庁的に段階的に推進していくためのガイドラインとなる「NPOとの協働指針」を策定 13年度：県民参加型事業手法を類型(体系)化し、各々のメリットや導入に当たっての課題の整理等を行うため、(財)えひめ地域政策研究センターへ調査委託。 12年度：「愛媛市民活動ネットワークサロンの開設及び「地域社会づくりネットワーク化推進事業」のNPO法人への委託実施により、諸団体の交流を促進。</p>					
関連ホームページ						

推進事項	2-(2)-② NPOとの協働指針に基づく取組				所管部課	県民環境部 管理局 男女参画・県民協働課 (関係部課)
具体的な取組	イ 協働指針の見直しを含めた新たな方向性の検討					
内 容	新しい公共支援事業が2年間(23年度、24年度)の限定事業であることから、25年度以降を見据えて、NPOとの協働指針の取扱について検討する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
協働指針の見直し		→			24年度までに協働指針の見直し	
25年度までの 主な進捗状況	24年度 「多様な主体による協働指針」を策定					
関連ホームページ						

推進事項	2-(2)-③ 協働に向けた意識改革				所管部課	総務部 管理局 人事課 研修所
具体的な取組	ア 職員の意識改革のための研修の実施					
内 容	「県民との協働」の視点を、県政運営の核に据えるため、職員に対する多様な研修を継続して実施する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
県職員の意識改革 のための職員研修 の実施				→		
25年度までの 主な進捗状況	25年度：「協働型政策立案講座」を実施(1回、25人) 24年度：「協働型政策立案講座」を実施(1回、43人) 23年度：「協働型政策立案講座」を実施(1回、44人) 22年度：「協働型政策立案講座」を実施(1回、43人) 21年度：「協働型政策立案講座」を実施(1回、43人) 20年度：「協働型政策立案講座」を実施(1回、49人) 19年度：「県民との協働推進講座」を実施(1回、31人) 18年度：「県民との協働推進講座」を実施(1回、20人)					
関連ホームページ						

推進事項	2-(2)-③ 協働に向けた意識改革				所管部課	総務部 管理局 人事課 職員厚生室
具体的な取組	イ 職員の社会参加の推進					
内 容	地域における各種ボランティア活動や自治会活動等に県職員が積極的に参加することにより、地域社会に貢献するとともに、県民との相互理解を深め、県民協働社会の実現への一助とする。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
職員の社会参加の推進						
25年度までの主な進捗状況	<p>ボランティア推進グループを核に、サマーボランティアキャンペーン等において職員が森林の間伐や児童福祉施設でのスポーツ活動等のボランティアを実施</p> <p>25年度：7,659人が参加 24年度：7,574人が参加 23年度：8,000人が参加 22年度：6,759人が参加 21年度：5,879人が参加 20年度：5,815人が参加 19年度：5,257人が参加、18年度：3,456人が参加、17年度：1,917人が参加 16年度：東予の豪雨被災地域に、県庁職員に呼びかけて救援ボランティア活動を実施。</p>					
関連ホームページ						

推進事項	2-(2)-③ 協働に向けた意識改革				所管部課	県民環境部 管理局 男女参画・県民協働課
具体的な取組	ウ 県・市町職員の意識改革のための説明会及びNPO等との協議の場の提供					
内 容	県及び市町における県民との協働への取組を推進するため、職員の意識改革を図る説明会及び研究会等を随時、実施する。 また、協働推進体制整備を強化し、県職員、市町職員及び地域が参画して、地域課題についてのワークショップや世代間交流等を実施する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
県・市町職員の意識改革のための協働説明会の開催					開催回数 1回/年	
協働推進研修会の実施					開催回数 1回/年	
協働推進体制整備					行政職員参加型の地域づくりネットワークの構築	
25年度までの主な進捗状況	<p>25年度：行政職員、NPO・地域づくり団体関係者等による「多様な主体の協働推進セミナー」を実施</p> <p>24年度：行政職員、NPO・地域づくり団体関係者等による「多様な主体の協働推進セミナー」を実施</p> <p>23年度：行政職員のための協働推進セミナーを実施</p> <p>22年度：四国経済産業局と共催で「行政職員のための協働推進セミナー in 愛媛」を実施</p> <p>21年度：県庁で、協働推進員や協働事業担当者等を対象とした研修会を実施 東・中・南予で市町NPO担当職員等を対象とした研修会を実施</p> <p>19年度：庁内LANを活用した協働事業の紹介等による理解促進 市町担当社会において、市町における協働の促進を啓発</p> <p>18年度～：提案型協働事業促進モデル事業（21年度から提案型パートナーシップ推進事業）の選考において、公開プレゼンテーションを行い、県及び市町職員に参加を呼び掛け。</p> <p>17年度：県庁において県職員や市町職員を対象とした説明会を開催</p> <p>16年度：東・中・南予で各1回ずつ市町及びNPO関係者を対象とした協働に関するキャラバン講座を開催。</p>					
関連ホームページ						

推進事項	2-(2)-④ 県民対話型県政の推進				所管部課	総務部 行財政改革局 行革分権課
具体的な取組	ア パブリック・コメント制度の推進					
内 容	県の施策に関する基本的な計画等の立案に当たって、その趣旨や内容などを広く県民に公表して意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うパブリック・コメント制度の運用を行うとともに、同制度の定着化の度合い等も見極めながら、対象範囲の拡大も検討する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
対象範囲の拡大の検討				→		
パブリック・コメントの積極的な推進				→	毎年30件以上実施	
25年度までの主な進捗状況	25年度：パブリック・コメント実施案件 17件 24年度：パブリック・コメント実施案件 24件 23年度：パブリック・コメント実施案件 32件 22年度：パブリック・コメント実施案件 16件 21年度：パブリック・コメント実施案件 13件 20年度：パブリック・コメント実施案件 11件 19年度：パブリック・コメント実施案件 20件 18年度：パブリック・コメント実施案件 22件 17年度：パブリック・コメント実施案件 23件 16年度：パブリック・コメント実施案件 22件 「パブリック・コメント制度の実施に関する要綱」の制定（13年4月施行）					
関連ホームページ	パブリック・コメントのページ： http://www.pref.ehime.jp/comment/index.htm					

推進事項	2-(2)-④ 県民対話型県政の推進				所管部課 企画振興部 管理局 広報広聴課 (関係部課)																																																
具体的な取組	イ 情報提供・広聴・相談サービスの充実																																																				
内 容	広報戦略を推進するとともに、県民の県政への参加機会の拡充につながるよう、広報紙、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用しながら県政情報の効果的な提供に取り組む。 また、県民が県政に親しみを感じ、県政情報や行政サービスを気軽に利用できるように、県民総合相談プラザ等の窓口業務の充実に取り組む。 さらに、県民参加の開かれた県政の実現に向け、県民の生の声が知事に直接届く広聴システムを構築し、県政に対する県民の理解と認識を深める。																																																				
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																																																
広報戦略の推進と県政情報の効果的な提供					県政情報の周知度90%以上 毎年の記者発表件数100件以上																																																
県民総合相談プラザ等の窓口業務の充実					引き続き、窓口業務の対応の充実を図る																																																
「知事とみんなの愛顔でトーク」の開催					毎年6回程度開催																																																
県政への政策提言事業(知事への政策提言・県政モニター)の実施					毎年の県政への政策提言事業(知事への政策提言・県政モニター)に寄せられる意見等の総数1,000件以上																																																
25年度までの主な進捗状況	<p>【情報提供の推進】</p> 25年4月：広報広聴戦略プラン改訂 24年8月：「みきゃんのかんづめ」ホームページの開設 23年1月：定例記者会見の開催回数拡大(原則月1回→月2回) 22年4月：広報紙の発行回数の拡充(年10回→年12回) 22年3月：インターネット放送局と県職員ブログの開設 21年8月：広報広聴戦略プラン策定 18年4月：インターネットを活用したメールマガジン「Ehimeil(エヒメール)」の配信 17年4月：各社競争によって、高い視聴率が見込まれる時間帯で、より質の高いテレビ広報番組を制作・放送 15年9月：インターネットを活用し、動画情報を配信 <p>【県民総合相談プラザ等の状況】</p> <table border="1"> <tr><td>25年度：窓口案内件数</td><td>48,363件</td><td>相談者数</td><td>289人</td></tr> <tr><td>24年度：窓口案内件数</td><td>47,245件</td><td>相談者数</td><td>265人</td></tr> <tr><td>23年度：窓口案内件数</td><td>47,877件</td><td>相談者数</td><td>362人</td></tr> <tr><td>22年度：窓口案内件数</td><td>49,721件</td><td>相談者数</td><td>351人</td></tr> <tr><td>21年度：窓口案内件数</td><td>45,423件</td><td>相談者数</td><td>394人</td></tr> <tr><td>20年度：窓口案内件数</td><td>52,817件</td><td>相談者数</td><td>318人</td></tr> <tr><td>19年度：窓口案内件数</td><td>53,889件</td><td>相談者数</td><td>335人</td></tr> <tr><td>18年度：窓口案内件数</td><td>49,137件</td><td>相談者数</td><td>346人</td></tr> </table> <p>【県政への政策提言事業(知事への政策提言・県政モニター)への提言等の状況】</p> <table border="1"> <tr><td>25年度</td><td>819件</td></tr> <tr><td>24年度</td><td>1,111件</td></tr> <tr><td>23年度</td><td>1,513件</td></tr> <tr><td>22年度</td><td>1,024件</td></tr> <tr><td>21年度</td><td>954件</td></tr> <tr><td>20年度</td><td>837件(※H20から迷惑メール対策を強化したため、大幅に減少)</td></tr> <tr><td>19年度</td><td>1,444件</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>1,495件</td></tr> </table>					25年度：窓口案内件数	48,363件	相談者数	289人	24年度：窓口案内件数	47,245件	相談者数	265人	23年度：窓口案内件数	47,877件	相談者数	362人	22年度：窓口案内件数	49,721件	相談者数	351人	21年度：窓口案内件数	45,423件	相談者数	394人	20年度：窓口案内件数	52,817件	相談者数	318人	19年度：窓口案内件数	53,889件	相談者数	335人	18年度：窓口案内件数	49,137件	相談者数	346人	25年度	819件	24年度	1,111件	23年度	1,513件	22年度	1,024件	21年度	954件	20年度	837件(※H20から迷惑メール対策を強化したため、大幅に減少)	19年度	1,444件	18年度	1,495件
25年度：窓口案内件数	48,363件	相談者数	289人																																																		
24年度：窓口案内件数	47,245件	相談者数	265人																																																		
23年度：窓口案内件数	47,877件	相談者数	362人																																																		
22年度：窓口案内件数	49,721件	相談者数	351人																																																		
21年度：窓口案内件数	45,423件	相談者数	394人																																																		
20年度：窓口案内件数	52,817件	相談者数	318人																																																		
19年度：窓口案内件数	53,889件	相談者数	335人																																																		
18年度：窓口案内件数	49,137件	相談者数	346人																																																		
25年度	819件																																																				
24年度	1,111件																																																				
23年度	1,513件																																																				
22年度	1,024件																																																				
21年度	954件																																																				
20年度	837件(※H20から迷惑メール対策を強化したため、大幅に減少)																																																				
19年度	1,444件																																																				
18年度	1,495件																																																				
関連ホームページ	広報紙のページ： http://www.pref.ehime.jp/kense/koho/egao/index.html 広報番組のページ： http://www.pref.ehime.jp/h12200/kouhoubangumi/index.html みきゃんのかんづめのページ： http://www.pref.ehime.jp/h12200/mican-kanzume/ メールマガジンのページ： http://www.pref.ehime.jp/h12200/1191484_1876.html 県職員ブログのページ： http://ehimepref.exblog.jp/ えひめネットテレビ「ひめテレっ!」のページ： http://www.pref.ehime.jp/h12200/ehimennettv/index.html 県民総合相談プラザのページ： http://www.pref.ehime.jp/h12200/0533/guide2.html 各種相談窓口のご案内のページ： http://www.pref.ehime.jp/h12200/4279/soudan3.html よくある相談等のQ&Aのページ： http://www.pref.ehime.jp/h12200/5554/faq.html 「知事とみんなの愛顔でトーク」のページ： http://www.pref.ehime.jp/h12200/egaodetoku/egaodetoku.html 知事への電子メールのページ： http://www.pref.ehime.jp/governor/governor_teigen.html 広報紙： http://www.pref.ehime.jp/kense/koho/egao/index.html 広報番組： http://www.pref.ehime.jp/h12200/kouhoubangumi/index.html メールマガ： http://www.pref.ehime.jp/h12200/1191484_1876.html ブログ： http://ehimepref.exblog.jp/																																																				

推進事項	2-(2)-④ 県民対話型県政の推進				所管部課 総務部 行財政改革局 行革分権課 企画振興部 管理局 広報広聴課 県民環境部 管理局 男女参画・県民協働課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 審議会等の活性化及び公開の推進				
内 容	<p>県の政策・方針決定過程への県民参加を促進するため、審議会等委員の公募の拡大を図るとともに、県民に広く周知し多くの応募者を募るため、「県審議会等における委員公募の取扱要領」に基づき一括した公募のPRを実施する。</p> <p>また、男女が対等な立場で県の政策・方針決定過程に参画できるよう、委員の公募と併せて、女性委員の積極的な登用を図る。</p> <p>なお、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、対象となる審議会等の会議を原則公開とする。</p>				
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等
審議会等の見直し					→ 実施率100%
公募委員の積極的な登用					→
女性委員登用率向上					→ 登用率(32年度:40%以上)
審議会等の公開					→ 公開対象会議の公開率(毎年度100%)
25年度までの 主な進捗状況	<p>審議会等の見直し指針</p> <p>22年度: H23.2月 第二次見直し方針策定(委員構成の適正化等を新たに追加)</p> <p>20年度: H20.7月 見直し方針策定(審議会等の廃止、統合及び委員数の削減等)</p> <p>公募委員</p> <p>25年度: 11 審議会等 13名(男性6名、女性7名) 就任</p> <p>24年度: 11 審議会等 14名(男性4名、女性10名) 就任</p> <p>23年度: 11 審議会等 12名(男性4名、女性8名) 就任</p> <p>22年度: 10 審議会等 13名(男性3名、女性10名) 就任</p> <p>21年度: 12 審議会等 15名(男性5名、女性10名) 就任</p> <p>20年度: 6 審議会等 9名(男性1名、女性8名) 就任</p> <p>19年度: 15 審議会等 24名(男性11名、女性13名) 就任</p> <p>18年度: 10 審議会等 20名(男性4名、女性16名) 就任</p> <p>17年度: 18 審議会等 29名(男性9名、女性20名) 就任</p> <p>女性委員登用率41.2%(25年4月1日現在)</p> <p>12年5月制定の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づく公開決定を行った審議会等数354(26年3月末現在)</p> <p>25年度: 公開対象会議数183、公開した会議数183〔100%〕</p> <p>24年度: 公開対象会議数175、公開した会議数175〔100%〕</p> <p>23年度: 公開対象会議数201、公開した会議数201〔100%〕</p> <p>22年度: 公開対象会議数150、公開した会議数150〔100%〕</p> <p>21年度: 公開対象会議数153、公開した会議数153〔100%〕</p> <p>20年度: 公開対象会議数144、公開した会議数144〔100%〕</p>				
関連ホームページ	審議会などの会議の公開のページ: http://www.pref.ehime.jp/osirase/singikai/kokai.htm				

推進事項	2-(2)-④ 県民対話型県政の推進				所管部課	企画振興部 管理局 広報広聴課 (関係部課)
具体的な取組	工 県政出前講座の開催					
内 容	県が重点的に取り組んでいる施策や県民生活に関わりの深いテーマについて、県民からの要請に応じて職員を講師として派遣する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
県政出前講座の開催					→ 毎年の県政出前講座開催件数70回以上	
25年度までの 主な進捗状況	25年度：67件（受講者：3,029人） 24年度：40件（受講者：1,774人） 23年度：45件（受講者：2,281人） 22年度：58件（受講者：2,780人） 21年度：80件（受講者：4,151人） 20年度：93件（受講者：5,136人） 19年度：70件（受講者：4,067人）					
関連ホームページ	県政出前講座のページ： http://www.pref.ehime.jp/h12200/demaekoza/index.html					

推進事項	2-(2)-④ 県民対話型県政の推進				所管部課	土木部 管理局 土木管理課 技術企画室
具体的な取組	オ パブリック・インボルブメント制度の推進					
内 容	公共事業の実施に当たり、計画の段階から県民の意見を求め合意形成を図っていくPI（パブリック・インボルブメント）手法の導入について国の動向も参考に検討を行うとともに、公共事業の現場見学会の実施など情報の積極的な提供や、県民との双方向のコミュニケーション重視など県民に分かりやすい土木事業の推進に取り組む。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
合意形成技術の導入検討					→	
モデル事業の実施					→	
25年度までの 主な進捗状況	25年度：「土木の日(11月18日)」の前後に「えひめの土木体感プログラム」を各地方局で実施 24年度：「土木の日(11月18日)」の前後に「えひめの土木体感プログラム」を各地方局で実施 23年度：「土木の日(11月18日)」の前後に「えひめの土木体感プログラム」を各地方局で実施 22年度：「土木の日(11月18日)」の前後に「えひめの土木体感プログラム」を各地方局で実施 21年度：「土木の日(11月18日)」の前後に「えひめの土木体感プログラム」を各地方局で実施 20年度：「土木の日(11月18日)」の前後に「えひめの土木体感プログラム」を各地方局で実施 19年度：「土木の日(11月18日)」の前後に「えひめの土木体感プログラム」を各地方局で実施 18年度：「土木の日(11月18日)」の前後に「えひめの土木体感プログラム」を各地方局で実施 17年度：地元住民の意見を反映し、利用者の満足度の高い自転車モデルコースを設定する目的で、伯方島自転車モデルコースづくり事業をNPO団体に委託。また、案内標識や誘導標識、休憩所などのサイン計画についても地元住民の意見を反映し立案。 「土木の日(11月18日)」の前後に「えひめの土木体感プログラム」を各地方局で実施					
関連ホームページ	土木事業現場見学会のページ： http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/kikaku/kengaku/dobokukengaku.html					

推進事項	2-(3)-① 民間活力の積極的な活用				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ア 任期付研究員制度及び任期付職員制度の活用					
内 容	高度な研究分野について、外部から人材を受け入れ、研究員相互の交流を推進することにより、試験研究機関等専門分野の研究活動が一層活性化するよう、任期付研究員制度の積極的な活用を図るとともに、公務部門では得られにくい高度の専門性を備えた民間の人材の登用や県民ニーズに的確に対応する人材を即戦力として確保するため、任期付職員制度の活用を検討する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
任期付研究員制度の活用				→		
任期付職員制度の活用				→		
25年度までの 主な進捗状況	22年度：22年4月 産業技術研究所に特別研究員（1名、任期27年3月）採用 15年度：15年4月 紙産業研究センターに任期付研究員（1名、任期18年3月）採用 14年度：15年2月議会で「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を制定 14年6月 衛生環境研究所に任期付研究員（1名、任期17年3月）採用 13年度：13年12月議会で「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」を制定					
関連ホームページ						

推進事項	2-(3)-① 民間活力の積極的な活用				所管部課	総務部 行財政改革局 行革分権課 (関係部課)
具体的な取組	イ アウトソーシングの推進					
内 容	本県が取り組んでいるアウトソーシングの現状を踏まえ新たな外部委託事業を検討するなど、更なるアウトソーシングの推進を図る。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
検証・見直し				→	26年度：新しい推進政策の検討 25年度：// 24年度：外部委託実施状況調査等の実施	
25年度までの 主な進捗状況	26年度：外部委託実施状況調査及び外部委託候補事業調査の実施 25年度：// 24年度：// 19年度：アウトソーシング・ガイドラインの策定 愛媛県版協働化テストの実施（～22年度）					
関連ホームページ	アウトソーシングの推進に関するページ http://www.pref.ehime.jp/h10900/outsourcing/index.htm					

推進事項	2-(3)-① 民間活力の積極的な活用				所管部課 総務部 行財政改革局 行革分権課 (関係部課)																																																																																																																																																																																										
具体的な取組	ウ 指定管理者制度の活用																																																																																																																																																																																														
内 容	指定管理者制度導入施設の適正かつ確実な運営を確保し、県民サービスの維持・向上を図るため、指定管理者による施設の管理運営状況のモニタリング(確認・検証)を行うとともに、指定期間満了前には更新に係る検証を実施する。併せて、平成19年11月に決定した公の施設のあり方の見直し方針に基づき、指定管理者制度が導入されていない中予地方局管内以外の県営住宅について、その導入を検討する。																																																																																																																																																																																														
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																																																																																																																																																																																										
指定管理者のモニタリングの実施					実施率100%																																																																																																																																																																																										
指定管理者の更新前の検証					指定期間満了前に更新に向けた検証を実施																																																																																																																																																																																										
直営施設への指定管理者制度の導入の検討					「公の施設のあり方の見直し方針」(19年11月決定)に基づき、指定管理者制度の導入を検討																																																																																																																																																																																										
25年度までの主な進捗状況	<p>26年度：25年度のモニタリング結果を公表、指定管理者の更新(27施設)</p> <p>25年度：24年度のモニタリング結果を公表、指定管理者の更新(県営住宅20団地)</p> <p>24年度：23年度のモニタリング結果を公表、指定管理者更新前の導入効果の検証結果を公表</p> <p>23年度：22年度のモニタリング結果を公表</p> <p>22年度：21年度のモニタリング結果を公表(22年4月) 県営住宅(中予地方局管内)に同制度を導入</p> <p>21年度：20年度のモニタリング結果を公表(21年4月) 生涯学習センター他4施設に同制度を導入 森林公園の指定更新手続きを実施</p> <p>20年度：19年度のモニタリング結果を公表 モニタリング結果等を踏まえ、指定管理者制度導入24施設(※)の指定更新手続きを実施(※既制度導入25施設のうち、指定期間の異なる森林公園を除く)</p> <p>19年度：モニタリング結果の公表に関するルールを定め、18年度の結果を公表 公の施設のあり方検討部会の検討結果に基づき、「公の施設のあり方の見直し方針」を決定(19年11月) 【新たに指定管理者制度を導入することとした施設】 生涯学習センター、えひめ青少年ふれあいセンター、総合科学博物館、歴史文化博物館、萬翠荘、県営住宅 「指定管理者制度導入及び運用に関するガイドライン」を策定(20年3月) 指定管理者の次期更新に係る検証の実施(23施設)</p> <p>18年度：外郭団体等への管理委託により運営されていた25施設に指定管理者制度を導入</p> <p>16年度：在宅介護研修センターに指定管理者制度を導入</p>																																																																																																																																																																																														
関連ホームページ	指定管理者制度のページ： http://www.pref.ehime.jp/h10900/shitei/shitei.html																																																																																																																																																																																														
参 考	<p>指定管理者制度導入施設一覧(25年9月末日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>指定管理者名</th> <th>制度導入年月</th> <th>次期指定更新年月</th> <th>現指定期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>男女共同参画センター</td><td>(公財)えひめ女性財団</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>2</td><td>体験型環境学習センター</td><td>イヨテックーターサービス(株)</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>3</td><td>宇和海自然ふれあい館</td><td>愛南町</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>4</td><td>総合社会福祉会館</td><td>愛媛県社会福祉協議会</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>5</td><td>ファミリーハウスあい</td><td>NPO法人ラ・ファミリエ</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>6</td><td>こどもの城</td><td>イヨテックーターサービス(株)</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>7</td><td>母子生活支援センター</td><td></td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>8</td><td>身体障害者福祉センター</td><td></td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>9</td><td>障害者更生センター</td><td>愛媛県社会福祉事業団</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>10</td><td>視聴覚福祉センター</td><td></td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>11</td><td>在宅介護研修センター</td><td>NPO法人愛と心えひめ</td><td>16年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>12</td><td>国際貿易センター</td><td>愛媛エフ・エー・ゼット(株)</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>13</td><td>植物くん蒸所</td><td></td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>14</td><td>テクノプラザ愛媛</td><td>(公財)えひめ産業振興財団</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>15</td><td>産業情報センター</td><td></td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>16</td><td>えひめ森林公園</td><td>愛媛県森林組合連合会</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>4年間</td></tr> <tr><td>17</td><td>松山観光港ターミナル</td><td>松山観光港ターミナル(株)</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>18</td><td>南予レクリエーション都市公園</td><td>南レク(株)</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>19</td><td>道後公園</td><td>コンソーシアムGENKI</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>20</td><td>総合運動公園</td><td>(公財)愛媛県スポーツ振興事業団</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>21</td><td>とべ動物園</td><td>(公財)愛媛県動物園協会</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>22</td><td>県民文化会館</td><td>(公財)愛媛県文化振興財団</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>23</td><td>生活文化センター</td><td>(株)ウイン</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>24</td><td>武道館</td><td>(公財)愛媛県スポーツ振興事業団</td><td>18年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>25</td><td>生涯学習センター</td><td></td><td>21年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>26</td><td>青少年ふれあいセンター</td><td></td><td>21年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>27</td><td>総合科学博物館</td><td>イヨテックーターサービス(株)</td><td>21年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>28</td><td>歴史文化博物館</td><td></td><td>21年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>29</td><td>萬翠荘</td><td>(株)ウイン</td><td>21年4月</td><td>26年4月</td><td>5年間</td></tr> <tr><td>30-49</td><td>中予地方局管内の県営住宅(20団地)</td><td>愛媛県営住宅管理グループ</td><td>22年4月</td><td>29年4月</td><td>4年間</td></tr> </tbody> </table>					No.	施設名	指定管理者名	制度導入年月	次期指定更新年月	現指定期間	1	男女共同参画センター	(公財)えひめ女性財団	18年4月	26年4月	5年間	2	体験型環境学習センター	イヨテックーターサービス(株)	18年4月	26年4月	5年間	3	宇和海自然ふれあい館	愛南町	18年4月	26年4月	5年間	4	総合社会福祉会館	愛媛県社会福祉協議会	18年4月	26年4月	5年間	5	ファミリーハウスあい	NPO法人ラ・ファミリエ	18年4月	26年4月	5年間	6	こどもの城	イヨテックーターサービス(株)	18年4月	26年4月	5年間	7	母子生活支援センター		18年4月	26年4月	5年間	8	身体障害者福祉センター		18年4月	26年4月	5年間	9	障害者更生センター	愛媛県社会福祉事業団	18年4月	26年4月	5年間	10	視聴覚福祉センター		18年4月	26年4月	5年間	11	在宅介護研修センター	NPO法人愛と心えひめ	16年4月	26年4月	5年間	12	国際貿易センター	愛媛エフ・エー・ゼット(株)	18年4月	26年4月	5年間	13	植物くん蒸所		18年4月	26年4月	5年間	14	テクノプラザ愛媛	(公財)えひめ産業振興財団	18年4月	26年4月	5年間	15	産業情報センター		18年4月	26年4月	5年間	16	えひめ森林公園	愛媛県森林組合連合会	18年4月	26年4月	4年間	17	松山観光港ターミナル	松山観光港ターミナル(株)	18年4月	26年4月	5年間	18	南予レクリエーション都市公園	南レク(株)	18年4月	26年4月	5年間	19	道後公園	コンソーシアムGENKI	18年4月	26年4月	5年間	20	総合運動公園	(公財)愛媛県スポーツ振興事業団	18年4月	26年4月	5年間	21	とべ動物園	(公財)愛媛県動物園協会	18年4月	26年4月	5年間	22	県民文化会館	(公財)愛媛県文化振興財団	18年4月	26年4月	5年間	23	生活文化センター	(株)ウイン	18年4月	26年4月	5年間	24	武道館	(公財)愛媛県スポーツ振興事業団	18年4月	26年4月	5年間	25	生涯学習センター		21年4月	26年4月	5年間	26	青少年ふれあいセンター		21年4月	26年4月	5年間	27	総合科学博物館	イヨテックーターサービス(株)	21年4月	26年4月	5年間	28	歴史文化博物館		21年4月	26年4月	5年間	29	萬翠荘	(株)ウイン	21年4月	26年4月	5年間	30-49	中予地方局管内の県営住宅(20団地)	愛媛県営住宅管理グループ	22年4月	29年4月	4年間
No.	施設名	指定管理者名	制度導入年月	次期指定更新年月	現指定期間																																																																																																																																																																																										
1	男女共同参画センター	(公財)えひめ女性財団	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
2	体験型環境学習センター	イヨテックーターサービス(株)	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
3	宇和海自然ふれあい館	愛南町	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
4	総合社会福祉会館	愛媛県社会福祉協議会	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
5	ファミリーハウスあい	NPO法人ラ・ファミリエ	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
6	こどもの城	イヨテックーターサービス(株)	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
7	母子生活支援センター		18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
8	身体障害者福祉センター		18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
9	障害者更生センター	愛媛県社会福祉事業団	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
10	視聴覚福祉センター		18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
11	在宅介護研修センター	NPO法人愛と心えひめ	16年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
12	国際貿易センター	愛媛エフ・エー・ゼット(株)	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
13	植物くん蒸所		18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
14	テクノプラザ愛媛	(公財)えひめ産業振興財団	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
15	産業情報センター		18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
16	えひめ森林公園	愛媛県森林組合連合会	18年4月	26年4月	4年間																																																																																																																																																																																										
17	松山観光港ターミナル	松山観光港ターミナル(株)	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
18	南予レクリエーション都市公園	南レク(株)	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
19	道後公園	コンソーシアムGENKI	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
20	総合運動公園	(公財)愛媛県スポーツ振興事業団	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
21	とべ動物園	(公財)愛媛県動物園協会	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
22	県民文化会館	(公財)愛媛県文化振興財団	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
23	生活文化センター	(株)ウイン	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
24	武道館	(公財)愛媛県スポーツ振興事業団	18年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
25	生涯学習センター		21年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
26	青少年ふれあいセンター		21年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
27	総合科学博物館	イヨテックーターサービス(株)	21年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
28	歴史文化博物館		21年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
29	萬翠荘	(株)ウイン	21年4月	26年4月	5年間																																																																																																																																																																																										
30-49	中予地方局管内の県営住宅(20団地)	愛媛県営住宅管理グループ	22年4月	29年4月	4年間																																																																																																																																																																																										

※1 26年4月以降、生涯学習センター及び青少年ふれあいセンターの指定管理者は(株)レスパスコポレーションに変更予定(その他施設は変更なし)

※2 宇和海自然ふれあい館は25年度末をもって愛南町へ譲渡、産業情報センターは25年度末をもってテクノプラザ愛媛に統合予定

推進事項	2-(3)-① 民間活力の積極的な活用				所管部課	総務部 行財政改革局 行革分権課 (関係部課)
具体的な取組	工 PFI方式の活用					
内 容	平成23年度のPFI法の改正等も踏まえ、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営を民間主導で行うPFI方式の本県事業への活用を検討し、効率的・効果的な公共サービスの提供を図る。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
PFI方式の活用に関する検討				→		
25年度までの主な進捗状況	25年度：新本院完成・開院（全面供用開始は26年12月） 22年度：新立体駐車場の供用開始 21年度～：愛媛県立中央病院整備運営事業に係る施設整備業務等の実施 20年度：愛媛県立中央病院整備運営事業に係る落札者決定、事業契約締結 19年度：愛媛県立中央病院整備運営事業に係る「特定事業の選定」、入札公告の実施 18年度：愛媛県立中央病院建替えに係る実施方針等の策定 17年度：PFI等公民パートナーシップ型事業手法に関する研修会の開催 16年度：PFI研修会の開催 15年度：PFI研修会の開催 14年度：「PFI実務マニュアル」の策定、PFI研修会の開催 12年度：PFI方式に関する庁内職員説明会及び外部講師による講演会の開催					
関連ホームページ	PFI制度のページ： http://www8.cao.go.jp/pfi/					

推進事項	2-(3)-① 民間活力の積極的な活用				所管部課	土木部 河川港湾局 河川課
具体的な取組	才 民活河床掘削推進事業の推進					
内 容	土砂が著しく堆積し、治水上支障のある箇所のうち、コンクリート骨材等としての有効活用が見込める箇所について、土砂の採取を希望する民間企業を公募し、民間活力を導入することにより、効率的な河床掘削と土砂の有効利用を推進し、早期に流下能力を向上させるとともに、掘削費用の縮減を図る。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
民活河床掘削推進事業の推進				→	毎年度 3河川 撤去土量4万8千m3	
25年度までの主な進捗状況	民活河床掘削推進事業（20年度～） 25年度：2河川 撤去土量 4万1千m3 24年度：2河川 撤去土量 2万2千m3 23年度：2河川 撤去土量 7千m3 22年度：2河川 撤去土量 4万2千m3 21年度：2河川 撤去土量 7千m3 20年度：3河川 撤去土量 8万5千m3 掘削費用の縮減効果：11億円 治水対策協働モデル事業（17～19年度） 19年度：3河川 撤去土量 13万m3 18年度：3河川 撤去土量 2万5千m3					
関連ホームページ						

推進事項	2-(3)-① 民間活力の積極的な活用				所管部課	教育委員会 指導部 義務教育課 高校教育課
具体的な取組	カ 民間人の校長登用の検討					
内 容	学校組織マネジメントの充実を図るために、これまで様々な制度を導入しているが、一方策として校長への民間人の登用について検討する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
小学校への民間人校長の登用に係る検討					→ 調査（年1回）	
中学校への民間人校長の登用に係る検討					→ 調査（年1回）	
高等学校への民間人校長の登用に係る検討					→ 調査（年1回）	
25年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ						
備 考	<p>近年、各学校においては、学校組織マネジメント力の強化を図るため、地域の有識者や企業人などを活用して学校運営の改善を図る学校評議員制度や学校評価制度を導入して、マニフェストや数値目標を策定するなど、学校経営の推進に民間感覚を積極的に取り入れ、特色のある開かれた学校づくりに努めているところである。</p> <p>他県では、その一環として校長へ民間人を登用する制度を導入している例があるものの、登用適任者がなかなか見つからないうえに登用した校長と教職員との間に摩擦を生じているケースや、学校現場になじめず校長が思うようなリーダーシップが発揮できないケース等が多数報告されていることから、今後とも先行県の状況等の情報を継続して収集し、方策の一つとして検討を続ける。</p>					

推進事項	2-(3)-② 規制緩和の推進				所管部課	企画振興部 地域振興局 地域政策課
具体的な取組	ア えひめ夢提案制度の推進					
内 容	<p>国の特区・地域再生制度等に対応し、市町や民間事業者等からの提案に基づき、県の権限の規制緩和やその他の支援措置を行うことにより、地域の”夢”の実現を応援する。</p> <p>(1) 受付ける提案の範囲 県の権限に関する規制緩和その他の支援措置等 (2) 提案者 自ら地域活性化に資する事業を実施しようとする者 (3) 提案の時期 年2回(予定)</p>					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
えひめ夢提案制度					→ 提案の実現率 70%以上 (※17～26年度累計)	
25年度までの主な進捗状況	<p>17～25年度までの実績 提案の実現率 77.1% 提案数：114構想 うち県の権限に係るもの：70構想 うち実現可能なもの：54構想</p>					
関連ホームページ	えひめ夢提案制度のページ： http://www.pref.ehime.jp/h12900/yumeteian/yumeteian_top.htm					

推進事項	2-(3)-② 規制緩和の推進				所管部課	企画振興部 地域振興局 地域政策課
具体的な取組	イ 総合特区・構造改革特区・地域再生制度の活用					
内 容	市町や民間事業者等が、本県の事情に応じた地域活性化の取組を進めることができるよう、地方自治体や民間事業者等からの提案により、地域活性化に資する事業の実施に当たって障害となっている国の規制の緩和やその他の支援を行う国の総合特区・構造改革特区・地域再生制度の活用を積極的に支援する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
総合特区制度の推進				→		
構造改革特区制度の推進				→		
地域再生制度の推進				→		
25年度までの 主な進捗状況	構造改革特区の認定件数 20件（※15～25年度累計） 地域再生計画の認定件数 42件（※17～25年度累計）					
関連ホームページ	愛媛県構造改革特区・地域再生制度のページ： http://www.pref.ehime.jp/h12900/kozokaikaku/top.html					

推進事項	2-(4)-① 四国4県連携の推進				所管部課	総務部 管理局 人事課 総務部 行財政改革局 行革分権課 企画振興部 管理局 総合政策課
具体的な取組	ア 四国各県との連携の推進					
内 容	四国4県では、四国知事会議を開催するとともに、四国の将来像を見据え「四国はひとつ」を目指した連携施策を推進しており、今後も引き続き4県連携による四国の総合力の向上やスケールメリットを生かした効率化を図る。 なお、最も長い県境を有する高知県とは、共通の課題や連携施策について協議するため「愛媛・高知交流会議」を年1回開催している。 また、四国という地方経済圏を担う幅広い視野を持った人材を育成するため四国4県での人事交流を進める。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
四国各県との連携 の推進				→	四国4県連携施策数30以上（毎年度）	
25年度までの 主な進捗状況	14年度から、4県連携担当課長会議を設けるとともに、四国4県連携推進費（合計4,000万円、16年度から3,000万円、18年度から2,000万円、20年度から1,500万円）により、四国の総合力の向上と効率的対応が期待できる各種連携施策を推進。 ・愛媛・高知交流会議の開催（年1回） 人事交流：20年度以降・・・各県3名（25年度は高知県のみ2名） 19年度・・・各県3名（高知県のみ2名） 18年度・・・各県2名（相互交流） 17年度・・・各県1名					
関連ホームページ	四国はひとつのページ： http://www.pref.kagawa.jp/shikoku/					

推進事項	2-(4)-② 多面的広域連携の推進				所管部課 総務部 行財政改革局 行革分権課 企画振興部 管理局 総合政策課
具体的な取組	ア 瀬戸内各県との連携、協調の推進				
内 容	広島・愛媛交流会議や中四国サミットなどでの協議を通じ、しまなみ海道で結ばれている広島県を始めとする瀬戸内海各県と連携して、瀬戸内海の歴史・文化を生かした水軍観光ルートなどの観光振興、瀬戸内海の環境保全、リサイクル産業の振興、大規模災害時の広域対応など、広域的な施策の展開や共通課題の解決を図る。				
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等
瀬戸内各県との連携、協調の推進				→	瀬戸内各県との連携事業数27以上（毎年度）
25年度までの主な進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島・愛媛交流会議の開催（年1回） ・ 中四国サミットの開催（年1回） ・ 観光、環境保全、リサイクル、防災など各分野における連携・協調の推進 				
関連ホームページ					

推進事項	2-(4)-② 多面的広域連携の推進				所管部課 総務部 行財政改革局 行革分権課 県民環境部 防災局 危機管理課 （関係部課）
具体的な取組	イ 政策課題に対応した新たな広域連携				
内 容	東海・東南海・南海の3連動地震の発生による広域災害への対応を始めとして、新たな政策課題に対応するため、四国地方はもとより、中国、中部、近畿、九州地方などとの広域連携の強化に取り組む。				
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等
東海、東南海、南海の3連動地震に備えた広域連携				→	
25年度までの主な進捗状況	H24.5.18：「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の締結 H24.3.1：「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」の締結				
関連ホームページ					

推進事項	3-(1)-① 政策立案機能の強化				所管部課	総務部 管理局 人事課 総務部 行財政改革局 行革分権課
具体的な取組	ア 部局横断的な企画調整機能の強化					
内 容	重点戦略方針に基づく政策展開を図るとともに、部局横断的な課題に対応するため、各部局に設置する政策推進組織による部局間の連携強化に加え、行政改革プロジェクトチームによる戦略的な組織運営のあり方についての研究など、プロジェクトチームの積極的な活用を図る。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
部局横断的な企画調整機能の強化				→		
戦略的な組織運営のあり方の研究				→		
25年度までの主な進捗状況	23年度：企画情報部の再編（「企画振興部」への改称及び「総合政策課」の設置） 各部局に「政策推進班」を設置 各部局幹事課に「政策推進G」を設置 「新しい行政改革大綱」の策定					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)-① 政策立案機能の強化				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	イ 総合的な地域振興推進体制の整備					
内 容	愛顔あふれる愛媛づくりに向け、市町とも十分連携し、文化・スポーツの振興を始め、移住交流や集落支援など、地域に活力を与える施策を総合的かつ一体的に推進していくための体制整備に取り組む。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
地域振興の推進に向けた組織体制の整備				→		
25年度までの主な進捗状況	26年度：「えひめ国体推進局」（部相当）の設置、「しまのわ2014推進監」の設置 25年度：えひめ国体開催に向けた準備体制の強化（「国体局」への改称、同局長の格上げ及び「国体総務企画課」、「国体運営調整課」、「国体競技準備課」の設置） 地元地域が主体となった「瀬戸内しまのわ2014」及び「国際サイクリング大会（仮称）」の実施に向け、今治現地本部（本部長：今治支局長）等を設置。 24年度：「国体準備局」の設置 23年度：企画情報部の再編（「企画振興部」への改称及び「地域振興局」、「地域政策課」の設置） 文化スポーツ行政の教育委員会からの移管等（「文化・スポーツ振興課」及び「国体準備課」の設置） 20年度：地方局再編（各地方局に「地域政策課」を設置）。 18年度：「南予地域活性化特別対策本部」の設置。					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)-① 政策立案機能の強化				所管部課	総務部 管理局 市町振興課
具体的な取組	ウ 県と市町との連携施策の創出【再掲】					
内 容	行政課題が複雑多様化していく中で、県及び市町ともに対応が求められる政策課題について、県と市町が企画段階から連携して協議を行い、連携や協働を前提とした本県独自の施策を具体化するための検討を行う。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
県と市町による共同施策の具体化					→ 24年度：施策の具体化に向けた検討	
25年度までの主な進捗状況	平成25年度までに、52項目の連携施策を決定し具体化に向けた取り組みを開始					
関連ホームページ	http://www.pref.ehime.jp/h10800/shichoshinko/renkei/renkei.html					

推進事項	3-(1)-① 政策立案機能の強化				所管部課	企画振興部 管理局 総合政策課
具体的な取組	エ 重点戦略方針に沿った政策展開					
内 容	第六次県長期計画を着実に推進するため、年度ごとに重点的に取り組む政策分野を示した重点戦略方針を策定し、同方針に沿って全部局が一丸となって政策立案型行政の実現を図る。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
重点戦略方針に沿った政策展開					→ 重点戦略方針に沿った政策の企画立案	
25年度までの主な進捗状況	政策優先度チェックや部局方針等を踏まえ、翌年度において特に力点を置いて取り組む施策分野を示した重点戦略方針を策定。					
関連ホームページ	同方針に沿って全部局が立案した事業を重点戦略事業として取りまとめた。 http://www.pref.ehime.jp/h12100/chokikeikaku/choukikeikaku_top.html					

推進事項	3-(1)-① 政策立案機能の強化				所管部課	企画振興部 管理局 総合政策課
具体的な取組	オ みんなの愛顔づくりプロジェクトの推進					
内 容	新たな政策立案に向け、職員の政策提案制度として「みんなの愛顔づくりプロジェクト」を推進する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
愛顔づくりプロジェクトの推進					→ 積極的なプロジェクトチームの立ち上げ	
25年度までの主な進捗状況	25年度は、5つのプロジェクトチームを設置。 24年度は、2つのプロジェクトチームを設置。 23年度は、2つのプロジェクトチームを設置。 22年度までは、えひめ元気づくりプロジェクトとして実施。					
関連ホームページ	みんなの愛顔づくりプロジェクトのページ： http://www.pref.ehime.jp/h12100/genkiproject/egaopsetti1.html					

推進事項	3-(1)-① 政策立案機能の強化				所管部課	企画振興部 管理局 総合政策課
具体的な取組	カ 政策優先度チェックに基づく実績検証					
内 容	第六次県長期計画の政策体系に基づき、政策優先度チェックを実施					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
政策評価の実施					政策優先度チェックを踏まえ重点戦略方針を作成	
25年度までの 主な進捗状況	県の取り組み実績及び県民アンケート調査の結果を踏まえ、第六次愛媛県長期計画の政策体系に基づいた政策優先度チェックを実施した。政策優先度チェック実施後、翌年度の重点戦略方針を作成。					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)-① 政策立案機能の強化				所管部課	企画振興部 管理局 総合政策課 (関係部課)
具体的な取組	キ 愛媛の知恵の輪100事業の推進					
内 容	危機的財政状況の中で、必ずしも予算措置を伴わずに、既存の資産や機能を有効に活用するとともに、職員の知恵と工夫を生かして、きめ細かい住民サービスを提供する「ゼロ予算事業」について、全庁的な取組を推進する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
ゼロ予算事業の施策化					毎年100事業以上実施	
25年度までの 主な進捗状況	25年度：ゼロ予算事業の実施件数 213件 24年度：ゼロ予算事業の実施件数 192件 23年度：ゼロ予算事業の実施件数 181件 22年度：ゼロ予算事業の実施件数 174件 21年度：ゼロ予算事業の実施件数 165件 20年度：ゼロ予算事業の実施件数 156件 19年度：ゼロ予算事業の実施件数 130件 18年度：ゼロ予算事業の実施件数 99件 17年度：ゼロ予算事業推進プロジェクトチームの設置					
関連ホームページ	ゼロ予算事業のページ： http://www.pref.ehime.jp/h12100/7730/zerotop.htm					

推進事項	3-(1)-② 機動的な執行体制づくり				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ア 庁内分権の推進					
内 容	事務処理の迅速化を図るため、可能な範囲において、下位権者及び地方機関に対する権限委譲を積極的に推進するとともに、各部局が自らの責任と判断で組織管理を行えるように内部管理事務の適切な権限配分を行い、効率的・効果的な執行体制の整備を図る。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
決裁権限の下位権者及び地方機関への委譲の推進					▶ 4年間で50事項以上を権限委譲	
内部管理事務の各部局への適切な権限配分の実施					▶	
25年度までの主な進捗状況	<p>26年度：事務の簡素化・効率化を図るため、業務執行リーダーである主幹へ6事項、地方機関へ8事項の計14事項（特定決裁事項）を権限委譲。</p> <p>25年度：事務の簡素化・効率化を図るため、業務執行リーダーである主幹へ420事項（特定決裁事項）、下位権者又は地方機関へ27事項を権限委譲。</p> <p>24年度：業務執行リーダー制の拡充により、本庁、地方局各15事項（一般共通決裁事項）を主幹に権限委譲。</p> <p>23年度：事務の簡素化・効率化を図るため、下位権者又は地方機関へ14事項を権限委譲。</p> <p>22年度：事務の簡素化・効率化を図るため、下位権者へ11事項を権限移譲。</p> <p>21年度：事務の簡素化・効率化を図るため、下位権者又は地方機関へ8事項を権限委譲するとともに、30事項の地方局事務を本庁に引き上げ。</p> <p>20年度：地方局の現地即決、現地完結機能を強化するため、本庁で所管している事務のうち1,160件を委譲するとともに、事務の簡素化・効率化を図るため、170事項の地方局経由事務を本庁に引き上げ。 地方局以外の地方機関へは7事項を権限委譲。</p> <p>19年度：事務の簡素化・効率化を図るとともに、地方機関における現地即決機能の強化を図るため、下位権者又は地方機関へ64事項を権限委譲。</p> <p>18年度：事務の簡素化・効率化を図るとともに、地方機関における現地即決機能の強化を図るため、下位権者又は地方機関へ83事項を権限委譲。</p> <p>17年度：事務の簡素化・効率化を図るとともに、地方機関における現地即決機能の強化を図るため、下位権者又は地方機関へ217事項を権限委譲。</p>					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)-② 機動的な執行体制づくり				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	イ 業務執行リーダー制の拡充					
内 容	組織の活性化や事務処理の効率化・迅速化を図るため、課長補佐をリーダーとして位置付け、一定の権限の下、通常業務の指揮監督に当たらせる業務執行リーダー制を拡充する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
業務執行リーダー制の導入					▶ 全庁的な導入（24年度）	
25年度までの主な進捗状況	<p>26年度：6事項（特定決裁事項）を主幹に権限移譲</p> <p>25年度：420事項（特定決裁事項）を主幹に権限委譲</p> <p>24年度：全庁に導入（課長補佐を原則廃止し、主幹を設置） 本庁、地方局各15事項（一般共通決裁事項）を主幹に権限委譲</p> <p>23年度：各幹事課政策推進グループに導入（主幹を設置）</p> <p>22年度：議会事務局政務調査室に導入（主幹を設置）</p> <p>21年度：監査事務局に導入（監査主幹を設置）</p>					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)-② 機動的な執行体制づくり				所管部課	総務部 管理局 人事課 総務部 行財政改革局 行革分権課
具体的な取組	ウ PT（プロジェクトチーム）制度の積極的な活用					
内 容	多様化・高度化する行政課題に対し、機動的かつ柔軟に対応するため、部局の枠を越えたプロジェクトチーム制度を積極的に活用する。また、行政改革PTでは必要に応じて、特定の課題を調査及び検討するWG（ワーキンググループ）、迅速に解決するTF（タスクフォース）の設置が可能となるよう設置要綱を改正するなど、部局間のさらなる連携強化を図る。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
プロジェクトチームの活用				→		
25年度までの主な進捗状況	<p>24年度：「県有財産管理PT」、「行政改革PT・WG、TF」の設置 「地域主権改革PT」から「地方分権改革PT」に名称変更</p> <p>23年度：「全国知事会社会保障制度改革検討PT対応班」、「被災者受入支援班」 「地域主権改革PT・WG」などの設置</p> <p>22年度：「地域主権改革PT」、「行政改革PT」、「口蹄疫防疫対策チーム」などの設置</p> <p>21年度：「全国知事会特別委員会対応班」、「新型インフルエンザワクチン接種班」などの設置</p> <p>20年度：「県税特別調査班」、「緊急雇用創出班」、「経済変動対策推進チーム」などの設置</p> <p>19年度：「えひめ夢提案実現PT」の設置</p> <p>※「職員配置の弾力的運用について（平成25年12月26日付け総務部長通知）」により、各部局が主導性を発揮し、必要に応じてPTを設置するよう通知済</p>					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)-② 機動的な執行体制づくり				所管部課	総務部 管理局 人事課 企画振興部 管理局 総合政策課 （関係部課）
具体的な取組	エ 政策推進班の活用による部局連携機能の強化					
内 容	各部局に設置された政策推進班を活用して、各部局における政策立案及び部局間の連携機能の充実を図るなど、政策立案型行政を実現するため体制を強化する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
政策推進班の活用				→	政策推進班による会議を必要に応じ開催	
25年度までの主な進捗状況	<p>25年度：政策推進班会議を開催（平成26年度重点戦略方針が議題）</p> <p>24年度：政策推進班会議を開催（平成25年度重点戦略方針が議題）</p> <p>23年度：各部局に「政策推進班」を設置 政策推進班会議を開催（平成24年度重点戦略方針が議題） 各部局幹事課に「政策推進G」を設置</p>					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)-② 機動的な執行体制づくり				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	オ 東京、大阪事務所の営業機能等の強化					
内 容	首都圏及び関西圏における企業誘致活動、観光PR、県産品販売促進を効果的に実施するため、東京、大阪事務所の情報収集力・営業力を強化する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
東京、大阪事務所の営業機能等の強化				→		
25年度までの主な進捗状況	<p>25年度：「愛のくに えひめ営業本部」の体制強化を図るため、同本部に「東京本部（東京事務所）」及び「大阪本部（大阪事務所）」を設置。</p> <p>23年度：東京、大阪事務所に「産業立地課」及び「観光物産振興課」を設置。 東京、大阪事務所に企業誘致アドバイザーを配置。</p> <p>19年度：東京、大阪事務所に「えひめブランド推進課長（係長級）」を設置。</p> <p>18年度：東京事務所行政課に「行政グループ」を設置。</p> <p>15年度：東京事務所に「産業振興部」を設置。 大阪事務所に「次長（補佐級）」及び「産業課長（係長級）」を設置。</p>					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)-② 機動的な執行体制づくり				所管部課	企画振興部 管理局 総合政策課
具体的な取組	カ トップマネジメント機能の強化					
内 容	政策立案型行政への転換を進めるため、民間企業の“取締役会”に準じる機関として「部局長会」を設置し、部長級職員の専門的知識と情報収集力を結集して、知事のトップマネジメントを補完しながら、政策の質を高めるとともに情報共有を図る。また、各種推進本部等を開催する場として活用することにより、既存の意思決定機会の集約を図る。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
部局長会の積極的な活用				→	部局長会を毎月2回程度開催	
25年度までの主な進捗状況	<p>25年度：「部局長会」の開催 開催回数 定例会16回、拡大会議4回 主な付議議案 ・平成26年度重要施策提案・要望について ・愛媛県道路啓開計画について など</p> <p>24年度：「部局長会」の開催 開催回数 定例会17回、拡大会議4回 主な付議議案 ・平成25年度重要施策提案・要望について ・愛媛県離島振興計画について など</p> <p>23年度：「部局長会」の開催 開催回数 定例会17回、拡大会議4回 主な付議議案 ・新しい長期計画について ・平成25年度重要施策提案・要望の基本方針について ・県・市町連携政策会議について など</p> <p>22年度：「部局長会」の開催 開催回数 6回 主な付議議案 ・新長期計画の策定方針について ・平成24年度重要施策提案・要望の基本方針について ・愛媛国体開催基本構想（素案）について など</p>					
関連ホームページ						

推進事項	3-(2)-① 職員の意識改革				所管部課	総務部 管理局 人事課 総務部 行財政改革局 行革分権課
具体的な取組	ア 5つの意識改革					
内 容	限られた人員で最大限の効果を発揮するためには、職員一人ひとりがその能力をいかんなく発揮するとともに、それぞれの職場において常に問題意識を持ち、政策課題に積極果敢に立ち向かっていく必要がある。その基本となるのが職員の意識であり、県民に目線を合わせ、職員が一体感を持って困難な課題に取り組むことができるよう、「5つの意識改革」をより一層徹底する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
5つの意識改革の徹底 『県庁「現場力」向上運動』のうち「5つの意識改革」の実践を図る「実践力向上運動」を推進					各職場における啓発研修実施率 100%（毎年度）	
25年度までの 主な進捗状況	25年度：「5つの意識改革」実践事例を庁内LANに掲載 「5つの意識改革」実践活動モデル職場の展開（32職場） 24年度：「実践力向上運動」による「5つの意識改革」の“見える化”のため実践事例を収集 23年度：22年度の取組みに加え、名札裏面への表示を実施 22年度：「5つの意識改革」の内容について、主管課長会議での周知、庁内LANポータル画面への掲載、各職場での掲示などに取り組んだ。					
関連ホームページ						

推進事項	3-(2)-② 能力・実績重視型の人事管理				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ア 課長級昇任試験制度の導入					
内 容	事業の執行や人事・組織管理等の権限を持ち、組織の中核として重要なポジションを占める課長級ポストへの意欲、能力のある職員の積極的な登用を図るため、面接重視の試験制度を導入する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
課長級昇任候補者選考試験の実施					受験率75%以上	
25年度までの 主な進捗状況	26年度：受験率85% 25年度：受験率84% 24年度：受験率82% 23年度：課長級昇任試験制度を導入。受験率74%					
関連ホームページ						

推進事項	3-(2)-② 能力・実績重視型の人事管理				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	イ 職員の能力・業績・意欲を重視した人事評価の実施					
内 容	意欲や能力のある職員の活用により組織の活性化を図るため、職員一人ひとりの能力・業績・意欲を的確に評価する人事評価を実施する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
人事評価の実施				→		
部下が上司を評価する制度の実施				→		
25年度までの主な進捗状況	24年度：業務執行リーダー制の導入に伴い、管理職の人事考課の見直しを実施 20年度以降：新任管理職を対象とした評価者研修の実施 19年度：管理職を対象とした評価者研修の実施 18年度：点数評価の厳正化等を柱とする人事考課の大幅な見直しを実施 勤務成績をより適正に給与に反映させるシステム（査定昇給制度）の導入 「部下職員からの声の反映」本格実施 16～17年度：「部下職員からの声の反映」試行					
関連ホームページ						

推進事項	3-(2)-② 能力・実績重視型の人事管理				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ウ 能力・実績を一層反映した給与制度・運用の見直し					
内 容	意欲と能力のある職員の活用により組織の活性化を図るため、能力・実績をより一層反映した給与制度・運用の見直しを行う。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
能力・実績の昇給への反映				→		
実績の勤勉手当への反映				→		
25年度までの主な進捗状況	本県では、従来から個人の能力と実績に応じた適切な給与制度の運用に努めており、18年度からの給与構造改革においては、勤務実績の給与への反映の拡充を図っている。					
関連ホームページ						

推進事項	3-(2)-② 能力・実績重視型の人事管理				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	エ 庁内公募制の活用					
内 容	職員の自主性を生かし、職務に対する意欲を高めるよう庁内公募制の積極的な活用を図る。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
庁内公募制の活用				→	各年度15部門以上を設定	
25年度までの 主な進捗状況	25年度：4区分（Ⅰ特定プロジェクト、Ⅱ県外勤務等、Ⅲ海外派遣・国内留学、Ⅳ技術職員の事務分野への交流）20部門で実施 24年度：4区分（Ⅰ特定プロジェクト、Ⅱ県外勤務等、Ⅲ海外派遣・国内留学、Ⅳ技術職員の事務分野への交流）19部門で実施 23年度：4区分（Ⅰ特定プロジェクト、Ⅱ県外勤務等、Ⅲ海外派遣・国内留学、Ⅳ技術職員の事務分野への交流）17部門で実施 22年度：4区分（Ⅰ特定プロジェクト、Ⅱ県外勤務等、Ⅲ海外派遣・国内留学、Ⅳ技術職員の事務分野への交流）15部門で実施					
関連ホームページ						

推進事項	3-(2)-③ 人材育成の推進				所管部課	総務部 管理局 人事課 研修所
具体的な取組	ア 人材育成方針に基づく職員研修の充実					
内 容	「愛媛県人材育成方針」において、今後の政策立案型行政を支える人材像を明らかにし、更なる分権改革にも積極・果敢に対応できる人づくりに取り組むとともに、研修所での研修について、より効果的かつ実践的な研修カリキュラムを検討し、その充実・強化を図るほか、職場研修や自己啓発の推進などにより、県民ニーズや時代の流れに的確に対応し、創意工夫や企画力を発揮する人材を育成する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
職員の意識改革のための研修実施				→		
政策立案能力向上のための研修実施				→	全ステージアップ研修に導入（24年度まで）	
県・市町合同による研修実施				→		
25年度までの 主な進捗状況	25年度 営業力向上講座を新設。 24年度 各ステージに政策立案関係講座を必修化。 23年度 愛媛県人材育成方針の改訂（24年3月） 16～17年度に研修体系の抜本的な見直しを行い、18年度から選択必修制による能力開発研修を導入。					
関連ホームページ						

推進事項	3-(2)-③ 人材育成の推進				所管部課	総務部 管理局 人事課 研修所 総務部 管理局 市町振興課																														
具体的な取組	イ 市町との人事交流の促進と人材育成の支援【再掲】																																			
内 容	基礎自治体重視の県政運営を進め、県・市町の連携を一層深めるため、「相互交流」により人事交流の拡大に積極的に取り組む。 また、基礎自治体が複雑・多様化した行政課題に適切に対応していくため、県研修所の受託研修や合同研修を充実させるなどにより、市町職員の人材育成を積極的に支援する。																																			
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																															
人事交流の推進				▶	20市町との人事交流																															
市町職員の人材育成に向けた研修支援				▶	市町の意向を踏まえ検討																															
25年度までの主な進捗状況	人事交流の実績（市町からの受入）： <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr><td>25年度</td><td>20市町</td><td>23人(相互交流)、19人(実務研修)</td></tr> <tr><td>24年度</td><td>20市町</td><td>26人(相互交流)、19人(実務研修)</td></tr> <tr><td>23年度</td><td>17市町</td><td>20人(相互交流)、15人(実務研修)</td></tr> <tr><td>22年度</td><td>10市町</td><td>12人</td></tr> <tr><td>21年度</td><td>11市町</td><td>14人</td></tr> <tr><td>20年度</td><td>12市町</td><td>16人</td></tr> <tr><td>19年度</td><td>12市町</td><td>15人</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>9市町</td><td>11人</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>9市町</td><td>10人</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>6市町</td><td>6人</td></tr> </table> 17年度に市町職員のみを対象とした専門研修として「地域政策立案講座」等3講座を新設するとともに、合同研修の枠を3講座から12講座とし、24年度は、市町職員研修を6講座、合同研修を32講座実施した。（受講者数：17年度257人、18年度477人、19年度493人、20年度529人、21年度545人、22年度564人、23年度622人、24年度794人）。						25年度	20市町	23人(相互交流)、19人(実務研修)	24年度	20市町	26人(相互交流)、19人(実務研修)	23年度	17市町	20人(相互交流)、15人(実務研修)	22年度	10市町	12人	21年度	11市町	14人	20年度	12市町	16人	19年度	12市町	15人	18年度	9市町	11人	17年度	9市町	10人	16年度	6市町	6人
25年度	20市町	23人(相互交流)、19人(実務研修)																																		
24年度	20市町	26人(相互交流)、19人(実務研修)																																		
23年度	17市町	20人(相互交流)、15人(実務研修)																																		
22年度	10市町	12人																																		
21年度	11市町	14人																																		
20年度	12市町	16人																																		
19年度	12市町	15人																																		
18年度	9市町	11人																																		
17年度	9市町	10人																																		
16年度	6市町	6人																																		
関連ホームページ																																				

推進事項	3-(2)-③ 人材育成の推進				所管部課	総務部 管理局 人事課																																																		
具体的な取組	ウ 民間、国等との人事交流の推進																																																							
内 容	本格的な地方分権時代に自立した県政を進めていく上で、県の枠を越えた新しい企画力や発想力、民間のコスト感覚など、より高い資質や能力を備えた職員を育成するため、国の省庁や国際関係機関、民間企業等への派遣研修を引き続き推進する。																																																							
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																																																			
国省庁や国際関係機関、民間企業への派遣の充実				▶																																																				
25年度までの主な進捗状況	民間、国等への職員派遣状況（17年度以降） <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>省庁</th> <th>海外</th> <th>大学・民間等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>25</td><td>8</td><td>5</td><td>5</td><td>18</td></tr> <tr><td>24</td><td>6</td><td>4</td><td>5</td><td>15</td></tr> <tr><td>23</td><td>6</td><td>3</td><td>4</td><td>13</td></tr> <tr><td>22</td><td>7</td><td>4</td><td>4</td><td>15</td></tr> <tr><td>21</td><td>7</td><td>4</td><td>7</td><td>18</td></tr> <tr><td>20</td><td>7</td><td>3</td><td>7</td><td>17</td></tr> <tr><td>19</td><td>7</td><td>3</td><td>6</td><td>16</td></tr> <tr><td>18</td><td>8</td><td>3</td><td>5</td><td>16</td></tr> <tr><td>17</td><td>7</td><td>4</td><td>4</td><td>15</td></tr> </tbody> </table>						区分	省庁	海外	大学・民間等	計	25	8	5	5	18	24	6	4	5	15	23	6	3	4	13	22	7	4	4	15	21	7	4	7	18	20	7	3	7	17	19	7	3	6	16	18	8	3	5	16	17	7	4	4	15
区分	省庁	海外	大学・民間等	計																																																				
25	8	5	5	18																																																				
24	6	4	5	15																																																				
23	6	3	4	13																																																				
22	7	4	4	15																																																				
21	7	4	7	18																																																				
20	7	3	7	17																																																				
19	7	3	6	16																																																				
18	8	3	5	16																																																				
17	7	4	4	15																																																				
関連ホームページ																																																								

推進事項	3-(2)-③ 人材育成の推進				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	Ⅰ 事務職と技術職の人事交流の促進					
内 容	異なる分野の業務を経験することにより、職員の視野の拡大を図るとともに、新しい視点で仕事を進めることにより、事務・技術双方に刺激を与え、新しい発想の生まれる土壌づくりを進めるため、事務職と技術職との交流を促進する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
事務職と技術職の人事交流の促進				→	各年度40人以上の人事交流	
25年度までの主な進捗状況	技術職の事務部門への配置状況 25年度：40人 20年度：36人 24年度：40人 19年度：24人 23年度：44人 18年度：37人 22年度：43人 17年度：40人 21年度：45人 16年度：40人 15年度：30人					
関連ホームページ						

推進事項	3-(2)-③ 人材育成の推進				所管部課	総務部 管理局 人事課 研修所
具体的な取組	才 県・市町職員の合同政策研究活動の推進 【再掲】					
内 容	県と市町がそれぞれ抱える行政課題について、若手職員が合同で政策研究を行う場を提供することにより、職員の意識改革や政策立案能力の向上を図るとともに、県・市町の連携や一体行政の推進に資する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
合同政策研究活動への支援				→	24年度から制度を導入。	
25年度までの主な進捗状況	25年度実績 2グループ 24年度：自主研究グループ活動のうち、市町職員との合同政策研究活動について 報償金制度を創設 24年度実績 5グループ					
関連ホームページ						

推進事項	3-(2)-③ 人材育成の推進				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	カ 職員表彰制度の見直し					
内 容	前向きな気持ちで困難な行政課題にチャレンジし、成果を挙げた職員に対する表彰制度を見直し、更なる挑戦を促す。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
職員表彰制度見直し				→		
25年度までの 主な進捗状況	24年度 <ul style="list-style-type: none"> ・優良職員表彰の見直し（表彰者数の拡大及び功績内容の追加） ・優良機関表彰の見直し（功績内容の追加） ・功績の具体的内容を庁内LAN等で周知 					
関連ホームページ						

推進事項	3-(3)-① 国の出先機関改革への対応				所管部課	総務部 行財政改革局 行革分権課 経済労働部 管理局 労政雇用課 雇用対策室 (関係部課)
具体的な取組	ア 県単独による対応の検討					
内 容	国の出先機関改革を推進し、業務の効率化、行政サービスの向上を図るため、内閣府のアクション・プランで具体的に示されているハローワーク業務の一体的実施や、国の出先機関の事務・権限の県への移管について検討する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
ハローワーク業務の 一体的実施について 検討				→	26年度までに提案内容の実現（アクション・プラン）	
その他の業務の県移 管について検討				→		
25年度までの 主な進捗状況	24年4月：新たに締結した愛媛労働局との協定に基づき、一体的実施事業として、「愛媛県地域共同就職支援センター」の共同運営を開始 24年1月：第3次募集で、「愛媛県地域共同就職支援センター」における、国の職業紹介事業等と県の生活就労相談事業等の一体的実施案を提出 ⇒ 【採択（24年2月）】 23年5月：アクションプランを実現するための提案募集（第2次募集）に対し、ハローワークプラザ松山の業務の移管を受け、ジョブカフェ愛workと一体的に運営する内容の一体的実施案を提出 ⇒ 【採否保留】					
関連ホームページ	内閣府アクションプラン推進委員会HP http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/desaki/ap-promotion.html					

推進事項	3-(3)-① 国の出先機関改革への対応				所管部課	総務部 行財政改革局 行革分権課 (関係部課)
具体的な取組	イ 四国4県による対応の検討					
内 容	四国4県が連携しながら国の出先機関改革やその他諸課題に対応するため、四国知事会の下部組織として設置している四国4県広域連携部長会議において、課題整理や連携促進の可能性等について調査検討する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
国の出先機関改革に向けた四国4県との連携の推進				→	国の動向を踏まえた受入方針の検討	
25年度までの主な進捗状況	24年2月4日 臨時四国知事会議開催（国出先機関改革を4県が一致して取組むことを合意） 23年12月6日 第3回会議開催 23年8月9日 第2回会議開催 22年7月9日 第1回会議開催 22年7月 四国4県広域連携部長会議の設置					
関連ホームページ						

推進事項	3-(3)-① 国の出先機関改革への対応				所管部課	総務部 行財政改革局 行革分権課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 中四国ブロックによる対応の検討					
内 容	中四国に跨る国の出先機関改革を推進するため、中四国サミット等の場を活用して、課題整理や連携策等について検討する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
国の出先機関改革に向けた中四国各県との連携の推進				→		
25年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ						

推進事項	3-(3)-② 国・県・市町の役割分担に応じた機能強化				所管部課	総務部 管理局 人事課 総務部 行財政改革局 行革分権課 (関係部課)																																																											
具体的な取組	ア 「県権限移譲推進指針」に基づく市町への権限移譲																																																																
内 容	地方分権の趣旨に沿った個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、住民に身近な行政は市町が担うことを原則に、県と市町の役割分担を行った上で、市町が実情に応じた総合的かつきめ細かな施策を展開できるよう、市町の意向を踏まえながら、「県権限移譲推進指針」等に沿って市町の行政体制の整備状況に応じた権限を移譲する。 あわせて、権限移譲に伴う財源措置や人的支援など市町への支援を行う。																																																																
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等																																																												
プログラムに基づく権限移譲の推進					権限移譲具体化プログラム（一律移譲）の権限移譲数 387（※1）																																																												
財政的・人的支援																																																																	
25年度までの主な進捗状況	18年度 「権限移譲検討協議会」及び検討部会（中核市、一般市、町）の設置、開催 「県権限移譲推進指針」及び「権限移譲具体化プログラム」の策定 19年度以降毎年度「県権限移譲推進指針」及び「権限移譲具体化プログラム」を見直し改訂																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【一律移譲パッケージの状況】</th> <th colspan="4">【参考：プログラム全体における移譲状況】</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>権限移譲実績数 (累計)※1 ※2</th> <th>年度</th> <th>移譲事務の内容 ※2</th> <th>パッケージ数</th> <th>パッケージ 事務数 (単年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>81</td> <td>18年度</td> <td>農地の権利移動の許可等に係る事務 等</td> <td>7</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>231</td> <td>19年度</td> <td>NPO法人設立の認証等に係る事務 等</td> <td>21</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>287</td> <td>20年度</td> <td>特定行政庁に係る事務 等</td> <td>19</td> <td>378</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>312</td> <td>21年度</td> <td>旅券の申請受理と交付に係る事務 等</td> <td>13</td> <td>186</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>320</td> <td>22年度</td> <td>商工会の設立の認可等に係る事務 等</td> <td>10</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>353</td> <td>23年度</td> <td>特定保守製品に関する立入調査等に係る事務 等</td> <td>11</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>358</td> <td>24年度</td> <td>特定工場の新設の届出受理等に係る事務 等</td> <td>3</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>358</td> <td>25年度</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 パッケージごとの移譲市町数の合計（延べ数）。表中の累計は、移譲実績数。 ※2 各年度実績は、当該年度に市町と協議のうえ、条例等を規定した数（移譲は翌年度）</p> <p>【権限移譲事務等市町交付金】 26年度：交付金額 42,545千円（予定） 25年度：交付金額 42,692千円 24年度：交付金額 44,283千円 23年度：交付金額 73,523千円 22年度：交付金額 70,402千円 21年度：交付金額 71,166千円 20年度：交付金額 69,592千円 19年度：交付金額 64,171千円 ※当交付金のほか、保健所政令市権限移譲事務交付金等による個別措置あり</p>						【一律移譲パッケージの状況】		【参考：プログラム全体における移譲状況】				年度	権限移譲実績数 (累計)※1 ※2	年度	移譲事務の内容 ※2	パッケージ数	パッケージ 事務数 (単年度)	18年度	81	18年度	農地の権利移動の許可等に係る事務 等	7	49	19年度	231	19年度	NPO法人設立の認証等に係る事務 等	21	300	20年度	287	20年度	特定行政庁に係る事務 等	19	378	21年度	312	21年度	旅券の申請受理と交付に係る事務 等	13	186	22年度	320	22年度	商工会の設立の認可等に係る事務 等	10	222	23年度	353	23年度	特定保守製品に関する立入調査等に係る事務 等	11	141	24年度	358	24年度	特定工場の新設の届出受理等に係る事務 等	3	22	25年度	358	25年度	-	0
【一律移譲パッケージの状況】		【参考：プログラム全体における移譲状況】																																																															
年度	権限移譲実績数 (累計)※1 ※2	年度	移譲事務の内容 ※2	パッケージ数	パッケージ 事務数 (単年度)																																																												
18年度	81	18年度	農地の権利移動の許可等に係る事務 等	7	49																																																												
19年度	231	19年度	NPO法人設立の認証等に係る事務 等	21	300																																																												
20年度	287	20年度	特定行政庁に係る事務 等	19	378																																																												
21年度	312	21年度	旅券の申請受理と交付に係る事務 等	13	186																																																												
22年度	320	22年度	商工会の設立の認可等に係る事務 等	10	222																																																												
23年度	353	23年度	特定保守製品に関する立入調査等に係る事務 等	11	141																																																												
24年度	358	24年度	特定工場の新設の届出受理等に係る事務 等	3	22																																																												
25年度	358	25年度	-	0	0																																																												
関連ホームページ	市町への権限移譲のページ http://www.pref.ehime.jp/h10900/bunken/shishin.html																																																																

推進事項	3-(3)-② 国・県・市町の役割分担に応じた機能強化				所管部課	総務部 行財政改革局 行革分権課 (関係部課)
具体的な取組	イ 義務付け・枠付けの見直しへの対応					
内 容	義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を内容とする法令改正に基づいて、自らの判断と責任により地域の実情に合った基準の設定等に取り組む。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
基準の設定等		→			地域の実情に即した独自基準の設定 1条例以上	
25年度までの主な進捗状況	H26.2月議会 11条例を一括上程（うち、独自基準を含むもの1条例） H25.9月議会 1条例上程 H25.6月議会 第3次一括法成立 H25.2月議会 1条例上程 H24.12月議会 5条例上程（うち、独自基準を含むもの1条例） H24.9月議会 21条例上程（うち、独自基準を含むもの20条例） H24.2月議会 10条例上程（うち、独自基準を含むもの2条例） H23.8月 第2次一括法成立 H23.4月 第1次一括法成立					
関連ホームページ	義務付け・枠付けの見直しのページ http://www.pref.ehime.jp/h10900/bunken/gimuwaku.html					

推進事項	3-(3)-② 国・県・市町の役割分担に応じた機能強化				所管部課	総務部 管理局 市町振興課 総務部 行財政改革局 行革分権課
具体的な取組	ウ 市町への法定移譲事務の情報提供等					
内 容	法定移譲事務について、関係する市町への適切な情報提供や支援体制の整備等により円滑な移譲に努めるとともに、法定移譲事務との一体処理が望ましい事務について、効果・効率の観点から市町に提案し、住民目線による基礎自治体への権限移譲の推進に取り組む。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
市町への適切な情報提供		→			第2次一括法による権限移譲事務に係る個別説明会等の開催（計10回以上）	
一体処理が望ましい事務との調整・提案				→		
25年度までの主な進捗状況	H25.6月の第3次一括法の成立により、2法律に基づく事務が、平成27年4月1日までに基礎自治体へ権限移譲される予定。 H23.8月の第2次一括法の成立により、47法律に基づく事務が、平成25年4月1日までに基礎自治体へ権限移譲された。 7つのパッケージについて、市へ法定移譲されるのと同時に、町へも特例条例による事務移譲の受入を働きかけた。					
関連ホームページ	市町への権限移譲のページ http://www.pref.ehime.jp/h10900/bunken/shishin.html					

推進事項	3-(3)-③ 国への提言・情報発信				所管部課 総務部 行財政改革局 財政課 行革分権課 (関係部課)
具体的な取組	ア 国への積極的な政策提言				
内 容	国から県への権限移譲を進めるとともに、国の無駄な規制を廃止し、真の分権型社会を実現するため、地域主権改革プロジェクトチームにおいて「えひめ発の分権改革提言」を策定し、現場サイドからの地方分権改革を国に提言する。 また、第二期地方分権改革の実現に向け、国と地方の役割分担の見直し、事務・事業、権限、財源の一体的な移譲、義務付け・枠付け及び関与の廃止・縮小、国・地方の税源配分のあり方や団体間の税源偏在是正のあり方について、全国知事会等を通じて国へ提言を行う。				
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等
えひめ発の分権改革提言の策定	→				
えひめ発の分権改革提言の実現				→	26年度までに10項目を実現
全国知事会等を通じた提言				→	毎年1回以上提言
25年度までの主な進捗状況	26年度：えひめ発の分権改革提言2014（全国知事会議で発表：平成26年7月15日） 25年度：えひめ発の規制緩和提言（全国知事会議で発表：平成25年7月8日） 提言の実現状況：達成1項目、一部達成5項目 24年度：えひめ発の社会保障制度改革提言（全国知事会議で発表：平成24年7月19日） 提言の実現状況：達成1項目 23年度：えひめ発の分権改革提言（全国知事会議で発表：平成23年7月12日） 提言の実現状況：一部達成14項目				
関連ホームページ	えひめ発の分権改革提言のページ えひめ発の社会保障制度改革提言のページ えひめ発の規制緩和提言のページ http://www.pref.ehime.jp/h10900/bunken/index.html				

推進事項	3-(3)-③ 国への提言・情報発信				所管部課	総務部 行財政改革局 行革分権課
具体的な取組	イ 広域自治体のあり方の研究					
内 容	国の出先機関改革を円滑に推進し、来るべき地方分権改革の進展に対応するため、分権改革プロジェクトチーム等を活用して、広域連合や広域行政機構などの調査・研究を行い、本県にとって望ましい広域自治体のあり方を検討する。					
実施概要	23年度	24年度	25年度	26年度	数値目標等	
望ましい広域自治体のあり方の研究				→		
25年度までの主な進捗状況	25年度：四国4県広域行政のあり方研究ワーキンググループの設置 24年度：広域自治体のあり方に関する講演会を開催 19年度：最終報告を四国知事会議に報告 18年度：中間取りまとめを行い、四国知事会議に報告 17年度：四国4県の部次長級職員で構成する「四国4県道州制研究会」を設置 15・16年度：本県の若手職員による「県のあり方研究会」設置 14・15年度：四国4県担当者による勉強会設置					
関連ホームページ						